「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」

申請の手引き

一般社団法人次世代自動車振興センター

2016年5月

補助金の公募申請、交付申請または補助金の受給をされる皆様へ

一般社団法人次世代自動車振興センター(「センター」という)が交付する次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金(「本補助金」という)については、国庫補助金等の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。このため、センターとしても本補助金に係る不正行為に対して厳格に対処致します。

従って、センターが交付手続きを行う本補助金に対し公募申請される方、交付申請される方、補助金 交付が決定し本補助金を受給される方におかれましては、以下の点につき十分にご留意された上で、本 補助金の申請または受給を行っていただきますようお願い致します。

- 1. 本補助金の申請者がセンターに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記入を行なわないで下さい。
- 2. 充電設備の設置に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し申請者の責任の下に設置して下さい。センターは、本補助金の交付対象として設置された充電設備について、本補助金の交付要件を満たしているか否かは審査致しますが、安全面や法規面については何ら保証するものではありません。
 - 更に、補助対象設備等の保有義務期間中に、充電設備や同設備の設置に関し安全上や法規上の問題が発生し充電設備の撤去などが求められた場合は、センターは申請者に対して保有義務期間違反との理由で補助金の返還を求める場合があります。
- 3. 充電設備の設置に関し、申請者は設置する土地の使用権限を有していることを十分に確認し申請者 の責任の下に設置して下さい。充電設備設置後に土地の使用権限がなく充電設備を撤去する場合に は、センターは申請者に対して保有義務期間違反との理由で補助金の返還を求める場合があります。
- 4. 本補助金制度において規定している補助対象設備の保有義務期間は、同設備の減価償却期間と一致 しない場合もありますので、会計上及び税務上の処理の際はご注意願います。 リース契約期間が保有義務期間に満たない場合には、リース事業者がその満たない期間保有し続け
 - ることを誓約していただくことが必要となります。
- 5. 本補助金で取得した財産(「取得財産等」という。)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。)しようとするときには、事前に処分内容などにつきセンターの承認を受けなくてはなりません。なお、センターは必要に応じて取得財産等の管理状況について調査を行います。
- 6. 偽りその他の不正な方法により、本補助金を不正に受給した疑いがある場合には、センターとして、 本補助金の受給者、手続代行者、工事施工会社及び充電設備製造事業者に対して必要に応じて現地 調査などを実施します。
- 7. 不正行為が認められたときは、当該補助金にかかる交付決定の取消しを行うと共に、補助金の受給者、手続代行者、工事施工会社及び充電設備製造事業者の名称及び不正の内容を公表いたします。 既に受領済みの補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返納いただくことになります。
- 8. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(いわゆる「補助金適正化法」)の第29条から第32条において、刑事罰を科す旨規定されています。

目次

Ι.	「次世	代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」事業の概要	1
	1.	事業の目的	1
	2.	事業の内容	1
	3.	申請することができる方	1
	4.	「暴力団排除に関する誓約事項」に該当する者の排除について	1
	5.	補助対象事業、補助対象経費および補助率について	1
	6.	公募申請および交付申請のプロセスと期間について	4
	7.	公募申請にあたっての留意点	4
	8.	実績報告書の提出と期限について	5
	9.	公募申請書、交付申請書および実績報告書一式の提出方法について	5
	10.	公募申請書、交付申請書および実績報告書一式の受理	5
	11.	申請書類の送付先	6
		(別紙1) 暴力団排除に関する誓約事項	7
Π.	申請は	こ関する基本 的 事項	9
	1.	補助金申請から補助金交付までの流れ	9
	2.	補助対象となる充電設備と補助金の交付額の算定について	27
	3.	補助対象となる設置工事と補助金の交付額の算定について	28
	4.	手続代行者について	36
	5.	共同申請について	37
	6.	リース契約に基づく申請について	38
	7.	自社または資本関係にある会社から調達する場合について(利益等排除)	39
	8.	取得財産等の保有義務期間について	41
	9.	財産処分の制限について	41
	10.	補助事業の経理について	42
	11.	その他	42
		(別紙2)「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金管理規程」.	43
		提出書類一覧表	45
ш.	高速道	Í路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業の申請について	47
	1.	公募申請について	47
	2.	交付申請について	58
	3.	実績報告について	62
		補足資料(要部写真の説明)	69
		補助金申込・公募申請書 チェックリスト	71
		補助金申込・交付申請書 チェックリスト	72
		実績報告書 チェックリスト	73
IV.	その他	也公共用充電設備設置事業の申請について	75
	1.	公募申請について	75
	2.	交付申請について	84
	3.	実績報告について	88
		補足資料(要部写真の説明)	95
		補助金申込・公墓申請書 チェックリスト	97

		補助金申込・交付申請書 チェックリスト	98
		実績報告書 チェックリスト	99
v.	共同住	宅等充電設備設置事業の申請について	101
	1.	公募申請について	101
	2.	交付申請について	110
	3.	実績報告について	115
		補足資料(要部写真の説明)	121
		補助金申込・公募申請書 チェックリスト	123
		補助金申込・交付申請書 チェックリスト	124
		実績報告書 チェックリスト	125
VI.	工場・	事業所充電設備設置事業の申請について	127
	1.	公募申請について	127
	2.	交付申請について	136
	3.	実績報告について	140
		補足資料(要部写真の説明)	147
		補助金申込・公募申請書 チェックリスト	149
		補助金申込・交付申請書 チェックリスト	150
		実績報告書 チェックリスト	151
WI.	取下げ	'・計画変更等の手続きについて	153
	1.	申請取下げ	153
	2.	遅延等報告	153
	3.	実施状況等報告	153
	4.	実績報告書遅延報告	153
	5.	計画変更	154
WII.	取得財	産等の保有義務と財産処分等の手続きについて	157
	1.	保有義務期間について	157
	2.	財産処分について	157
	3.	各手続について	158
IX.	参考資	料	163
	参考1	. 次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金交付規程	163
	参考2	. 次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金業務実施細則	181
	参考3	. 充電設備の申請・承認等に関する規則	199
	参考4	. 様式一覧	203
	参考5	. 参考様式一覧	204

I.「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」事業の概要

1. 事業の目的

この補助事業は、電気自動車、プラグインハイブリット自動車(以下「電気自動車等」という。)へ電気を供給する設備(以下「充電設備」という。)の導入にかかる経費を補助し、併せてその導入を促進することによって電気自動車等の更なる普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図ることを目的とします。

2. 事業の内容

電気自動車等用の充電設備を「新品」で購入し設置を行う方に対し、その導入費 用の負担軽減のために補助金を交付する事業です。

3. 申請することができる方

充電設備を購入(所有)し設置する方で、以下の方が申請することができます。

- (1) 地方公共団体
- (2) 法人(マンション管理組合法人を含む。)(注1)
- (3) 個人(共同住宅のオーナー、居住者および管理組合の理事長等)

注1:国(省庁等)は申請できません。

4. 「暴力団排除に関する誓約事項」に該当する者の排除について

- ·公募申請者(リース契約が含まれる申請の場合は使用者(契約者)も含む。)は、 補助金の公募申請前に、「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、 誓約しなければなりません。
- ・公募申請者および交付申請者が「暴力団排除に関する誓約事項」に該当した場合は、 採択および交付決定を取消します。
- ・公募申請者が法人(リース会社も含む。)の場合は、役員名簿(様式33)の提出が必要です。また、リース契約の使用者(契約者)が法人の場合も役員名簿(様式33)の提出が必要です。
- ·「暴力団排除に関する誓約事項」はP7 (別紙1)を参照してください。

5. 補助対象事業、補助対象経費および補助率について

4つの事業ごとに、①充電設備の購入費と、②充電設備の設置工事費を補助対象経費とし、表─1に示す補助率に従い、補助金を交付します。なお、②充電設備の設置工事の内容は事業によって異なりますので、「Ⅱ. 3-1. 補助対象となる工事」(P28~33)等を参照してください。

表一1 補助対象事業、補助対象経費および補助率について

表一 補助対象事業、補	射助対象経質および補助率について ┏────────────────────────────────────	
補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
1. 高速道路SA·PA (注2) 及び道の駅 ^(注3) 充電設備設置事業	充電設備の購入費 (注4) 以下の充電設備が対象です。 *急速充電設備 *普通充電設備 *V2H充電設備 *蓄電池付充電設備 *充電用コンセント *充電用コンセントスタンド	定額
	- **光電州コンセンドバメンド 充電設備の設置工事費 ^(注5)	
	*充電設備設置工事費 高圧受変電設備設置工事費は 高速道路SA・PAへの設置時 のみ *案内板設置工事費 *付帯設備設置工事費 *その他設置にかかる費用	ただし、各工事費にかか る補助額は、申額以内で る補助額は、上限額以内で 決定します。 高速道路SA・PAは 受定します。 高速道路で、の基 で、特別な合は、を を がよっのでは、 を は、 を は、 を は、 を は、 を は、 を は、 を は、 は、 を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
2. その他公共用	充電設備の購入費 ^(注 4)	
充電設備設置事業	以下の充電設備が対象です。 *急速充電設備 *普通充電設備 *V2H充電設備 *蓄電池付充電設備 *充電用コンセント *充電用コンセントスタンド	1/2
	充電設備の設置工事費 (注5) *充電設備設置工事費 *案内板設置工事費 *付帯設備設置工事費 駐車スペースのライン引き、 路面表示、電灯を除く *その他設置にかかる費用 充電スペース造成費、停電回避費 を除く	定額 ただし、各工事費にかか る補助額は、申告書を審 査した後、上限額以内で 決定します。

補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
3. 共同住宅等	充電設備の購入費	
充電設備設置事業	以下の充電設備が対象です。	1/2
	*急速充電設備	1 / 2
	*普通充電設備	┃ ┃ただし、V2H充電設備
	*V2H充電設備	または蓄電池付充電設備
	* 蓄電池付充電設備	は2/3
	*充電用コンセント	142/0
	*充電用コンセントスタンド	
	設置工事費	
	*充電設備設置工事費	
	* 付帯設備工事費	定額
	充電設備防護用部材は、急速充	
	電設備の設置または充電用	ただし、各工事費にかか
	コンセントを機械式駐車場に	る補助額は、申告書を審
	設置する場合のみ	査した後、上限額以内で
	*その他設置にかかる費用	決定します
	充電スペース造成費 ^(注6) 、停電回	
	避費を除く	
4. 工場·事業所	充電設備の購入費	
充電設備設置事業	以下の充電設備が対象です。	
	*急速充電設備	
	*普通充電設備	1/2
	*V2H充電設備	1, 2
	*蓄電池付充電設備	
	*充電用コンセント	
	*充電用コンセントスタンド	
	設置工事費	定額
	*充電設備設置工事費	
	*その他設置にかかる費用	ただし、各工事費にかか
	充電スペース造成費、停電回避費	る補助額は、申告書を審
	を除く。	査した後、上限額以内で
		決定します。

注2: 高速道路SA·PAとは、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第 1条に規定する高速道路株式会社6社が管理する道路および地方道路公社法第 1条(平成25年6月14日法律第44号)に規定する地方道路公社が管理す る道路のSA·PAおよび隣接設置されたハイウェイオアシスのうち、新設ま たは電欠防止の観点から特に重要な施設に限ります。

注3:新設の「道の駅」については、公募申請時に国土交通省へ道の駅として登録されていること、または公募申請時に国土交通省が平成28年12月までに行う「平成28年度道の駅第45回・第46回登録」に向けての申請が完了している、ま

たは完了する見込みであるものに限ります。

注4:事業ごとに補助対象となる充電設備とその設置基数の目安は、業務実施細則の 別表1-1を参照してください。(事業ごとの説明も参照してください。)

注5:設置工事費の内容とその補助金交付上限額については、業務実施細則の別表1-2を参照してください。(事業ごとの説明も参照してください。)

注6: 既設の分譲マンションに充電設備を設置する場合で、充電スペースを新規に 設けることが合理的とセンターが認めた場合には、「充電スペース造成費」を 補助対象経費として認めます。

6. 公募申請および交付申請のプロセスと期間について

公募申請される方は、公募申請受付期間内に「公募申請書」にセンターが求める 書類一式を添付し、センターに郵送にて提出します。

センターは、提出された「公募申請書」を審査し、事業目的等に鑑み適当とした公募申請に対してのみ「採択通知書」を発行し通知します。

「採択通知書」を受けた公募申請者は、受領後15日以内に「交付申請書」にセンターが求める書類一式を添付し、センターに郵送にて提出します。

センターは、提出された「交付申請書」を審査し、原則15日以内を目途に交付 決定を行い「交付決定通知書」を発行し通知します。交付申請者は「交付決定通 知書」を受領後30日以内に充電設備の発注(代金支払い)並びに設置工事の施 工に着手してください。

公募申請の受付期間は平成28年5月9日(月)~9月30日(金)です。 最終日までに公募申請書がセンターに到着しているものが有効となります。(消印 有効ではありません。)なお、採択された公募申請の額の累計が予算額を超えると 予想される場合には公募申請の受付期間中であっても、公募申請の受付を終了する 場合があります。その場合はセンターのホームページ上で告知します。

7. 公募申請にあたっての留意点

- ①申請者は、公募申請するにあたっては、充電設備の購入および設置工事にかかる「予算」を確保した後に公募申請してください。
- ②充電設備の発注(代金支払い)と工事施工開始は「交付決定通知書」受領後に 行う前提で工事開始予定日等の日程を計画する必要があります。
- ③借地に充電設備を設置する場合は、公募申請までに土地の利用に関する許諾および充電設備の保有義務期間(5年)以上において設置することの許諾を土地所有者から得ることを条件に申請をしてください。なお、公募申請時に許諾を証する書類の提出ができない場合は、交付申請時に土地の利用に関する許諾を証する書類を提出してください。
- ④原則として国の他の補助金と重複して申請することはできません。 地方公共団体の補助制度は、本補助金と重複して申請できる場合があります。

詳しくは各自治体へお問い合わせください。

8. 実績報告書の提出と期限について

補助金の交付を受けるためには、充電設備等の設置工事が完了し、充電設備の購入費および設置工事費の支払いを完了させ、いずれか遅い方から30日以内に実績報告書をセンターに提出することが必要です。

提出の期限は平成29年1月31日(火)です。

最終日にセンターに到着しているものが有効となります。(消印有効ではありません。)

9. 公募申請書、交付申請書および実績報告書一式の提出方法について 申請書類は「信書」にあたることから、郵便または特定信書便でセンター宛に送 付してください。なお、センターへの書類の持ち込みはお断りいたします。

提出いただいた書類は返却できません。書類は全て必ず控え(コピー)を取り、提出してください。

10. 公募申請書、交付申請書および実績報告書一式の受理

申請書が到着しても、必要書類が不足している、申請書類が所定の様式でない、 必要事項の記入がない、押印漏れがある場合等、センターが適正でないと認めた 場合は、申請書類の受付を行うことなく不備内容の説明書を同封してそのまま返 却する場合があります。

記載の不備や記載の修正が必要な場合および確認すべき事由がある場合は、申請書を受付し、一定期間に不備を訂正、修正あるいは説明するようセンターから連絡します。これらが解消するまで、センターは申請書等を受理しません。

受理されてから審査開始となります。

センターから連絡があったにもかかわらず、書類の不備等が是正されない場合は 各申請が無効になる場合があります。

必要書類の不足や書類の記入・押印漏れがないように、チェックシートを利用し、 十分に確認をした上で書類を送付してください。

11. 申請書類の送付先

T105-0001

- 東京都港区虎ノ門 1-6-12 大手町建物虎ノ門ビル2階
- 一般社団法人次世代自動車振興センター 充電インフラ部 平成28年度課 宛 (「充電インフラ整備事業 平成28年度公募申請書在中」と赤字で明記してください。)
- ※交付申請書を送付する場合は「交付申請書在中」、実績報告書を送付する場合は「実績報告書を送付する場合は「実績報告書を送付する場合は「実績報告書を送付する場合は「実績報告書を送付する場合はその旨を明記してください。
- ※センターは平成28年7月以降に移転の予定があります。新しい送付先はセンターのホームページにて別途案内します。

(別紙1) 暴力団排除に関する誓約事項

(交付規程 第5条、第7条、第17条、第27条)

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の公募申請及び交付申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

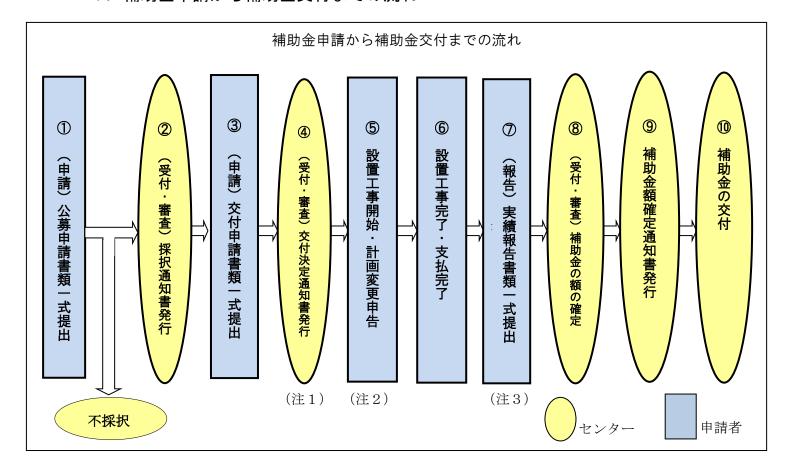
記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

Ⅱ.申請に関する基本的事項

1. 補助金申請から補助金交付までの流れ



- (注1)全ての事業において充電設備の購入および設置工事の着手は交付決定通知書の受領 後としてください。設置工事の着手とは、工事の施工開始のことをいいます。
- (注2) 交付決定通知書を受領後に、交付決定内容を変更する場合はセンターへ報告し、承認を得てください。実績報告書の提出までに計画変更が提出されていない場合は、 交付決定が取消されることがありますので注意してください。詳しくは「Ⅶ.5.計画変更」を参照してください。
- (注3) 実績報告書の提出期限がやむを得ない理由により遅延する場合はセンターへ報告し、 承認を得てください。ただし、実績報告書の最終提出期限は 平成29年1月31 日(火)を超えることはできません。詳しくは「Ⅶ.5.計画変更」を参照しください。

①(申請)公募申請書類一式提出

(1)公募申請の条件

- ア. 充電設備の購入および設置工事にかかる「予算」を確保し、事業ごとにセンターが 定める要件(施設の駐車場台数等)に合致した設置の計画を立てた後に、公募申請 してください。各事業ごとの要件の説明で確認してください。
- イ.(2)で求める書類に全て回答し、準備してください。
- ウ. 同一敷地内、同一施設内での工事を「一つの工事」といいます。「一つの工事」ごとに申請してください。「一つの工事」で複数の充電設備等を設置する場合も一つの申請となります。
- エ. 借地に充電設備を設置する場合は、公募申請までに土地の利用に関する許諾および 充電設備の保有義務期間(5年)以上において設置することの許諾を土地所有者か ら得ることを条件に申請をしてください。なお、公募申請時に許諾を証する書類の 提出ができない場合は、交付申請時に土地の利用に関する許諾を証する書類を提出 してください。リース申請の場合は、使用者(契約者)が許諾を得ていることが必 要となります。
- オ.補助対象となる充電設備は、充電設備メーカーからの申請に基づきセンターが 審査・承認した充電設備(型式)の新品が対象となります。(センターホームページの「充電設備型式毎の補助金交付上限額」一覧表で、最新の補助対象として承認された型式を確認してください。)
- カ.補助対象となる設置工事は、センターが定める補助対象設置工事項目が対象になります。
- キ. 公募申請された設置計画の予算面における合理性を審査するために見積書の提出を求めます。なお、設置計画が検討段階で充電設備販売会社や工事施工会社から正式な見積書の提出を受けることができない場合は、それらの概算見積書等でも可としますが、採択された場合、公募申請で示した予算以上での交付申請は受理できませんので注意してください。

(2)公募申請に必要な書類と作成上の注意・留意点

※下記に掲げる以外に申請の状況に応じて必要な書類があります。詳細は本書の事業ごとの説明を確認してください。

ア. 公募申請書(様式1-1~1-4)および別紙(様式1-1(別紙)~1-4(別紙))
申請する事業ごとに所定の様式にて申請してください。

センターホームページよりダウンロードして使用してください。

WEBシステムを利用し申請書の作成が可能です。詳しくは「WEB申請マニュアル」を参照してください。

その他の必要様式はセンターホームページよりダウンロードし使用してください。 平成28年度の様式は、それ以前の各補助事業の様式とは異なります。平成28年 度の様式以外では申請は受理しません。

(次世代自動車振興センターホームページ http://www.cev-pc.or.jp/)

【記入にあたっての注意・留意事項】

a) 申請日

- ・添付書類を整え、申請書の記入を完了した日を記入してください。
- ・センター到着日を加算等するなどの未来日が記載されていた場合は、 受付せずに、返却する場合があります。

b)申請者欄

- ・充電設備等を所有する方が申請者となります。(共同申請の場合は「Ⅱ. 5. 共同申請について」を参照してください。)
- ・申請者の区分は以下の4つになります。
 - ·地方公共団体
 - ・法人(マンション管理組合法人を含み、リース会社を除く)(注1)
 - ・リース会社
 - ・個人(共同住宅のオーナー、居住者および管理組合の理事長等)
- 注1:国(省庁等)は申請できません。
- ・法人からの申請は、代表権または契約締結権を有する方の名前で申請することが必要となります。申請者が支社・支店等の場合はその長に契約締結権がある場合のみ支社・支店等の長の名前で記入および押印することができます。
- ・法人の支社・支店等からの申請にあたり、法人の履歴事項全部証明書等に支社・ 支店等の記載がない、または支社・支店等の長に契約締結権がない場合は、代 表権者から申請者への委任状およびその支社・支店等が存在することが確認で きる書類(事業・営業証明、納税証明書、会社案内の組織図のコピー等)を提 出してください。
- c) 公募申請要件等の確認
 - ·事業ごとの「6.公募申請要件等の確認」欄を必ず確認の上、内容に間違いがないことを誓約し、押印してください。

d)押印

- ・申請者(手続代行者も含む。)の押印箇所は4ヶ所(捨印2ヶ所)です。
- ・押印は実印でなくとも、個人の場合は認印、地方公共団体および法人の場合は 会社を代表する印または契約締結に使用する印を押印してください。ただし、 共同申請をされる場合の共同申請書(様式8)は実印の押印が必要です。
- ・申請者(手続代行者も含む。)による押印は、全て同一の印となります。交付申請書、実績報告書、計画変更にかかる書類等、センターに提出する全ての書類は、申請時に押印した印と同じでなければなりません。

- e) 公募申請書別紙(1-1(別紙)~1-4(別紙))
 - ・別紙は、施設の説明および設置計画の目的と設置効果等、申請者の考えを申告する重要な書類です。この申告が採択の判断項目となります。
 - ・リース申請の場合は、使用者(契約者)の考えを申告してください。
 - ・必要項目を全て記入し、1ヶ所に押印してください。
 - ・設置計画について申告する内容は下表のとおりです。

(表-1 公募申請書への説明内容と提出書類)

					1
	1	2	3	4	
	高速 道の駅	公共用	共同住宅	工場・ 事業所	A:記載する様式 B:提出する書類
1. 設置する場所、施設の説明					
(1)施設について	0	0	戸数等		A:様式1-別紙
(2)施設へのアクセスについて	\circ	\circ			A:様式1-別紙
(2) 旭政へのアクセスに りいて))			B:設置場所見取り図
(3)施設に付属する駐車場について	0	0	0	0	A:様式1-別紙
2. 設置場所の選択理由等設置計画の説明					
(1)設置を判断した理由	0	0	0	0	A:様式1-別紙
(2)設置する充電設備の種類と基数	0	0	0	0	A:様式1-別紙
(3)想定される利用頻度、又は効果	利用頻度	利用頻度	利用見通し	購入計画	A:様式1-別紙
					A:様式1-別紙
(4) = = = = = = = = = = = = = = = = = = =					B:充電設備設置レイアウト
(4)設置計画の予算と資金調達	0	0	0	0	を示す略図
					資金調達計画書
					A:様式1-別紙
(5)5年間の運用方策と資金計画	0	0	0	0	B:資金調達計画書

イ. 申請者を確認する書類(本人確認書類)

【注意事項】

・申請者の区分ごとに異なります。(共同申請の場合は「Ⅱ.5.共同申請について」を参照してください。)

i. 申請者が地方公共団体の場合

以下の書類のいずれか一つを提出してください。

書類	条件
・自治体のホームページのコピー	自治体の名称、自治体の長の氏名、自治体の住所、
・広報誌などのコピー	組織図が確認できるページや資料

ii. 申請者が法人(マンションの管理組合法人を含む)の場合 以下の書類のいずれか一つを提出してください。

書類	条件
・履歴事項全部証明書(原本) ・現在事項全部証明書(原本)	3ヶ月以内の発行のものに限る

【注意事項】

・複数の申請書をまとめて送付する場合は、上記いずれかの原本を一通添付し、同封

の申請数分のコピーを添付でも可能です。

- ・支社・支店等からの申請にあたり、法人の履歴事項全部証明書等に支社・支店の記載がない場合は、代表権者から申請者への委任状およびその支社・支店等が存在することが確認できる書類(事業・営業証明、納税証明書、会社案内の組織図のコピー等)を提出してください。
- ・支社・支店等からの申請にあたり、支社・支店等の長に契約締結権がない場合は、 代表権者から申請者への委任状が必要です。
- ·「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、履歴事項全部証明書等に記載されている役員全員を記入した役員名簿(様式33)の提出が必須となります。記入例を参照して間違いのないように提出してください。

※役員とは、取締役・会計参与・監査役のことをいいます。

iii. 申請者が個人の場合

以下の書類のいずれか一つを提出してください。

グーの自然のでするが、こと使用してくたとい。				
書類	条件			
運転免許証のコピー	有効期限内のものに限る			
連転光計証のコピー	表裏両面を同一用紙にコピー			
印鑑登録証明書の写し	3ヶ月以内の発行のものに限る			
(原本)				
住民票の写し(原本)	3ヶ月以内の発行のものに限る			
パスポートのコピー	有効期限内のものに限る			
ハスボードのコヒー	氏名と住所の記載ページのコピー			
健康保険証等のコピー	有効期限内のものに限る			
	現住所が記載されているもの			

【注意事項】

- ・申請者の住所・氏名は上記公的書類の住所・氏名と一致している必要があります。
- ・現住所の記載されていない健康保険証のコピーや、申請者の住所と異なる住所が記載された運転免許証のコピー等は、本人確認書類としては認めません。

iv. 申請者が個人(法人格をもたないマンション管理組合等)の場合

書類 条件	
炒 合の詳重母生	管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類のコピー
総会の議事録等 	および上記「申請者が個人の場合」の書類のいずれか一つ

<u>ウ. 充電設備販売会社などから入手した充電設備の見積書のコピー</u>

【注意事項】

・充電設備を充電設備販売会社から直接購入する予定の場合は、公募申請者宛の

見積書(充電設備販売会社の押印のあるもの)のコピーを提出してください。充電設備を工事施工会社から購入する予定の場合で、設置工事の見積書に充電設備の見積りが明記されている場合は提出不要です。

- ・充電設備の設置が検討中の場合などで、正式な見積書の提出が出来ない場合は、 概算見積書でも可とします。(注4)
- ・メーカー名、型式、本体価格、基数等が明記されていることが必要です。
- ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は3ヶ月</u> 以上としてください。
- ・端数処理や出精値引き等、見積書のどの費目へ計上しているのか、明記されていることが必要です。
- ・<u>支払条件(原則として振込)が明記されていることが必要</u>です。 他の取引との相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認められませんので、注意してください。
- ・保証等プログラム付充電設備を選択される方は、「定期点検費用」、「コールセンター費用」、「通信費用」についての契約は全て購入者(公募申請者)とメーカーがプログラム履行に関する契約の締結を行い、「⑦(報告)実績報告書一式提出」時に契約書の提出が必要です。

工. 工事施工会社などから入手した設置工事の見積書のコピー

【注意事項】

- ·公募申請者宛の充電設備設置工事(補助対象経費以外の工事も含む。)の見積書(工事施工会社の押印があること)のコピーを提出してください。
 - ただし、充電設備の設置が検討中の場合などで、正式な見積書の提出が出来ない場合は、概算見積書でも可とします。(注4)
- ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は $3 ext{ } ex</u>$
- ・「材工一式」といった簡易記載の見積書では補助金額を算出できませんので、<u>部材</u> や労務費などが記載された「内訳書」を添付してください。
- ・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・端数処理や出精値引き等、見積書のどの費目へ計上しているのか、明記されていることが必要です。
- ・<u>支払条件(原則として振込)が明記</u>されていることが必要です。 他の取引との相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、 ファクタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払 等によるものは認められませんので、注意してください。
- ・「特別措置」で電力契約を行い急速充電設備を設置する場合は、原則、公募申請 書類に電力会社に提出する当該契約の申込書と電力会社が発行する請求書を提出

してください。電力会社との契約が終了していない場合は、交付申請までに必ず 契約し、申込書と請求書を交付申請時に提出してください。交付申請までに電力 会社の理由で契約ができない場合は、センターに報告してください。また、自治 体等が入札前に申請する場合で、公募申請までに申込書と請求書が提出できない 場合は、センターに報告してください。

注4:概算見積書の場合でも、充電設備のメーカー名、型式、本体価格、基数等や、部 材や労務費などが記載された「内訳書」の添付は必要です。

採択された場合、公募申請で示した予算以上での交付申請は受理できませんので 注意してください。

オ、設置場所見取図および充電設備設置レイアウトを示す略図(注5)

·設置場所見取図

充電設備を設置する場所(施設)の位置関係(接する公道や付近の主たる施設等との関係)のわかる図。市販の地図やWEBサイトの地図を活用することも可とします。

・充電設備設置レイアウトを示す略図

施設における「駐車場」の位置とおよび駐車場内で充電設備を設置する位置と分電盤(特別措置の場合は引き込み柱の位置)の位置およびその間の配線ルートがわかる略図。手書きで可とします。(ただし、電気配線の長さは必ず記入してください。)

注5:図面はA3サイズで提出してください。

(3)申請書類送付時のお願い

・申請書類は、必要な添付書類と一緒に<u>折らずに左上をクリップで留めて(ホッチキス留め不可)A4サイズ</u>が入る角形2号封筒に同封して指定の宛先へ送付してください。なお、封筒表面に「充電インフラ整備事業 平成28年度申請書在中」と赤字で明記してください。

交付申請を送付する場合は「**交付申請書在中」**、実績報告書を送付する場合は「**実績報 告書在中」**と明記してください。その他の書類や不備による差替書類等の場合はその旨 を明記してください。

- ・提出書類は、印刷が鮮明であるものに限ります。
- ・申請書類は必ず黒ボールペンで記入してください。(鉛筆書き、消えるボールペン等は不可となります。)
- ・申請書に<u>添付する書類はA4サイズ、図面等はA3サイズ</u>の用紙に揃え、申請用紙 の後ろにクリップで綴じてください。(ホッチキス留め不可)
- ・複数の申請をまとめて送付する場合には、一つの申請ごとに申請書と必要書類を一式ずつ<u>必ずクリアフォルダーに入れるか、クリップ留め(ホッチキス留め不可)を</u> 行って、送付してください。

- ・<u>提出された補助金関係書類は返却できません。提出される書類は全て必ず控え(コ</u>ピー)を取り保管してください。
- · チェックリストに基づき、申請書類の作成や必要添付書類を確認してください。

②(受付·審查)採択通知書発行

(1) 公募申請の受付期間は以下の通りです。

平成28年5月9日(月)~9月30日(金)

9月30日(金)までにセンターに到着した公募申請書が有効です。(消印有効ではありません。)なお、採択された申請の総額が予算額を超過すると予想される場合には、受付期間中であっても、申請の受付を終了する場合があります。この場合は、センターのホームページで告知します。

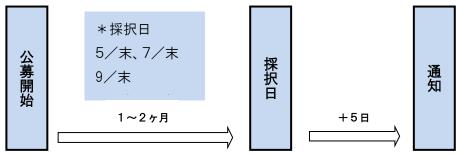
- ・申請書類が到着しても必要書類が不足している、申請書類が所定の様式でない、必要事項の記入がない、押印漏れがある場合等、その他センターが適正でないと認めた場合は、申請の受付を行うことなくその内容の説明書を同封してそのまま返却する場合があります。
- ・必要書類に不備がある場合や、確認事項または修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を訂正および修正するようセンターから連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受理されません。審査の開始、採択決定が遅くなりますので注意してください。
- ・センターからの不備修正連絡に従わず、一定期間に書類不備が是正されない場合は 補助金公募申請が無効になる場合があります。

(2)審査・採択

公募申請書類一式を受付したのち、センター内に設置された有識者で構成される「採択委員会」にて審査を行います。

公募審査等の方法は、様式1に申告された内容が、事業ごとに求める公募申請要件 を満たし、予算の範囲内において適切であるかを公平・公正に審査し、採択を行い ます。

公募申請の採択の流れ



(3)結果通知(採択通知書発行)

採択された公募申請はセンターホームページで公表するとともに、「採択通知書」を発行し、郵送にて通知を行います。採択されない場合はセンターから通知は行いませんので留意してください。また採択結果にかかる審査の内容については一切お答えすることはできません。

なお、審査の結果として条件を付して採択される場合がありますので、必ずその条件を履行する必要があります。

③ (申請) 交付申請書類一式提出

- (1) 交付申請にかかる前提条件
 - ア. センターより「採択通知書」を受領している必要があります。
 - イ. 採択された内容に変更がないことが条件となります。内容に変更があった場合は、「採択通知書」は無効となりますので注意してください。ただし、工事の内容に変更がなく補助対象経費のみに増減がある場合、減額のみを認め増額は認めません。なお、「採択通知書」が無効と判断された場合は、公募申請期間内であれば内容を変更して改めて公募申請することができます。
 - ウ. 充電設備の発注(代金支払い)と工事施工開始は「交付決定通知書」受領後に行う 前提で工事開始予定日等の日程を計画する必要があります。

(2) 交付申請の提出期限は以下の通りです。

- ・「採択通知書」の受領後、15日以内に「交付申請書」の提出してください。15日 以内に提出できない場合は、「採択通知書」は原則として無効となります。
- ・交付申請書の最終提出期限は平成28年10月21日(金)です。 最終日にセンターに到着しているものが有効です。(消印有効ではありません。)

(3)必要書類とその書類に関する注意事項について

- ※下記に掲げる以外に申請の状況に応じて必要な書類があります。詳細は本書の事業ごとの説明を確認してください。
- ア. 補助金交付申請書(様式3-1~様式3-4)

申請する事業ごとに所定の様式にて申請してください。

センターホームページよりダウンロードして使用してください。

WEBシステムを利用し申請書の作成が可能です。詳しくは「WEB申請マニュアル」を参照してください。その他の様式はセンターホームページよりダウンロードし、使用してください。

平成28年度の様式は、それ以前の各補助事業の様式とは異なります。平成28年度の様式以外では、申請は受理しません。

(次世代自動車振興センターホームページ http://www.cev-pc.or.jp/)

【記入にあたっての注意事項】

公募申請書の注意事項を参照してください。

- a)手続代行者欄
 - ・交付申請者が交付申請および実績報告にかかる業務の手続きを交付申請者が認める第三者へ依頼する場合は、手続代行者が必要事項を記入・押印してください。
 - ・手続き代行を依頼できる第三者は、センターが認めた場合を除き、設置工事会 社に限ります。
 - · 交付申請者は、手続き代行を依頼することを同意の上記入内容を確認し、交付申請書の「手続代行者に関する事項」欄に押印してください。

イ. 充電設備販売会社などから入手した充電設備の見積書のコピー

【注意事項】

- ・公募申請時に概算の見積書を提出した方は正規の見積書のコピーの提出が必要です。
- ・充電設備を充電設備販売会社から直接購入する場合は、交付申請者宛の見積書(販売者の押印のあるもの)のコピーを提出してください。充電設備を工事施工会社から購入する場合で、設置工事の見積書に充電設備の見積りが明記されている場合は提出不要です。
- ・メーカー名、型式 本体価格、基数等が明記されていることが必要です。
- ・見積書の作成日が明記されていることが必要です。原則として有効期限は3ヶ月 以上としてください。
- ・端数処理や出精値引き等、見積書のどの費目へ計上しているのか、明記されていることが必要です。
- ・<u>支払条件(原則として振込)が明記されていることが必要</u>です。 他の取引との相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払及び裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認められませんので、注意してください。

ウ. 工事施工会社などから入手した設置工事の見積書のコピー

【注意事項】

- ・公募申請時に概算の見積書を提出した方は正規の見積書の提出が必要です。
- ・交付申請者宛の充電設備設置工事(補助対象経費以外の工事も含む)の見積書<u>(押</u> 印があること)のコピーを提出してください。
- ・見積書の作成日が明記されていることが必要です。原則として有効期限は3ヶ月 以上としてください。
- ・「材工一式」といった簡略記載の見積書では補助金額を算出できませんので、<u>部材</u> <u>や労務費などが記載された「内訳書」</u>を添付してください。 内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。

- ・端数処理や出精値引き等、見積書のどの費目へ計上しているのか、明記されていることが必要です。
- ・<u>支払条件(原則として振込)が明記されていることが必要</u>です。 他の取引との相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認められませんので、注意してください。

工. 工事申告書(様式4-1、4-2)

【注意事項】

- ・交付申請者(手続代行者)は「見積書」の「内訳書」を参照し補助対象経費として申告する費用をフォーマットの指示に従って記入してください。工事区分によっては選択する工事がありますので注意して記入してください。記入された数量および金額と「見積書」の数量および金額に相違のないようにしてください。全ての入力後、補助申告額が表示されますが、その金額が補助金交付額ではありません。審査により、また上限額を超える場合には減額されることがあります。工事業者が複数ある場合は、申請者(手続代行者)が各工事施工会社の「見積書」の数量および金額を集約し、同一の「様式4-1」に記入してください。
- ・「電気配線の詳細仕様」および申請者(手続代行者)が各工事の補助を申告するにあたり、要件等が適合していることを申告する書類が「様式4-2」です。内容をよく確認し、該当する全ての事項について申告してください。 特に「電気配線の詳細仕様」は見積書と同様の内容で申告してください。
- ・「特別措置」で電力契約を行い急速充電設備を設置する場合は、原則、公募申請書類に電力会社に提出する当該契約の申込書と電力会社が発行する請求書を提出してください。電力会社との契約が終了していない場合は、交付申請までに必ず契約し、申込書と請求書を交付申請時に提出してください。交付申請までに電力会社の理由で契約ができない場合は、センターに報告してください。また、自治体等が入札前に申請する場合で、公募申請までに申込書と請求書が提出できない場合は、センターに報告してください。

才. 充電設備選定理由書(様式35)

【注意事項】

- ・設置する充電設備を選定した理由を報告してください。
- ・充電設備ごとに、メーカー名、型式、予算との合致や納品スケジュールの観点等 の選定理由を記入してください。

力. 工事施工会社選定理由書(様式36)

【注意事項】

・充電設備の設置工事施工会社を選定した理由を報告してください。

・工事施工会社ごとに、名称、予算との合致や工事実績等の選定理由を記入してく ださい。

キ. 要部写真(様式5)

【注意事項】

- ・充電設備等設置工事着工前の設置場所の写真等が必要です。工事着工前の写真の 撮影を忘れないように注意してください。
- ・(様式5)は、工事項目ごとに異なりますので、注意してください。センターホームページよりダウンロードし、使用してください。

ク. 平面図・電気系統図・配線ルート図等(A3サイズ)

【注意事項】

・図面は同時に示すことが可能であれば、兼用できるものもあります。詳細は本書 の事業ごとの説明項目を参照してください。

④ (受付・審査) 交付決定通知書発行

(1) 交付申請書の受付

- ・申請書類が到着しても、必要書類が不足している、申請書類が所定の様式でない、 必要事項の記入がない、押印漏れがある場合等、その他センターが適正でないと認 めた場合は、申請の受付を行うことなく、不受理内容の説明書を同封してそのまま 返却する場合があります。
- ・必要書類に不備がある場合や、確認事項または修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を訂正および修正するようセンターから連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受理されません。審査の開始、交付決定が遅くなりますので注意してください。
- ・センターからの不備修正連絡に従わず、一定期間に書類不備が是正されない場合は 補助金申請が無効になる場合があります。

(2) 交付審査等

- ・申請書類の一式をセンターが受付したのち、審査を行います。交付審査等の方法は、 補助金交付申請書(様式3)に申告された内容が、事業ごとに求める交付申請要件 を満たし、予算の範囲内において適切であるかを審査し、公平・公正に交付決定を 行います。
- ・補助金の交付の決定にあたり、必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒア リングを行うことがあります。

(3)交付決定通知書発行

·(2) 交付審査等の結果、補助金の交付対象と認められる場合は、交付申請者に「交付決定通知書」を発送します。原則として、交付申請書類一式(必要書類を含めて)

がセンターに到着した日から原則15日以内に交付決定を行い、交付決定通知書の発行をします。ただし、書類不備等により是正期間があったものや、審査に時間を要するものはこの限りではありません。(別途センターから連絡をします。)

・なお、審査の結果として条件を付して交付決定される場合がありますので、必ずそ の条件を履行する必要があります。

⑤設置工事開始・計画変更申告

(1)設置工事開始

- ・④(3)にて発行される「交付決定通知書」の受領日後に充電設備の発注および購入並びに設置工事を開始してください。ただし、その期限は30日以内とします。 期限を過ぎると交付決定が無効になりますので注意してください。交付申請書の設置工事開始予定日を記入する際には、「(3)交付決定通知書発行」のスケジュールを考慮し、記入してください。
- ・工事の施工開始とは、充電設備の搬入や充電設備設置の基礎工事などの準備や充電 設備設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。

(2)計画変更申告

- ・原則として、④(3)にて発行される「交付決定通知書」で承認された工事を遂行 する必要があります。
- ・「交付決定通知書」の受領後に、申請の内容に変更が生じた場合は、<u>直ちにセンター</u> <u>に報告し、指示を受ける必要があります。</u>
- ・補助金の有効利用の観点から、計画変更が生じないよう、全体計画をよくまとめ申 請を行うようにしてください。
- ·詳しくは本書の「WI. 5.計画変更」の説明を参照してください。

⑥設置工事完了・支払完了

- ・平成29年1月31日(火)までに充電設備等の設置工事を完了してください。
- ・工事完了の日とは、補助対象経費にかかる充電設備を稼働させる設置工事が全て完了 した日の事をいいます。
- ・申請書に記入した、設置工事完了予定日までに完了することができないと見込まれる場合は、速やかに工事完了日遅延等報告書(様式18)をセンターへ提出してください。
- ・支払完了の日とは、充電設備と設置工事にかかる補助対象経費の支払いが全て完了した日の事をいいます。

(7) (報告) 実績報告書類一式提出

- (1) 実績報告書の提出期限は以下の通りです。
 - ・提出期限は、充電設備設置完了日または補助対象経費分の支払完了日のいずれか遅

い日から30日以内です。

- ・実績報告書の最終提出期限は 平成29年1月31日(火)です。最終日にセンター に到着しているものが有効です。(消印有効ではありません。)
- ・本人の責めに帰さないやむを得ない事情により提出が遅延する場合には、あらかじめ 実績報告日期限遅延事由書(様式19)を提出し、センターの承認を受けてください。 ただし、提出の最終期限は平成29年1月31日(火)を超えることはできません。

(2)必要書類とその書類に関する注意事項について

- ※下記に掲げる以外に申請の状況に応じて必要な書類があります。詳細は本書の事業ご との説明を確認してください。
- ア. 実績報告書(様式7-1~様式7-4)

申請する事業ごとに所定の様式にて申請してください。

センターホームページよりダウンロードして使用してください。

WEBシステムを利用し申請書の作成が可能です。詳しくは「WEB申請マニュアル」を参照してください。

その他の様式はセンターホームページよりダウンロードし、使用してください。 平成28年度の様式は、それ以前の各補助事業の様式とは異なります。平成28年 度の様式以外では、申請は受理しません。

(次世代自動車振興センターホームページ http://www.cev-pc.or.jp/)

イ. 充電設備の支払いを証する書類

a) 充電設備の支払いを証する書類

【注意事項】

- · 充電設備を充電設備販売会社から直接購入した場合は、交付申請者宛の充電設備の 請求書(販売者の押印のあるもの)コピーを提出してください。充電設備を工事施 工会社から購入した場合で、設置工事の請求書に充電設備の請求金額が、明記され ている場合は提出不要です。
- ・請求書の作成日が明記されていることが必要です。
- ・<u>充電設備のメーカー名、型式、購入価格、基数等</u>が明記されていることが必要です。 (複数の充電設備を設置した場合は各々必要です。)
- ・端数処理や出精値引き、振込手数料等は、請求内訳書等のどの費目へ計上している のか、明記されていることが必要です。
- ・支払条件(原則として振込)が明記されていることが必要です。

他の取引との相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、 ファクタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払 等によるものは認められませんので、注意してください。

b) 充電設備本体購入の支払証憑

【注意事項】

- ・<u>充電設備を充電設備販売会社から直接購入した場合は</u>、充電設備の支払証憑の提出が必要です。充電設備を工事施工会社から購入した場合で、設置工事の支払証 憑に充電設備の支払額が、明記されている場合は提出不要です。
- · <u>交付申請者宛</u>の領収証および金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明細書、 当座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)を提出してください。
- ・振込金額(補助金対象経費)、工事件名、発行先(振込先)と発行元(振込元)、 支払完了日(領収日または振込日)、発行者の押印が必須です。
- ・インターネット等による振込の場合には、領収証および金融機関発行の支払完了 を証する書類を提出してください。<u>WEB取引の場合は画面をプリントアウトし</u> てください。その際は振込手続完了ではなく振込完了(資金移動)が確認できる 必要があります。
- <u>・自治体の支出命令書による振込の場合は、金融機関の押印がある書類を提出して</u> ください。
- ・金融機関への振込手数料は、補助対象経費と認めません。
- ・領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、センターが充電設備購入費 として認めた補助対象経費からの値引きとみなします。
- c)新規に購入された充電設備であることが分かる書類

【注意事項】

- i. 交付申請者(発注者)が交付決定通知書の受領後に発注した<u>充電設備の発注書</u> のコピー
 - ・充電設備の発注を行うのは交付申請者本人である必要があります。
 - ・センターは必要に応じて発注請書を求める場合があります。
 - ・発注書には、発注者(押印があること)、発注先、設置場所、工事件名、充電設備のメーカー、型式、本体価格、基数等が明記されている必要があります。
 - ・充電設備を工事施工会社から購入する場合で、設置工事の請求書に充電設備の請求が含まれる場合は、発注書に工事費が含まれていても構いません。
- ii. メーカーが発行する交付申請者宛の充電設備の保証書のコピー
 - ・メーカーが認めた第三者の発行する保証書(メーカーが定めたフォームのもので、 第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。)のコピーを提出してください。
 - ・センターが補助対象経費と認めた充電設備のうち、付属の課金機が充電設備本 体と別々に保証される場合、それら課金機の保証書が必要です。

ウ. 工事費の支払いを証する書類

a) 工事費の支払いを証する書類

【注意事項】

- ・交付申請者宛の設置工事施工会社が発行する請求書のコピーが必要です。
- ・請求書の作成日が明記されていることが必要です。
- ・「材工一式」といった簡易記載の見積書では補助金額を算出できませんので、<u>部材</u> や労務費などが記載された「内訳書」を添付してください。

内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。

- ・端数処理や出精値引き、振込手数料等は、請求内訳書等のどの費目へ計上しているのか、明記されていることが必要です。
- ・<u>支払条件(原則として振込)が明記されていることが必要</u>です。 他の取引との相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払及び裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認められませんので、注意してください。

b)工事費の支払証憑

【注意事項】

- ・<u>交付申請者宛</u>の領収証および金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明細書、 当座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)を提出してください。
- ・振込金額(補助金対象経費)、工事件名、発行先(振込先)と発行元(振込元)、 支払完了日(領収日または振込日)、発行者の押印が必須です。
- ・インターネット等による振込の場合には、領収証および金融機関発行の支払完了 を証する書類を提出してください。<u>WEB取引の場合は画面をプリントアウトし</u> てください。その際は振込手続完了ではなく振込完了(資金移動)が確認できる 必要があります。
- ・自治体の支出命令書による振込の場合は、金融機関の押印がある書類を提出して ください。
- ・金融機関への振込手数料は、補助対象経費と認めません。
- ・領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、センターが充電設備設置工 事費として認めた補助対象経費からの値引きとみなします。

エ.設置工事の完了を証する書類

a) 充電設備等設置完了報告書(様式9)

【注意事項】

- ・工事施工会社ごとに作成を依頼してください。
- ・設置工事代金として申告している場合は、充電設備の運搬費や部材費のみであっても提出が必要となります。ただし、設計業務のみを委託した場合は除きます。
- b)工事申告書(様式10)

【注意事項】

- ·「請求書」と請求書に添付される「内訳書」を参考に、支払った補助対象経費を様式10に記載された項目ごとに記入してください。
- ・工事によっては選択する工事がありますので注意して記入してください。
- ・交付申請時の申告額と異なる金額の支払いを行った場合は、当該工事は計画変更の報告が必要です。(「WI. 5. 計画変更」を参照)
- ・記入する数量および金額等は「請求書」の数量および金額等と同じである必要があります。工事施工会社が複数いる場合は、各工事施工会社の「請求書」の数量および金額等を集約して、同一の様式10に記入してください

c) 図面·要部写真等

【注意事項】

- ・「完成平面図」「完成電気系統図」「完成配線ルート図」の提出が必要です。
- ・交付申請時に作成した図面を利用することができます。計画変更の承認を得た方 は計画変更時に作成した図面を提出してください。(「完成」の記入は手書きでも 構いません。)
- ・要部写真は、様式5を利用し作成してください。工事着工前に撮影した写真と比較する必要のある写真もありますので、留意してください。

才. 取得財産等管理台帳·取得財産等明細表(様式11)

【注意事項】

- ・様式11に付記されている記入例を参考に充電設備および付帯設備等を各項目に 記入してください。
- ・充電設備本体に課金機等が付属する場合は、付属する機器も取得財産として記入が必要です。

カ. 補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

- ・実績報告書に記入された補助金の振込先口座を証する書類として、通帳のコピー 等を提出してください。
- ・補助金の振込先は原則として、交付申請者名義に限ります。

口座の種類	書類の条件
都市銀行、地方銀行、信用金庫 等、JA銀行、等	下記内容が正確に表記されているページの通帳のコピー 「口座名義人のフリガナ 「四座名義人の氏名・名称 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号 (一般的には通帳の表紙の裏の見開きのページが 該当)

インターネットバンキング等に	上記内容が確認できれば、口座内容をプリントアウ
より通帳がない場合	トした書類
当座預金で通帳がない場合	上記内容が確認できる書類
当座損金で通帳がない場合	当座勘定照合表、小切手帳、残高証明書等
	・銀行振込用の口座を印字した部分の通帳のコピー
 ゆうちょ銀行の場合	・ゆうちょ銀行のホームページで振込番号を確認し
fy / りよ或1] O/場合 	た画面のプリントアウトをキャッシュカードの
	コピー等に添付
自治体などで通帳やそれに準ず	金融機関が発行する口座証明書
る書類が無い場合	(振込に必要な情報が記載されていれば書式は
の音類が無い物口	自由)

【注意事項】

- ・金融機関の統廃合により、金融機関名や支店名などに変更があった場合は、必ず最新の通帳等のコピーを提出してください。古い金融機関名での通帳のコピーは使用できません。
- ・氏名・名称に変更があった場合は、必ず最新の通帳等のコピーを提出してください。

⑧(受付・審査)補助金の額の確定

- ・実績報告書の書類一式をセンターが受付したのち、審査を行います。実績審査の方法は、様式7に申告された内容が交付規程等に基づき適正な実績報告が行われていることおよび交付決定の内容通りの工事が行われている等を満たしていることなどをセンターは審査します。
- ・補助金の額の確定にあたり、必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

9補助金額確定通知書発行

·「⑧(受付·審査)補助金の額の確定」の結果、内容が適正と認める場合は補助金の額 を確定し、交付申請者に対し「補助金の額の確定通知書」をもって通知します。

⑩補助金の交付

- ・実績報告書に記入された申請者名義の金融機関の指定口座に振込みします。
- ・原則として、申請者名義の口座に限ります。

2. 補助対象となる充電設備と補助金の交付額の算定について

2-1. 補助対象となる充電設備について

事業ごとに補助対象となる充電設備と申請できる基数の目安は以下の表の通りです。

(表-2 事業別充電設備と設置基数の目安)

事業	急速充電設備 及び 蓄電池付 充電設備	普通充電設備	V 2 H充電設備	充電用コンセント	充電用コンセント スタンド
1. 高速道路SA・PA 及び道の駅 充電設備設置事業	高速 1基 道の駅 1基 注1	高速 2基 道の駅 2基 注2	高速 2基 道の駅 2基 注3	高速 2基 道の駅 2基	高速 2基 道の駅 2基
2. その他公共用 充電設備設置事業	1基注4	駐車場収容台数に よる 注5	同左	同左 注 6	同左 注 6
3. 共同住宅等 充電設備設置事業	1基注4	共同住宅等に付属する 駐車場台数による 注 7	同左	同左 注 8	同左 注 8
4. 工場·事業所 充電設備設置事業	1基注4	工場・事業所の 当該駐車場台数による 注9	同左	同左 注 1 O	同左 注 1 0

- 注1 高速道路SA・PA及び道の駅に設置する場合で、急速充電設備及び蓄電池付充電 設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。 ただし、保証等プログラム付は選択できる。
- 注2 高速道路SA·PA及び道の駅に設置する場合で、普通充電設備を選択した場合は、 それ以外の充電設備を選択できない。 ただし、保証等プログラム付は選択できる。
- 注3 高速道路SA・PA及び道の駅に設置する場合で、V2H充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。 ただし、保証等プログラム付は選択できる。
- 注4 2. その他公共用充電設備設置事業、3. 共同住宅等充電設備設置事業及び4. 工場・事業所充電設備設置事業において、急速充電設備及び蓄電池付充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。
- 注5 2. その他公共用充電設備設置事業において、設置できる普通充電設備、V2H充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセントの数の目安は駐車場収容台数の規模別に以下の通りである。ただし、混合設置の場合は合算値とする。
 - 1~333 台: 1基、334~555 台: 2基、556~777 台: 3基、778~999 台: 4基、
 - 1,000~1,222 台:5基、1,223~1,444 台:6基、1,445~1,666 台:7基、
 - 1,667~1,888 台:8基、1,889~2,111 台:9基、2,112~2,333 台:1 0基
 - 2,334 台以上の駐車場への設置基数の目安は、採択委員会で別途審議の上、決定する。
- 注6 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注5に準ずる。
- 注7 共同住宅等に付属する駐車場の収容台数の1.5%以内、または15基のいずれか 低い方。
- 注8 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注7に準ずる。
- 注9 従業員駐車場、社有車駐車場のいずれも収容台数の原則1.5%以内、または15 基のいずれか低い方。

注10 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注9に準ずる。

2-2. 充電設備の補助金交付額の算出について

充電設備の購入費に対する補助金の交付額は、交付申請の審査時に、下表のとおり算 出されます。

以下のア、イのいずれか低い方で算定されます。

- ア. 充電設備の購入費(消費税抜き)×補助率(1/2または2/3) ただし、「高速道路SA·PA及び道の駅充電設備設置事業」では購入費(消費税抜き)
- イ. 充電設備の型式毎にセンターが定める補助金交付上限額

申請者(リースの場合は使用者(契約者))の自社製品の調達または関係会社による調達の場合、購入費に含まれる充電設備の利益は、利益等排除の対象となります。

3. 補助対象となる設置工事と補助金の交付額の算定について

3-1. 補助対象となる工事

補助対象となる設置工事項目と工事内容は、下表のとおりです。

なお、他用途に利用するための設置工事費は補助対象外となります。原則として、センターが承認した充電設備の充電(定格入出力)等、性能を担保する工事を行う必要があります。

工事区分	 補助対象経費			
(1)	①充電設備設置工事費 ア. 基礎工事費 (注1注3)	・基礎工事に必要な部材費 ・基礎工事、据付け工事にかかる労務費 ・急速充電器の据付け工事に限って、ユニック車のレンタ ル費。(ただし、この場合、据付け工事にかかる労務費の申告はできません。) ・基礎工事に用いる重機(アスファルトカッター、転圧機、油圧シャベル等)のレンタル費		
充電設備 設置工事費	イ. 充電設備の本体 搬入費	・設置場所に最近接の出荷場所から、設置場所までの搬入 費の一部		
	②電気配線工事費 (注2) ア.分電盤・受電盤	部 ・分電盤や受電盤、分岐に必要な分岐ブレーカー 等の部材費(原則、既製品であること) 電子ブレーカーを認める。		
	イ.手元開閉器盤	部 ・手元開閉器盤(メンテナンス時に必要となる電源		

工事区分	補助対象経費	補	助対象となる部材費・労務費の解説および条件等
工事四方	ウ. 電源線(分岐線) アース線等	部材費	・分岐ブレーカー以降の電源線(分岐線)・アース線等の部材費。なお、電源線の仕様は、原則充電設備のメーカーが指定するものとする。 ・配管材、プルボックス、ハンドホール等、配線工事に必要となる部材費 ・架空配線に伴う建柱等の部材費 ・埋設・埋戻し工事に伴うアスファルト等の部材費
		労 務 費	・電源線(分岐線)の設置工事にかかる労務費・掘削、埋設、埋戻し等にかかる労務費
(1) 充電設備 設置工事費	エ. 配線・配管等 工事用重機のレ ンタル費 ^(注3)	労 務 費	・建柱車、高所作業車、ユニック車、油圧シャベル、 バックホー、アスファルトカッター、転圧機の レンタル費用
	才. 引込用建柱費	部材費	・引込柱の部材費
		労務費	・引込柱の設置にかかる労務費
	力. 電柱搬入費	労務費	・上記ウおよびオで設置する電柱の搬入費
	できない場合、必要となる電増設または新設される高圧等ただし、申請時に現在の電力必要。 工事費 (注5) ア. 高圧受変電設備 ・現在の高圧受変電設備 他の場所に高圧受変電設備 ・近接に設置空間がある場近接に設置空間がない場		•

	18-11157-4	
工事区分	補助対象経費	補助対象となる部材費・労務費の解説および条件等
		備を設置すること
		「新設」とは
		・新たに電力契約を締結する場合で、充電設備にのみ
		利用する高圧受変電設備を設置すること
		・現在、低圧受電契約により電力の供給を受けている
		設置場所において、充電設備を設置することにより
		高圧受電契約に変更する場合は、補助の対象としな
(1)		ر،
充電設備	イ. 高圧受変電設備	・高圧受変電設備を設置に必要な基礎工事にかかる部材費
設置工事費	の設置にかかる	・基礎工事にかかる労務費
	基礎工事	
	ウ. 据付費	・高圧受変電設備の据付にかかる労務費
		・急速充電設備を設置する際に、申請者が『同一敷地内複
		数契約を可能とする特別措置』(以下「特別措置」とい
	④特別措置に基づく 受電工事費 (注6)	う。)に基づく申請をした場合に、電力会社が申請者に
		請求する工事費用
		・地方公共団体による入札前の申請場合は、センターへ
		申請方法を相談願います。
	案内板の設置工事費	・案内板の部材費および設置にかかる労務費
		・充電設備が設置されていることを、公道を走る電気自動
		車、プラグインハイブリッド車の運転者に告知すること
		を目的とする案内板
		・設置施設(場所)の公道に面した入り口に設置すること
		が条件
		・デザインは東京電力登録商標、自治体が策定したものお
(2)		よびセンターが認めたもの
案内板設置		・案内板寸法は最小限度 500mm x 500mm以上とする
工事費 (注7)		・車道の上下線から視認できるよう、公道に対し、①案内
		板が両面の場合は垂直、②案内板が片面の場合は平行に
		設置すること
		・地面に埋設等され固定されていること
		・内照式、外照式は補助対象
		・高速道路等に設置の場合は、高速道路会社等が定める
		規格・規定に案内板仕様等は準ずるものとする
		・「道の駅」への設置事業は、設置場所・施設の入り口の
		数により補助上限額を2つ設ける(2つ以下と3つ以上)
	I.	

工事区分	補助対象経費	補助対象となる部材費・労務費の解説および条件等
		・充電スペース1台分のライン引きにかかる部材費、労務
		費
	①駐車スペースの	・既存のライン消しおよび待機スペース ^(注8) のライン引
	ライン引き	き工事も補助対象とする
		・充電スペースは、原則幅 2.5m×奥行き 5mの区画とす
		న
		・『充電場所』であることの視認性を高める表示の部材費
	②路面表示	および設置にかかる労務費
		・デザインは東京電力登録商標、自治体が策定したものお
		よびセンターが認めたもの
		・寸法は、最小限度 900 mm x 900 mmとする
		・計画した充電スペースの区画内に設置する
		・表示と併せて充電および待機スペース全体の塗装も
		認める「待機スペース」の表示は必須とする
		・充電設備本体とメンテナンススペースおよび充電スペー
(3)	③屋根	スを雨等から保護する屋根の部材費および設置にかか
付帯設備		る労務費
設置工事費		・同一のスペースへの小屋との同時申請はできない
(注7)		・原則、既製品に限る
		・建ぺい率等の確認は申請者が交付申請前に行うこと
	④小屋	・充電設備を豪雪・火山灰等から保護する必要がある場合
		に認める小屋の部材費および設置にかかる労務費
		・同一スペース屋根との同時申請は認めない
		・原則、既製品に限る
		・建ぺい率等の確認は申請者が交付申請前に行うこと
	⑤充電設備防護用 部材	・充電設備(型式が課金器を含む場合は、課金器)を保護
		するU字型・ 型金属製バリカーの部材費および設置に
		かかる労務費
		・原則、既製品に限る
		・急速充電設備は、防護用部材の設置が法令で定められて
		いる為、交付申請前に設置場所を管轄する消防署に設置
		のレイアウト等の確認および了承を得ること
		・普通充電設備は、自治体に設置に関する条例等がある場
		合、交付申請前に申請者責任において確認すること

工事区分	補助対象経費	補助対象となる部材費・労務費の解説および条件等		
	⑥電灯	・充電設備本体および充電スペースを照らす目的で設置する電灯の部材費および設置にかかる労務費 ・電気配線にかかる部材費および配線にかかる労務費		
(4) その他 かか 用 ^(注7)	①雑材・消耗品費、 養生費	・テープ、ドリルの刃など、雑材・消耗品等の費用 ・養生にかかる費用 ・「(1) 充電設備設置工事費」「(2) 案内板設置工事費」 「(3)付帯設備設置工事費」の補助対象工事総額の5% 以内、もしくは、上限額のどちらか低い方		
	②レイアウト検討・ 図面作成費	・設置場所への充電設備の設置・配置に関する検討にかたる費用、急速充電設備の設置に関しては、電力会社との協議にかかる費用を認める ・センターが求める図面の作成にかかる費用		
	③安全誘導員費	・設置工事期間中に発生する施設利用者および歩行者等に 対する安全管理の目的で配置する安全誘導員の費用 ・安全誘導員が必要な工期の提示が必要		
	④停電回避費	・設置工事期間中に当該工事の為に生じる停電を 回避するために必要となる発電機のレンタル費		
	⑤充電スペース 造成費	・充電スペースを新規に造成するための土木工事費用 ・申請が可能な場所は、高速道路、道の駅、既設の分譲マンションに限定し、かつ高速道路、道の駅の申請では 国・自治体等の指導や指示、既設の分譲マンションの申 請では管理組合の判断により造成が必要な場合で、センターが認めた場合のみ補助する		
	⑥その他の工事に かかる費用	(1)~(3)の工事で発生する、監督費·世話役の労務 費でセンターが認めたもの		

注1:基礎工事について

設置する充電設備のメーカーが「取り付け作業指示書」等で指示する内容の基礎工事 を原則、補助対象とします。関連する法規や法令を順守し、設置後の安全を担保して ください。

注2:電気配線工事費について

新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設の一般設備への電力供給を担う分電盤を設計変更して充電設備を設置する場合には、当該分電盤、およびそれに伴う幹線の変更は、補助の対象外となります。

注3:工事用重機の使用について

工期内において無駄のない合理的な使用とセンターが認めた場合、重機のレンタル費

を補助対象とします。

注4:引込用建柱費

特別措置で契約し急速充電設備を設置する場合や、充電設備の稼働のみを目的とした新規契約による電力の引込を補助対象とします。

注5:高圧受変電設備について

高速道路SA・PAへの設置に限る。新たに建設予定の高速道路SA・PAで、施設 全体への電力供給を担う高圧受変電設備は、補助の対象外となります。

注6:特別措置に基づく受電工事費

「特別措置」で電力契約を行い急速充電設備を設置する場合は、原則、公募申請書類に電力会社に提出する当該契約の申込書と電力会社が発行する請求書を提出してください。電力会社との契約が終了していない場合は、交付申請までに必ず契約し、申込書と請求書を交付申請時に提出してください。交付申請までに電力会社の理由で契約ができない場合は、センターに報告してください。また、自治体等が入札前に申請する場合で、公募申請までに申込書と請求書が提出できない場合は、センターに報告してください。

注7:付帯設備設置工事費、その他設置にかかる費用

事業ごとに適用が異なります。業務実施細則の別表1-2で適用を確認してください。

注8:待機スペースについて

充電スペースに近接した「充電設備」利用のために待機する駐車スペースをいいます。

3-1-2 補助対象とならない工事

3~1~2. 補助対象となりない工事		
工事区分	補助対象とならない部材・工事等の事例	
(1)充電設備等設置	既製品でない分電盤、充電設備基礎コンクリート強度試験	
工事費	充電設備の稼働試験、トランスの交換工事等	
	誘導板、充電設備の使用方法を記載した案内板、特定の充電	
(の) 安山七沙墨工事弗	インフラ会社等のPR板、充電設備に関係のないPR板、	
(2)案内板設置工事費 	パイロン仕様等の可動式案内板、ガラスに張付けるシート貼	
	付タイプの案内板	
	予備用コンセント、プラスチック製のポール、華美な電灯、	
	太陽光発電機で稼働する電灯、路面表示のない路面塗装、	
	監視カメラ、駐車場侵入防止のバリカーやチェーン、通信用	
(3)付帯設備工事費	のWiFiユニット、太陽光発電搭載の屋根および太陽光発	
	電ユニット、小屋内部に設置されるヒーター等の備品等、	
	駐車スペースのアスファルト舗装費(もともとの駐車スペー	
	スがアスファルトでない場合)	
(4) その他設置にかかる	交通費、保険費用、塩害防止塗装、既存物移動、撤去にかか	
費用	る費用、「一般管理費、現場管理費、共通仮設費」の全部	
	または一部、写真管理費、客先協議費等	

3-2. 設置工事の補助金の交付額の算出について

補助金の交付額は、交付申請時に申請者(手続代行者)が提出する工事申告書(様式4-1、4-2)と工事の見積書(添付される内訳書)、または設計書(入札前の自治体からの申請時)等を審査し、下表のとおり算出します。

設置工事費の補助金交付額の算出方法

- ア. 申告書の設置工事費(消費税抜き)をセンターが審査し決定した額
- イ.補助対象設置工事である(1)充電設備設置工事費、(2)案内板設置工事費、(3)付帯設備設置工事費、(4)その他設置にかかる費用ごとに定める費目ごとの補助金交付上限額
- ウ.(1)から(4)の工事ごとに、ア.で算定した額が、イ.を超えていないことを確認した後、設置工事費の補助金の交付額として決定する

申請者(リースの場合は使用者(契約者))自身による工事、または関係会社による工事の場合、工事費に含まれる利益は、利益等排除の対象となります。

3-3. 設置工事の申請について

3-3-1. 充電設備の設置工事費の交付申請の方法について

- (1) 一般的な申請(地方公共団体(以下「自治体」という。)が申請者の場合で、入札後に交付申請する場合を含む)
 - ①申請者(手続代行者)は、工事施工会社が提示する見積書を参照し「工事申告書(様式4-1、4-2)」を作成してください。
 - ②「工事申告書(様式4-1、4-2)」へは、補助を申告する工事区分ごとに部材費、 労務費、センターの求める工事に関する情報、事前確認結果等を記入します。工事 を複数の施工会社と契約する場合でも、同一の「工事申告書」にまとめて提出して ください。
 - ③見積書(および内訳書・工事施工会社ごと)、平面図、配線ルート図、電気系統図、 要部写真を提出してください。
- (2) 自治体の申請(入札前の申請)
 - ①申請者となる自治体は、予算を組む際に策定される「設計書」等を参照し工事申告書(様式4-1、4-2)を作成してください。ただし、「設計書」の作成にあたり、「公共建築工事共通費積算基準」を参照している場合は、以下に留意してください。
 - i:直接工事費の算定に「充電設備」を加えないでください。また、積算した直接 工事費が500万円以下の場合、500万円と繰り上げず、積算された額のま まとしてください。
 - ii:純工事費、工事原価、工事価格の算定に用いる「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」については、本事業で補助対象経費として認める費目のみを 選択し、部材費と労務費に区分し申告してください。
 - iii:工期は、工事開始予定日から工事完了予定日までの日数としてください。

- ②①以外の場合、「工事申告書(様式4-1)」へは、工事施工会社が提示する見積書を参照し、補助対象経費ごとに部材費と労務費を分離し、記入してください。工事申告書(様式4-2)へは、センターの求める工事に関する情報、事前確認結果等を記入してください。
- ③工事の予算が担保されていることを証する書類(予算書等)、「設計書」の写し、 平面図、配線ルート図、電気系統図、要部写真を提出してください。

3-3-2. 申請における留意点

- ・充電設備を設置する工事全体を「一つの工事」としてみなします。
- ・申請は一つの工事、一つの箇所(場所、施設)ごとに行ってください。
- ・申請の内、充電設備設置工事費、付帯設備設置工事費は充電設備一基あたりの補助上限額を示します。よって、複数設置の場合はこれらの工事の補助額は設置基数分を上限に、センターが審査し決定します。

3-4. 充電設備の設置工事の前提条件

- (1)充電設備の設置場所は、既存の駐車スペースを活用することを条件とします。また、 当該駐車スペースがアスファルト等の舗装がされていない場合でも、舗装にかかる 費用は、補助の対象外です。
- (2) 充電設備は、駐車スペース1台分につき、一基設置することを条件とします。 同一駐車スペースに、二基以上の充電設備を設置する申請は受理できません。 駐車スペースは幅2.5m、奥行き5m程度のスペースを目安とします。また、充 電時に駐車スペースから電気自動車等が公道にはみ出すなど法令違反とならないよ うにスペースを確保してください。
- (3) 「特別な仕様に基づく工事」とは、設置場所を管轄する国等が充電設備の設置工事について、特別な規格や仕様を適用することを指示し、これに基づいて行う工事をいいます。具体的には高速道路等のSA・PAへの設置が該当します。「特別な仕様に基づく工事」として申請する場合は、公募申請時に「特別な仕様に基づく工事」申請事由書(様式34)を用いてセンターに申請し、承認を得ることが必要となります。センターは、申請者に対し工事ごとに適用される「規格」または「仕様」について詳細な説明を求める場合があります。

4. 手続代行者について

(公募申請は手続代行者による申請は不可となります。ただし、図面等の作成を相談することは可能です。)

- (1) 交付申請者は、交付申請および実績報告にかかる業務等の手続きの代行を第三者へ 依頼することができます。ただし、原則として手続代行者は工事施工会社に限りま す。工事施工会社が複数いる場合には、そのうちの一社を代表として依頼してくだ さい。手続代行者を変更することは、原則として認められませんので注意してくだ さい。
- (2) 交付申請者が手続代行者へ代行費用を支払う場合、代行費用は補助対象経費とは認められませんので注意してください。
- (3) 交付申請者は、補助金申請の一切の手続きを申請者が認める第三者へ依頼する場合は、手続代行者が記入した交付申請書および実績報告書の内容を確認し、交付申請書および実績報告書の「5.手続代行者に関する事項」欄に押印してください。
- (4) 手続代行者が交付申請書および実績報告書の手続代行者欄に必要事項を記入・押印 し、添付書類等を用意し、書類一式を送付してください。
- (5) 手続代行者は、交付申請者の指示に従い、依頼された内容について誠意をもって実施してください。
- (6)書類に関するセンターからの問合せ・訂正依頼などは、原則として、手続代行者へ連絡しますので、センターの指示に従ってください。手続代行者の記入がない場合には交付申請者へ連絡します。手続代行者と確認の連絡が取れない場合は、交付申請書および実績報告書の受理・交付決定や補助金の支払いができないことがありますので、注意してください。
- (7) 個人情報保護のため、原則として、交付申請者または手続代行者以外の方への連絡 や説明はできません。申請書類の作成等、実質的に代行している工事施工会社、販 売店等の担当者であっても、申請書類に手続代行者としての記入がなければ、原則、 連絡・説明はできません。
- (8) センターから発行される交付決定通知書等の書類は、補助金制度の適切な運営の観点から、交付申請者宛に郵便で送付します。
- (9) 手続代行者が虚偽の申請等不正を行った場合は、手続代行業務の停止および名称の 公表等の罰則が科せられます。
- (10) 手続代行者による不正等が発生した場合は、交付決定が取り消されることがあります。既に補助金が交付されているときは、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じます。

5. 共同申請について

・申請者は一つの申請において、補助対象経費を複数者で分担するなどにより、複数の 契約者がいる場合 (注1)、共同して申請を行うことができます。

共同申請は、公募申請、交付申請、実績報告および補助金の収受等、センターとの手続きを代表して行う代表者(原則、充電設備の所有者)を決定の上、当該代表者が公募申請時から行います。提出するセンター様式の申請者欄はその代表者を記入してください。また、財産処分等 (注2) により補助金の返納義務が発生した場合には、共同申請者は返納額の全額を連帯して返納することとなります。なお、共同申請を行う場合には、「1.①(申請)公募申請書類一式提出」に示されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- (1)共同申請書(様式8)
- (2) 共同申請者の印鑑登録証明書の写し(原本)3ヶ月以内の発行のもの
- (3) 共同申請者全員の印鑑登録証明書の写し(原本)3ヶ月以内の発行のものただし、マンション管理組合(管理組合法人を除く。)の場合は不要です。
- (4) 本人確認資料
 - ・法人(管理組合法人を含む。)の場合 共同申請者に法人が含まれる場合は、当該共同申請者の履歴事項全部証明、現在事 項全部証明のいずれか一つ(3ヶ月以内の発行もの(原本))が必要となります。
 - ・個人の場合 「1.①(申請)公募申請書類一式提出」に示されている本人確認書類で代用でき
 - ・マンション管理組合(管理組合法人を除く。)の場合 マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類(総会の議事録など)および代表者個人の本人確認書類が必要となります。
- 注1:複数の契約主体がある場合とは、例えば充電設備の購入者と設置工事の発注者が異なる場合など、当該申請において補助対象経費を支払う方が複数いる場合を指します。ただし、リース契約がある場合には、リース契約の使用者・賃借者は補助対象経費を支払う者とはみなしません。
- 注2:「Ⅱ.9.財産処分の制限について」を参照してください。

6. リース契約に基づく申請について

リース契約が含まれる申請の場合は、リース会社が申請者となります。補助金はリース 会社に支払われます。

(1)提出書類

①公募申請時に必要な書類

- 「1.①(申請)公募申請書類一式提出」に示されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。
- ・充電設備をリースする目的で取得するものについては、リース事業を生業とする ことを証する書類の写しが必要となります。(履歴事項全部証明書等で代替えする ことも可能です。
- ・リースの使用者(契約者)が法人の場合は、「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を 必ず確認し、法人の本人確認書類(登記簿謄本等)と役員名簿(様式33)の提出が必要 です。
- ・借地に充電設備を設置する場合は、リースの契約の使用者(契約者)が交付申請 までに土地の利用に関する許諾をおよび充電設備の保有義務期間(5年)以上に おいて設置することの許諾を土地所有者から得ることを条件にリース会社が申請 してください。なお、公募申請時に許諾を証する書類の提出ができない場合は、 交付申請時に許諾を証する書類を提出してください。
- ・リース会社が申請する場合は、公募申請書(様式1(別紙))にて使用者(契約者) の考えを申告してください。

②実績報告時に必要な書類

- 「1. ⑦ (報告)実績報告書類一式提出」に示されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。
- ・充電設備およびその設置工事のリース契約書のコピーを提出してください。 ただし、契約書にリース対象の充電設備が確認できない場合は、物件引渡書や物 件受領書等、充電設備が特定できる書類の添付が必要です。
- ・月々のリース料金に補助金相当分の値下がりを反映されていることを証明する貸 与料金の算定根拠明細書(様式12)

(2)注意事項

- ・リース会社は、使用者(契約者)の月々のリース料金に補助金相当分の値下がりを 反映させなくてはなりません。
- ・リース契約は、保有義務期間以上の期間使用することを前提とした契約にすることが必要です。リース期間が保有義務期間より短くせざるを得ない場合は、リース期間満了後、使用義務期間以上まで再リースを行う、またはリース会社が保有する旨の誓約が必須となります。上記②の必要書類、貸与料金の算定根拠明細書(様式12)の誓約欄へ記入・押印し、提出する必要があります。

7. 自社または資本関係にある会社から調達する場合について(利益等排除)

- (1)申請者(リースの場合はその使用者(契約者))が自社または資本関係にある会社から調達(充電設備の購入および設置工事を含む。)する場合は、補助対象経費から利益相当額を排除する必要があります。
 - ①充電設備を調達する場合

申請者(リース会社の場合は使用者(契約者))が自社製品を調達または当該調達品メーカーとの資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。

充電設備の利益等排除の区分と方法

利益等排除の区分	利益等排除の方法
(1)自社調達の場合	原価をもって補助対象経費とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。
(2)100%同一の資本に 属するグループ企業 からの調達の場合	取引価格が当該調達品の原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。
(3)関係会社(上(2)を 除く。)からの調達の 場合	取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費および一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。

②設置工事を調達する場合

申請者(リース会社の場合は使用(契約者))が工事施工会社(自社)または工事施工会社との資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。

設置工事の利益等排除の区分と方法

利益等排除の区分	利益等排除の方法
(1)公募申請者および交付	原価をもって補助対象経費とします。この場合の原価と
申請者の自社調達の	は、当該設置工事費の工事原価をいいます。
場合	
(2)100%同一の資本に	①取引価格が当該設置工事費の原価以内であると証明でき
属するグループ企業	る場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。
からの調達の場合	②①で証明できない場合は、調達先の直近年度の決算報告
	(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利
	益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率
	がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から
	利益相当額の排除を行います。

(3)公募申請者および交付申請者の関係会社(上(2)を除く。)からの調達の場合

- ①取引価格が工事原価と当該設置工事に対する経費等および一般管理費との合計以内であると証明できる場合は取引価格をもって補助対象経費とします。
- ②①で証明できない場合は、調達先の直近年度の決算報告 (単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益 の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイ ナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相 当額の排除を行います。

(2) 交付申請時に必要な書類

- ①資本関係が分かる資料
- ・ウェブサイトの株主情報のコピー、会社紹介パンフレット等
- ②該当する利益等排除の算出方法による根拠資料
- ・当該達品および当該設置工事費に対する原価または経費であることの証明および その根拠となる資料。
- ・調達先(当該調達品メーカー又は工事施工会社)の直近年度の決算報告(単独の 損益計算書)
- ③利益等排除申告書(様式30)
- ・設置工事の場合は見積書・工事内容内訳書のうち、利益に該当する費目を示す必要 があります。

(3) 実績報告時に必要な書類

- ①該当する利益等排除の算出方法による根拠資料
- ・当該調達品および当該設置工事費に対する原価または経費であることの証明および その根拠となる資料。
- ・調達先(当該調達品メーカー又は工事施工会社)の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)。
- ②利益等排除申立書(様式31)
- ・設置工事の場合は請求書・工事内容内訳書のうち、利益に該当する費目を示す必要 があります。
- ※製造原価、工事原価および販売費および一般管理費については、それが当該調達品 および当該設置工事費に対する経費であることの証明、その根拠となる資料の提出 が必要となります。

8. 取得財産等の保有義務期間について

- ・補助金の交付を受けて設置された充電設備は設置完了後においても、善良な管理者の注 意をもって管理されなければなりません。
- 取得財産の保有義務期間は設置完了した日から5年となります。
- ・取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)を備えて管理し、実績報告書にその写しを添付して提出してください。(様式11)には充電設備および付帯設備等の各項目を記入してください。
- ・補助金の交付を受けた方は、法令を遵守し、その効率的運用を図り、原則として5年間、 保有管理する必要があります。
- ・「取得財産等の保有義務期間」に保有が困難になった場合、またはやむを得ず処分を行 うときは、センターへ事前の届出が必要であり、また原則として補助金の返納が必要と なります。

9. 財産処分の制限について

- ・補助金により設置された充電設備は、「取得財産等の処分を制限する期間」に定められ た期間に処分(補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換、貸付け(リース 用設備を除く)、廃棄または担保に供することをいいます。)することはできません。
- ・取得財産等の処分を制限する期間は設置完了した日から5年となります。
- ・やむを得ず期限内に処分を行う場合は、センターへ事前の届出が必要であり、また原則 として補助金の返納が必要となります。

取得財産等の保有義務期間と処分を制限する期間(設置完了日からとする)

取付別在中の休日我初別的とだりを制成する別的(改造儿) ログラビデジア			
事業の種類	対象となる	保有義務期間	取得財産等の処分を
予未 が住及	取得財産		制限する期間※
1. 高速道路SA・PA			
及び道の駅			
充電設備設置事業			
2. その他公共用	充電設備		
充電設備設置事業	および	5	年
3. 共同住宅等	付帯設備等		
充電設備設置事業			
4. 工場・事業所			
充電設備設置事業			

(※取得財産等の処分の制限は取得価格が50万円以上のもの)

・補助金の交付を受けた方は、充電設備の設置完了後も次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金交付規程(別表7)に定める(別紙2)「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金管理規程」に従い、充電設備の適正な管理を行ってください。

10. 補助事業の経理について

- (1) 申請者は本補助金を申請するにあたり、補助事業の経理と補助事業以外の経理を明確に区分してください。その場合、収支に関する証拠書類(見積書、契約書、請求書、領収書等の帳票類)も明確に区分する必要があります。
- (2)補助金の交付を受けて実施した充電設備等の設置事業に関する経理の帳簿を備え、 その収支額および支出額を記入し、補助金の使途を明らかにしてください。
- (3)会計帳簿等および収支に関する証拠書類(見積書、契約書、発注書、請求書、領収書等の帳票類)は設置工事が完了した日の翌年度(4月1日)から、申請者が5年間いつでも閲覧できるように保管してください。

ただし、個人の申請において、上記の経理処理等が困難な場合は、見積書、契約書、 発注書、請求書、領収書等の帳票類を、同様に5年間保存してください。

11. その他

(1) 充電設備および工事施工会社の選定について

充電設備および工事施工会社の選定に関しては、出来うる限り一般の競争に付してください。選定の理由については「充電設備選定事由書」(様式35)、「工事施工会社選定事由書」(様式36)をもって交付申請時に報告をしてください。

(2)調査について

申請者は、センターが補助金の交付業務の適正な運営を図るために必要な範囲において報告を求め、また現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じてください。

現地調査では、設置された充電設備の使用状況、保管義務のある関係書類の確認等 を実施します。

(別紙2)「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金管理規程」

次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金管理規程

- 1. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、法令を順守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
- 3. 補助金の交付を受けた者は、一定期間(注)内において取得財産等を保有し、処分を制限された取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け(リース事業者を除く)、廃棄又は担保に供すること)してはならない。
- 4. 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出しその承認を受けなければならない。センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。
- (注)一定期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等を勘案して、 次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金交付規程第18条第2項及び同 19条第2項に基づく、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金業務実 施細則別表6に定められた期間とする。

提出書類一覧表

〇:必ず提出が必要なもの △:申請内容又は事由によって提出が必要となるもの

〇・必り徒!	山〃必安なもの	△・中間内分叉は争由によりて使由が必要	こなるも	<i>)</i>	48 ili n+ #n		
書類区分		提出様式とその名称	公募 申請時	交付 申請時	提出時期 交付 決定後	実績 報告時	補助金 受領後
ᄼᆥ	様式1	公募申請書					
公募申請	様式1 (別紙)	公募申請書(別紙)	Ō				
	様式3	交付申請書		0			
交付申請	様式4-1 様式4-2	工事申告書(用紙サイズはA3)		0			
	様式 5	要部写真		0		0	
実績報告	様式7	実績報告書				0	
共同申請	様式8	共同申請書	\triangle				
	様式9	充電設備等設置工事完了報告書				0	
実績報告	様式10	工事実績申告書(用紙サイズはA3)				0	
	様式11	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表				0	
リース契約	様式12	貸与料金の算定根拠明細書				\triangle	
	様式14	計画変更申告書			\triangle		
	様式15	変更届出書			\triangle		
本事 てはさ	様式16	計画変更承認申請書			\triangle		
変更手続き	様式18	工事完了日遅延等報告書			\triangle		
	様式19	実績報告日期限遅延事由書			Δ		
	様式20	補助金申請取下書	\triangle	Δ	Δ		
中女加八	様式21	取得財産等届出書					\triangle
財産処分	様式22	財産処分承認申請書					\triangle
# E & - #	様式24	共同住宅等充電設備設置工事事業に関する	\triangle				
共同住宅等	様式25	共同住宅等充電設備設置工事事業に関する		∆ _{×1}	△ *1	△ *1	
工場・	様式26	工場・事業所充電設備設置事業に関する	\triangle				
事業所	様式27	工場・事業所充電設備設置事業に関する 従業員駐車場証明書提出書		∆ _{×1}			
	様式30	利益等排除申告書		\triangle			
利益等排除	様式31	利益等排除申立書				\triangle	
	様式32	実施状況等報告書	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle
	様式33	役員名簿 ※2	\triangle				
その他	様式34	特別な仕様に基づく工事	\triangle			_	
	様式35	充電設備選定理由書		0			
	様式36	工事施工会社選定理由書		Ō			
			•		•		

		提出時期						
提出書類の名称と内容		公募 申請時	交付 申請時	交付 決定後	実績 報告時	補助金 受領後		
	申請者本人確認書類		\circ					
			で電設備の見積書(内訳書)	0	O **3			
	工事	:	設置工事の見積書(内訳書)	0	O **3			
		自治体	予算書(入札前の申請)	\triangle				
		1 /1 fr	工事計画書(入札前の申請)	\triangle				
申請時に必要な補助対	特別	措置	申込書	\triangle				
象経費に関 する証憑	נינג ניד		請求書	\triangle				
			資本関係が分かる書類		\triangle		\triangle	
	夭	刂益等排除	原価または経費であることの証明およびそ		\wedge		\wedge	
	T T	.1 Ⅲ 47 .131.15以	の根拠となる資料				\triangle	
			直近年度の単独の損益計算書		\triangle		\triangle	
	設置	場所見取図		0				
	充電設備設置レイアウトを示す略図		アウトを示す略図	0				
図面 平面図			0		O _{*4}			
電気系統図			0		O _{*4}			
配線ルート図			0		O _{*4}			
発注書および保証書					0			
実績時に必 要な補助対			および工事の請求書(内訳書)				0	
		:設備の購入お び振込明細書	るよび工事の領収証 等等				0	
	特別	措置の領収証	<u> </u>				\triangle	
リース契約	リー	ス契約書					\triangle	
建築確認通知書、確認済証 共同住宅等		\triangle						
大四任七年	共同住宅の賃貸借契約書のコピー		\triangle					
	従業	員駐車場	従業員駐車場であることを証する書類 <u>(社内規約、使用許可証等のコピー)</u>	\triangle				
工場・ 事業所	社有	車用駐車場	所有する電気自動車等の自動車検査証(車 検証)または今後購入予定であることを証 する書類(計画書等)	\triangle			_	
	来客	専用駐車場	社内規約や貸し出しルールが記載された 書類	\triangle				

※1:共同住宅等もしくは従業員駐車場を証する書類と一緒に提出する必要があります。

※2:申請者が法人の場合およびリースの使用者(契約者)が法人の場合は、必ず必要になります。

※3:公募申請時に概算の見積書を提出している場合は、交付申請時に正規の見積書の提出が必要です。

※4:実績報告時には『完成平面図』『完成電気系統図』『完成配線ルート図』の提出が必要です。

Ⅲ. 高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業の申請について

事業内容	「高速道路SA・PA 設置事業	」等 ^(注1) および「道の駅」への充電設備の
申請できる方	地方公共団体、法人、個人 ※国(省庁等)はできません	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	定額
	設置工事費	定額

注1:高速道路株式会社法が規定する高速道路株式会社6社が管理するSA・PAの ほか、地方道路公社法が規定する地方道路会社が管理するSA・PAおよび隣 接設置されたハイウェイオアシスを含みます。

1. 公募申請について

「公募申請」とは、本事業の補助金交付の採択を受けるための申請をいいます。また、 公募申請にかかる書類の審査および必要に応じて行う現地調査などの公募審査によ り公募申請要件を満たし、予算の範囲内において本事業の目的およびセンターが求め る事業ごとの要件に対して適切であると認められた場合、センターが事務局となる 「採択委員会」にて採択され、「交付申請」を行うことができます。内容によっては、 採択されないことがあります。さらに、採択される場合であっても、必要に応じて条 件が付されることがあります。

1-1. 公募申請の要件

(1) 公募申請における申請要件

補助金交付の採択を受けるためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ①公募申請は、一つの工事ごとに申請していること。
- ②国の他の補助金と重複していない申請であること。
- ③充電設備を設置する土地の使用権限を有していること。(借地の場合、所有者が 充電設備を5年間設置することを許諾したことを証する書類の提出が必要です。 公募申請時に提出できない場合、交付申請時に提出する必要があります。)
- ④公募申請者が交付規程の別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に該当していないこと。
- ⑤充電設備は「新品」で購入される充電設備であること。(ただし、その発注および支払いは交付決定通知書の受領後に行ってください。)

- ⑥充電設備の申請基数はセンターが事業ごとに定める目安の範囲内であること。
- ⑦設置工事の施工開始日は交付決定通知書の受領後であること。
- ⑧補助対象経費に申請者の自社または資本関係にある会社からの調達(工事等を含む。)がある場合、申告をすること。
- ⑨充電設備の設置およびその支払いを実績報告書提出期限日(平成29年1月31日(火))までに完了すること。
- ⑩設置した充電設備(案内板等の付帯設備を含む。)は保有義務期間5年を満了で きること。
- ①センターから充電設備の利用状況等の情報を求められた場合には、利用状況に関するデータ(利用頻度等)を提供し、当該データを含む設備にかかる情報について国への提供を行うことを了承すること。
- (2)「高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業」に特有の申請要件 当該事業に特有の以下の要件をすべて満たす必要があります。
 - ①設置場所が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。
 - ②充電設備の利用者を限定せず、他のサービスまたは物品の購入を条件としないこと (ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とします。)
 - ③充電場所を示す案内板を高速道路SA・PAや道の駅の入り口に設置すること。
 - ④施設は新規に整備された場所で充電設備が設置されていないこと。 なお、新設の「道の駅」については、公募申請時に国土交通省へ道の駅として登録されていること、または公募申請時に国土交通省が平成28年12月までに行う「平成28年度道の駅第45回・第46回登録」に向けての申請が完了しているか、完了する見込みであることが必要です。
 - ⑤施設が既設である場合、電欠防止の観点から特に重要な場所で、充電設備が設置 されていないこと。

(採択委員会が重要な場所であるかの判断は、様式1の別紙の申告に基づき行われます。)

なお、施設が既設であって、充電設備が設置されている場所への増設を内容とする申請も受付けますが、増設理由が採択の重要な判断項目となります。

1-2. 公募申請時に必要な書類と作成上の注意・留意点

高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業に公募申請をする場合は、以下の書類が必要になります。

(1) 提出書類

①公募申請書: 高速道路SA・PA用(様式1-1(本紙)、様式1-1(別紙)) 道の駅用(様式1-1(本紙)、様式1-1(別紙)) なお、高速道路SA・PA用の様式1-1(本紙)は基本的事項P 35で解説した「特別な仕様に基づく工事」を前提に構成されています。同工事に基づかない公募申請は、工事に関する補助金の上限が異なることから、高速道路SA・PAへの設置であっても道の駅用の様式1-1(本紙)を用いて申請してください。また、様式1-1は、本紙と別紙で一組です。留意してください。

- ②公募申請者本人確認書類(履歴事項全部証明書、運転免許証等)
- ③充電設備設置にかかる見積書または概算見積書
- ④充電設備の設置場所見取図および充電設備設置レイアウトを示す略図
- ⑤「特別な仕様に基づく工事」申請事由書(様式34) 特別な仕様に基づく工事で設置工事を行う場合に提出が必要となります。
- ⑥その他求める書類

(2)書類作成上の留意点

採択にあたり特に重要な書類が「公募申請書」となります。

- ①公募申請書(様式1-1(本紙))
- ・高速道路SA・PAへ設置する公募申請で、特別な仕様に基づく工事を行う場合は、(「高速道路SA・PA」用)を使用します。
- ・特別な仕様に基づく工事を行わず高速道路SA・PAに設置する公募申請と道の 駅に公募申請する場合は、(「道の駅」用)を使用します。
- ・申請者の氏名等必ず申請者自身で記入してください。
- · 充電設備の設置工事に関する事項の記入が求められますので、発注を予定している工事施工会社と相談の上、工事日程等を上記要件に従って、記入してください。
- ・充電設備を設置する土地が借地の場合は、「6. 公募申請要件等の確認」欄の① のいずれかにチェックをしてください。
- ・必要事項を全て記入し、4ヶ所に押印してください。
- ①公募申請書:「高速道路SA・PA」用(様式1-1 (別紙))
- ·別紙は、施設等の説明および設置計画の目的と設置効果等、申請者の考えを申告 する重要な書類です。この申告が採択の判断項目となります。
- ・リース申請の場合は、使用者(契約者)の考えを申告してください。
- ・必要項目を全て記入し、1ヶ所に押印してください。
 - i. 施設について
 - ·充電設備を設置する高速道路SA·PAが新設か既設かを申告してください。 今後営業を開始する場合は、営業開始予定日を記入してください。

ii. 集客状況について

- ・既設の場合、過去1年間の月平均の集客(人/月)を申告してください。
- ·既設の場合で営業が1年に満たない場合は直近の月平均等の集客状況を申告してください。
- ·新設で今後営業を開始する場合は、集客計画書等を添付し集客計画を申告してください。
- ・増設を前提とする公募申請の場合は、過去1年間の平日・休日を含む月平均の利用回数と常態化している利用ピーク曜日とその一日あたりの利用回数も申告してください。

iii. 路線および位置について

- ・SA・PAが位置する高速道路名を記入してください。
- ・SA・PAが位置する区間(IC名)と区間の過去1年間の月平均走行台数 実績、または計画されている月平均走行台数を申告してください。
- ・同一の高速道路(同一方面)において最近接のSA・PAに充電設備が既に 設置されている場合、そのSA・PA名と申請するSA・PAとの距離を 申告してください。
- iv. 充電設備の設置を判断するに至った理由
 - ・設置を判断した理由を具体的に記入してください。
- v. 設置する充電設備の種類と基数およびその種類と基数を選定した理由
 - ・充電設備の種類と設置する基数および選定理由を説明してください。
- vi. 充電設備を設置した後に想定される充電設備の利用頻度
 - ・休日平日を含む月平均の想定利用回数とその利用回数を想定した考え方を申告してください。

vii. 設置予算について

- ・充電設備の購入および設置工事にかかる予算額を申告してください。
- ・申告される額は、充電設備メーカー等の見積書、工事施工会社の見積書等を 用いて申告してください。できない場合は、概算見積書等を用いて可能な限 り見積額に近い額を申告してください。
- ・上記予算の調達方法について、借入の場合であれば借入金額、返済期間等を 資金調達計画書等の内容を証するものを添付し申告してください。
- ・公募申請で採択された予算以上の額で交付申請することは原則できません。

viii. 設置後の5年間の運用について

- ・設置された充電設備の維持にかかる年間の経費について、その試算方法と 額を申告してください。
- ・課金等で収入を見込み充電設備を維持する場合、その計画について事業計画 書等を添付し申告してください。課金をする場合は、料金、徴収単位、徴収

方法について申告してください。

・上記運用資金の調達方法について、借入の場合であれば借入金額、返済期間 等を資金調達計画書等の内容を証するものを添付し申告してください。

①公募申請書:「道の駅」用(様式1-1(別紙))

- ・別紙は、施設等の説明および設置計画の目的と設置効果等、申請者の考えを申告 する重要な書類です。この申告が採択の判断項目となります。
- ・リース申請の場合は、使用者(契約者)の考えを申告してください。
- ・必要項目を全て記入し、1ヶ所に押印してください。
 - i. 施設について
 - · 充電設備を設置する道の駅が新設か既設かを申告してください。今後営業を 開始する新設の場合は、営業開始予定日を記入してください。
 - ・その施設の駐車場の収容台数を申告してください。
 - ii. 集客状況について
 - ・既設の場合、過去1年間の平日と休日を含む月平均の集客(人/月)を申告 してください。
 - ・既設の場合で営業が1年に満たない場合は直近の平日と休日を含む月平均等 の集客状況を申告してください。
 - ·新設で今後営業を開始する場合は、集客計画書等を添付し集客計画を申告してください。
 - ・増設を前提とする公募申請の場合は、過去1年間の平日・休日を含む月平均の利用回数と常態化している利用ピーク曜日とその一日あたりの利用回数も申告してください。

iii. アクセスについて

- ・施設に面する公道名を申告してください。(国道XY線等)
- ・施設に面する公道が国道等主要道路ではない場合は、最近接の主要公道名と 施設からの距離を記入してください。
- ・施設に面する、または最近接の公道の当該施設付近の区間月平均の交通量を 申告してください。
- iv. 充電設備を有する最近接の道の駅、またはその他施設の有無について
 - ・当該施設から充電設備を有する最近接の道の駅または充電施設がある場合それら施設までの距離および設置されている充電設備の種類(急速充電設備または普通充電設備等)を申告してください。(距離の算定はWEBの地図情報等を活用してください。)
- v. 充電設備の設置を判断するに至った理由
 - ・設置を判断した理由を具体的に記入してください。

- vi. 設置する充電設備の種類と基数およびその種類と基数を選定した理由
 - ・充電設備の種類と設置する基数および選定理由を説明してください。
- vii. 充電設備を設置した後に想定される充電設備の利用頻度
 - ・休日平日を含む月平均の想定利用回数とその利用回数を想定した考え方を申告してください。

viii. 設置予算について

- ・充電設備の購入および設置工事にかかる予算額を申告してください。
- ・申告される額は、充電設備メーカー等の見積書、工事施工会社の見積書等を 用いて申告してください。できない場合は、概算見積書等を用いて可能な限 り見積額に近い額を申告してください。
- ・上記予算の調達方法について、借入の場合であれば借入金額、返済期間等を 資金調達計画書等の内容を証するものを添付し申告してください。
- ・公募申請で採択された予算以上の額で交付申請することは原則できません。
- ix. 設置後の5年間の運用について
 - ・設置された充電設備の維持にかかる年間の経費について、その試算方法と 額を申告してください。
 - ・課金等で収入を見込み充電設備を維持する場合は、その計画について事業計画書等を添付し申告してください。課金をする場合は、料金、徴収単位、徴収方法について申告してください。
 - ・上記運用資金の調達方法について、借入の場合であれば借入金額、返済期間 等を資金調達計画書等の内容を証するものを添付し申告してください。

②公募申請者本人確認書類

- ・公募申請者の区分ごとに異なります。(共同申請の場合は「共同申請について」 を参照してください。)
- i. 公募申請者が地方公共団体の場合

以下の書類のいずれか一つを提出してください。

書類	条件
・自治体のホームページのコピー	自治体の名称、自治体の長の氏名、自治体の
・広報誌などのコピー	住所、組織図が確認できるページや資料

ii. 公募申請者が法人の場合

以下の書類のいずれか一つを提出してください。

書類	条件
·履歴事項全部証明書(原本)	終 行から 2 に 日以中の + のに 阻 ス
·現在事項全部証明書(原本)	発行から3ヶ月以内のものに限る

【注意事項】

- ・複数の公募申請書をまとめて送付する場合は、上記いずれかの原本を一通添付し、 同封の公募申請数分のコピーを添付でも可能です。
- ・支社・支店等からの公募申請にあたり、法人の履歴事項全部証明書等に支社・支店 の記載がない場合は、代表権者から公募申請者への委任状およびその支社・支店等 が存在することが確認できる書類(事業・営業証明、納税証明書、会社案内の組織 図のコピー等)を提出してください。
- ・支社・支店等からの公募申請にあたり、支社・支店等の長に契約締結権がない場合 は、代表権者から公募申請者への委任状が必要です。
- ・「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、謄本等に記載されている役員全員を記入した役員名簿(様式33)の提出が必須となります。記入例を参照して間違いのないように提出してください。
- ※役員とは、取締役・会計参与・監査役のことをいいます。

iii. 公募申請者が個人の場合

以下の書類のいずれか一つを提出してください。

書類	条件
実まを表示のコル	有効期限内のものに限る
運転免許証のコピー	表裏両面を同一用紙にコピー
印鑑登録証明書の写し(原本)	発行から3ヶ月以内のものに限る
住民票の写し(原本)	発行から3ヶ月以内のものに限る
パスポートのコピー	有効期限内のものに限る
	氏名と住所の記載ページのコピー
	有効期限内のものに限る
健康保険証等のコピー 	現住所が記載されているもの

【注意事項】

- ·公募申請書の住所・氏名は上記公的書類の住所・氏名と一致している必要があります。
- ・現住所の記載されていない健康保険証のコピーや、公募申請者の住所と異なる住所 が記載された運転免許証のコピー等は、本人確認書類としては認めません。

③充電設備と設置工事費の見積書または概算見積書

申請された設置計画の予算面における合理性を審査するために以下の見積書の 提出を求めます。なお、設置計画が検討段階で充電設備販売会社や工事施工会社 から正式な見積書の提出を受けることができない場合は、それらの概算見積書で も可としますが、採択された場合、公募申請で示した予算以上での交付申請は受

理できませんので注意してください。

i. 充電設備の購入にかかる見積書のコピー

- ・充電設備を充電設備販売会社から直接購入する予定の場合は、<u>公募申請者宛</u>の 見積書(充電設備販売会社の押印のあるもの)のコピーを提出してください。 充電設備を工事施工会社から購入する予定の場合で、設置工事の見積書に充電 設備の見積りが、下記下線の内容と共に明記されている場合は提出不要です。
- ・<u>メーカー名、型式、本体価格、基数等</u>が明記されていることが必要です。概算 見積書の場合でも、明記されていることが必要になります。
- ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は</u> 3ヶ月以上としてください。
- ・原則、認める支払方法は、振込になります。センターは支払方法を確認する 必要があるため、<u>支払条件が明記されている見積書が必要</u>です。他の取引と の相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファク タリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等 によるものは認めておりません。

ii. 充電設備の設置工事費にかかる見積書のコピー

- ・部材や労務費などが記載された「内訳書」が付された<u>公募申請者宛</u>の「見積書」 (工事施工会社の押印のあるもの)を提出してください。「材工一式」といっ た簡略記載の「見積書」では設置計画の予算の合理性を審査できませんので、 注意してください。なお、概算見積書の場合でも、部材や労務費などが記載さ れた「内訳書」の添付は必要です。
- ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は</u> 3ヶ月以上としてください。
- ・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・原則、認める支払方法は、振込になります。センターは支払方法を確認する 必要があるため、<u>支払条件が明記されている見積書が必要</u>です。他の取引と の相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファク タリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等 によるものは認めておりません。

④充電設備の設置場所見取図および充電設備設置レイアウトを示す略図

i. 充電設備の設置場所見取図

充電設備を設置する場所(施設)の位置関係(接する公道や付近の主たる施設等との関係)のわかる図。市販の地図やWEBサイトの地図を活用することも可とします。

ii. 充電設備設置レイアウトを示す略図

施設における「駐車場」の位置および駐車場内で充電設備を設置する位置と分電盤(特別措置の場合は引き込み柱の位置)の位置およびその間の配線のルートがわかる略図。手書きで可とします。(ただし、電気配線の長さは必ず記入してください。)

⑤「特別な仕様に基づく工事」申請事由書(様式34)

・様式で指示されている通り、補助対象工事とこれら特別な仕様を規定する 規格や基準の関連をわかりやすくセンターに申告してください。

⑥その他求める書類

- i. 集客計画書
 - ・既設で営業が1年に満たない場合は、直近の平日と休日を含む月平均等の集 客状況を申告する際の資料として添付してください。
 - ・新設で今後営業を開始する場合は、集客計画を申告する際の資料として添付 してください。

ii. 資金調達計画書

充電設備の購入や設置工事の資金について借入等を行う場合は、調達金額と 返済に関する計画を申告する際の資料として添付してください。

iii. 事業計画書

課金等により充電設備を事業として単独で維持し管理する場合は、その計画 を申告する際の資料として添付してください。

(3) 申請の状況に応じて求める書類

①自治体による入札前の申請の場合

入札前の公募申請を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- i. 当該工事の予算が担保されていることを証する書類。
- ii. 当該工事について自治体がまとめた設計書(一般の工事における工事施工会社が作成する見積書等に相当するもの)またはそれに準ずるもの。
- iii.「設計書」の作成あたり、「公共建築工事共通費積算基準」を参照している場合は、以下に留意してください。
 - ア. 直接工事費の算定には「充電設備」を加えないでください。また、積算した直接工事費が500万円以下の場合、500万円と繰り上げず、積算された見積額としてください。
 - イ. 純工事費、工事原価、工事価格の算定に用いる「共通仮設費」、「現場管理

費」、「一般管理費」については、本事業で補助対象経費として認める費目 のみを選択し、部材費と労務費に区分して申告してください。

ウ. 工期は、工事開始予定日から工事完了予定日までの日数としてください。

②新設の道の駅に充電設備を設置する申請を行う場合

新設の「道の駅」については、公募申請時に国土交通省へ道の駅として登録されていることを証する書類、または公募申請時に国土交通省が平成28年12月までに行う「平成28年度道の駅第45回・第46回登録」の申請の完了を証する書類を提出してください。なお、公募申請時に登録の申請が完了していない場合は、様式1-1(別紙)に申請予定日を申告し、申請の準備をしていることを証する書類を提出してください。申請完了後は速やかに実施状況等報告書(様式32)に申請の完了を証する書類を添付して報告してください。

- ③特別措置にて電力契約を結び急速充電設備を設置する申請を行う場合
 - 「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にて充電設備を設置する場合は、「(1)提出書類」に示されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。
 - i. 電力会社に提出する申込書 申込日、申込者名、設置場所住所・名称、申込み受領印、工事内容が明記された申込書が必要です。
 - ii. 電力会社が発行する請求書 請求書発行日、宛先、発行者、設置場所住所・名称、工事負担金額が確認で きる請求書が必要です。

なお、電力会社が請求書を発行できない場合、電力会社との協議の結果「宛先、 発行者(電力会社名)、設置場所名称、工事負担金額」等が記載されている概算見 積書でも可とします。

④共同申請を行う場合

共同申請が含まれる公募申請を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている 各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- i. 共同申請書(様式8)
- ii. 共同申請者の印鑑登録証明書の写し(原本) 共同申請者全員の印鑑登録証明書の写し(原本)ただし、発行後3ヶ月以内の もの

iii. 本人確認書類

・法人の場合

共同申請者に法人が含まれる場合は、当該共同申請者の履歴事項全部証明書、 現在事項全部証明書のいずれか一つ(発行後3ヶ月以内のもの(原本))と 役員名簿(様式33)の提出が必要となります。

- ・個人の場合
 - 「(1)提出書類」に示されている本人確認書類で代用できます。

⑤リース契約に基づく申請を行う場合

リース契約が含まれる公募申請を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・充電設備をリースする目的で取得するものについては、リース事業を生業とすることを証する書類の写しが必要となります。(履歴事項全部証明書等で代替することも可能です。)
- ・リースの使用者(契約者)が法人の場合は、「暴力団排除に関する誓約事項」 の内容を必ず確認し、法人の本人確認書類(履歴事項全部証明書等)と役員名 簿(様式33)の提出が必要です。

1-3. 公募申請のプロセスと期間について

公募申請される方は、公募申請受付期間内に「公募申請書」をセンターに郵送し応募します。センターは、公募申請を採択し事業目的等に鑑み適当とした公募申請に対してのみ「採択通知書」を発行し通知します。採択日は5月末、7月末、9月末になります。採択された公募申請はホームページで公表するとともに、採択結果を郵送等で通知します。「採択通知書」を受けた公募申請者は、受領後15日以内にセンターが定める様式とセンターが求める書類一式をそろえ「交付申請書」として提出します。公募申請の受付期間は平成28年5月9日(月)~9月30日(金)です。

最終日までに公募申請書がセンターに到着しているものが有効となります。(消印有効ではありません。)なお採択された公募申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合には公募申請の受付期間中であっても、公募申請の受付を終了する場合があります。その場合はセンターのホームページ上で告知します。

不採択となった申請も、上記公募期間内であれば内容を変更し公募申請書の提出が可能です。

1-4. 公募申請書の受理

申請書が到着しても必要書類が不足している、申請書が所定の様式でない、必要事項の記入がない、押印漏れがある場合等、センターが適正でないと認めた場合は、申請書の受付を行うことなく不備内容の説明書を同封してそのまま返却する場合があります。

記載の不備や記載の修正が必要な場合および確認すべき事由がある場合は、申請書を 受付し、一定期間に不備を訂正、修正あるいは説明するようセンターから連絡し不備 解消後審査の開始となります。

センターから連絡があったにもかかわらず、書類の不備等が是正されない場合は申請 が無効になる場合があります。

※「2. 交付申請書」、「3. 実績報告書」についても上記の公募申請書同様の扱いと します。

2. 交付申請について

センターから「採択通知書」を受けた公募申請者は受領後15日以内に交付申請書を提出してください。

2-1. 交付申請の要件

以下の要件を全て満たすことが補助金を受ける条件となります。

- ①センターから採択通知書を受けている必要があります。
- ②交付申請の内容は採択された内容から変更がないようにしてください。

(「1-1. 公募申請の要件」は交付申請時においても了承済みとみなします。)

- ③<u>充電設備は、「新品」で購入されるものに限り、その発注および支払いは交付決</u> 定通知書の受領後に行ってください。
- ④充電設備の設置工事は交付決定通知書の受領後に開始してください。
- ⑤支払方法は原則として銀行振込になります。

2-2. 交付申請時の提出書類

高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業の交付申請は、「設置工事着工前」 に以下の書類を準備してセンターに送付することが必要となります。

必要な書類と書類の作成・準備にあたっての注意事項等は以下のとおりです。

(1)提出書類

- ①補助金交付申請書(様式3-1)
- ②充電設備および設置工事費の見積書
- ③設置工事に関する提出書類

- ④充電設備選定理由書(様式35)
- ⑤工事施工会社選定理由書(様式36)

以下、それぞれの書類について説明をします。

- ①補助金交付申請書(様式3-1)
- ・高速道路SA・PAへ設置する交付申請で、特別な仕様に基づく工事を行う場合は(「高速道路SA・PA」用)を使用します。
- ・特別な仕様に基づく工事を行わず高速道路SA・PAに設置する交付申請と道の 駅に交付申請する場合は(「道の駅」用)を使用します。
- ・必要事項を全て記入し、4ヶ所に押印してください。 交付申請者が手続き代行を依頼する場合は、押印箇所は5ヶ所です。 (捨印2ヶ所は誤記修正に必要です。)

②充電設備および設置工事費の見積書

- i. 充電設備見積書のコピー
 - ・公募申請時に概算の見積書を提出した方は正規の見積書の提出が必要です。
 - ・充電設備を充電設備販売会社から直接購入する場合は、<u>交付申請者宛</u>の見 積書(充電設備販売会社の押印のあるもの)のコピーを提出してください。 充電設備を工事施工会社から購入する場合で、設置工事の見積書に充電設 備の見積りが、下記下線の内容と共に明記されている場合は提出不要です。
 - ・メーカー名、型式、本体価格、基数等が明記されていることが必要です。
 - ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は</u> <u>3ヶ月以上</u>としてください。
 - ・原則、認める支払方法は振込になります。センターは支払方法を確認する 必要があるため、<u>支払条件が明記されている見積書が必要</u>です。他の取引 との相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファ クタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支 払等によるものは認めておりません。
- ii. 充電設備設置工事費の見積書のコピー
 - ・公募申請時に概算の見積書を提出した方は正規の見積書の提出が必要です。
 - ・部材や労務費などが記載された「内訳書」が付された<u>交付申請者宛</u>の「見積書」(工事施工会社の押印のあるもの)を提出してください。「材工一式」といった簡略記載の「見積書」では設置計画の予算の合理性を審査できませんので注意して下さい。
 - ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は</u> <u>3ヶ月以上</u>としてください。

- 内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・原則、認める支払方法は振込になります。センターは支払方法を確認する必要があるため、<u>支払条件が明記されている見積書が必要</u>です。他の取引との相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

③設置工事に関する提出書類

i.「工事申告書」(様式4-1および様式4-2)

工事に関する提出書類は、充電設備設置工事の「見積書」を参照し、補助対象 経費を申告する「工事申告書(様式4-1、4-2)」、さらには工事内容を説 明する「図面」および「要部写真」等となります。

ア. 「様式4-1」

交付申請者(手続代行者)は「見積書」や「内訳書」を参照し、補助対象経費として申告する工事費用を「様式4-1」に記載された項目ごとに記入してください。工事区分によっては選択する工事項目がありますので注意してください。記入される金額等の数字は「見積書」と同じである必要があります。工事施工会社が複数いる場合は、交付申請者(手続代行者)が各工事施工会社の「見積書」の金額等の数字を集約し、同一の「様式4-1」に記入してください。

イ. 「様式4-2」

「電気配線の詳細仕様」および交付申請者(手続代行者)が各工事の補助を 申告するにあたり、センターの求める要件等に適合していることを申告する 書類が様式4-2です。内容をよく確認し、該当する全ての事項について申 告してください。特に「電気配線の詳細仕様」は見積書と同様の内容で申告 してください。

ii. 図面·要部写真等

交付申請者(手続代行者)は次頁の表にある図面・要部写真を提出してください。また説明をよく読み、記入漏れのないようにしてください。

- ・図面はCAD等を利用して作る必要は必ずしもありません。既存の図面を活用して作成し提出してください。(手書きでも可)ただし、縮尺は原則 1/100を最低限の大きさとしてください。
- ・要部写真は、様式5を使用し提出してください。工事着工前や工事中に撮影が必要な写真もありますので、留意してください。提出すべき写真は「補足 資料」で確認してください。

○:必ず提出が必要なもの △:他の図面と兼用できるもの

書類		説明	
ア. 要部写真	0	·工事の計画、工事が完了したことを確認するために 求めるもので、詳細内容は、補足資料を参照してく ださい。	
イ. 平面図	0	・レイアウトを確認するために求めるものです。 充電設備設置場所を真上より見た図で、充電設備、 付帯設備のレイアウトと寸法を示してください。 (センターホームページの記入例参照)	
ウ. 電気系統図	0	・増設もしくは新設される高圧受変電設備、または改修・交換もしくは新設される分電盤(受電盤)と充電設備等とが専用配線で結合されていることを示すものです。 (センターホームページの記入例参照)	
エ. 配線ルート図	Δ	・配線ルートの合理性、申請された配線費用の妥当性を審査するために求めるものです。 ・配線・配管の経路、配線・配管の長さ、配線方法(埋設、架空など)および配線・配管の仕様(アース線、通信線を含む)を示してください。 なお、平面図に示す場合、提出は不要です。	

④充電設備選定理由書(様式35)

・予算との合致や納品スケジュールの観点等、選定理由を充電設備ごとに説明してください。

⑤工事施工会社選定理由書(様式36)

・予算との合致や工事実績等、選定理由を説明してください。

(2) 申請の状況に応じて求める書類

①充電設備を設置する土地が借地の場合

借地に充電設備を設置する予定の交付申請を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

借地に充電設備を設置する場合は、交付申請までに土地の利用に関する許諾書および充電設備の保有義務期間(5年)以上において設置することの許諾書を土地所有者から得ることが必要になります。土地の利用に関する許諾を証する書類を提出してください。

ただし、公募申請時に提出した方は不要です。

②利益等排除を含む交付申請を行う場合

利益等排除を含む交付申請を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている各 書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

交付申請者(リース契約の場合はその使用者(契約者))が自社または資本関係にある会社から調達(工事等を含む。)を受ける場合は、利益等排除の措置が必要となるため、利益等排除申告書(様式30)の提出が必要となります。自社または資本関係にある会社から調達を受ける場合の利益等排除について詳しくは「Ⅱ. 7. 自社または資本関係にある会社から調達する場合について(利益等排除)」を参照してください。

2-3. 手続代行者について

交付申請者は、交付申請および実績報告にかかる業務等の手続を第三者へ依頼することができます。その場合の留意点は以下のとおりです。

- ・センターが認めた場合を除き、手続代行者は工事施工会社に限ります。工事施工会 社が複数いる場合には、工事全体をまとめることのできる一社を手続代行者として ください。
- ・手続き代行を第三者へ依頼する場合は、交付申請書および実績報告書の「5.手続代行者に関する事項」の欄に必要事項を記入・押印して書類を提出してください。なお、センターは補助金確定通知等の重要な通知書類は交付申請者にのみ送付します。
- ・交付申請者が手続代行者へ代行費用を支払う場合は、センターは代行費用を補助対象経費と認めませんので注意してください。詳しくは「Ⅱ.4.手続代行者について」を参照してください。

2-4. 計画変更

交付申請者は、交付決定通知書の受領後に、当該通知にかかる申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめセンターが定める計画変更申告書(様式14)を提出する必要があります。

ただし、交付申請者の名称、住所変更等、工事内容に関わらない変更は変更届出書(様式15)をもってセンターへ届けてください。詳しくは「WI.5.計画変更」を参照してください。なお、実績報告までに提出できない場合は、交付決定を取り消すことがあります。

3. 実績報告について

交付決定通知書の受領後に充電設備の発注(代金支払い)並びに設置工事の施工に着手することができます。その<u>期限は30日以内とし、期限を過ぎると交付決定は無効</u>

となります。補助金の交付を受けるためには、充電設備等の設置工事を完了し、充電 設備の購入費および設置工事費のすべての支払いを完了させ、実績報告書をセンター に提出する必要があります。

3-1. 実績報告時の提出書類

提出期限は、充電設備設置完了日または補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内の必着です。(ただし、平成29年1月31日(火)までに提出する必要があります。)

必要な書類と書類の作成・準備にあたっての注意事項等は以下とおりです。

(1)提出書類

- ①実績報告書(様式7-1)
- ②充電設備の支払および設置工事費の支払を証する書類
- ③設置工事の完了を証する書類
- ④取得財産等管理台帳·取得財産等明細表(様式11)
- ⑤補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

以下、それぞれの書類について説明をします。

- ①実績報告書(様式7-1)
- ・高速道路SA・PAに設置する報告で特別な仕様に基づく工事の場合は、(「高速 道路SA・PA」用)を使用します。
- ・特別な仕様に基づく工事を行わず高速道路 S A・P A に設置する報告と道の駅に 設置する報告の場合は、(「道の駅」用)を使用します。
- ・必要事項を全て記入し、3ヶ所に押印してください。 (捨印2ヶ所は誤記修正に必要です。)
- ・交付申請者が手続き代行を依頼する場合は、押印箇所は5ヶ所です。 (捨印2ヶ所は誤記修正に必要です。)

②充電設備および設置工事費の支払を証する書類

- i. 充電設備の支払を証する書類
 - ア、充電設備の購入価格を示す書類
 - ・充電設備を充電設備販売会社から直接購入した場合は、<u>交付申請者宛</u>の請求書(充電設備販売会社の押印のあるもの)のコピーを提出してください。充電設備を工事施工会社から購入した場合で、設置工事の請求書に充電設備の請求が明記されている場合は提出不要です。
 - ・メーカー名、型式、本体価格、基数等が記載されていることが必須です。

- ・請求書の作成日が明記されていることが必要です。
- ・支払は原則、振込になります。支払方法を確認する必要があるため、<u>支払</u> <u>条件が明記されていることが必要</u>です。他の取引との相殺払い、手形(電 子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡) による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めて おりません。
- ※複数の充電設備を設置した場合は、個々の充電設備の購入価格・充電設備型式、基数を明示してください。

イ. 充電設備本体購入の支払証憑

・充電設備を充電設備販売会社から直接購入した場合は、<u>交付申請者宛</u>の支払 証憑(充電設備販売会社の押印のあるもの)のコピーを提出してください。 充電設備を工事施工会社から購入した場合で、設置工事の支払証憑に充電設 備の支払証憑が明記されている場合は提出不要です。

交付申請者宛の領収証および金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明細書、当座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)を提出してください。

- ・振込金額(補助金対象経費)、工事件名、発行先(振込先)と発行元(振込元)、支払完了日(領収日または振込日)、発行者の押印が必須です。
- ・インターネット等による振込の場合には、領収証および金融機関発行の支払 完了を証する書類を提出してください。WEB取引の場合は画面をプリント アウトしてください。その際は振込手続完了ではなく振込完了(資金移動) が確認できる必要があります。
- ・自治体の支出命令書による振込の場合は、金融機関の押印がある書類を提出 してください。
- ※金融機関への振込手数料は、補助対象経費と認めません。
- ※端数処理や出精値引き、振込手数料等は、請求内訳書等のどの費目へ計上しているのか明示してください。
- ※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、センターが充電設備購入費として認めた補助対象経費からの値引きとみなします。
- ウ. 新規に購入された充電設備であることが分かる書類
 - a. 交付申請者(発注者)が交付決定通知書の受領後に発注した<u>充電設備の</u> 発注書のコピー
 - ・充電設備の発注を行うのは交付申請者本人である必要があります。
 - ・センターは必要に応じて発注請書を求める場合があります。
 - ・発注書には、発注者(押印があること)、発注先、設置場所、工事件名、 充電設備のメーカー、型式、本体価格、基数等が明記されている必要があ ります。

- ・充電設備を工事施工会社から購入する場合で、設置工事の請求書に充電設備の請求が含まれる場合は、発注書に工事費が含まれていても構いません。
- b. メーカーが発行する交付申請者宛の充電設備の保証書のコピー
- ・メーカーが認めた第三者の発行する保証書(メーカーが定めたフォームの もので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。)のコピーを 提出してください。
- ※センターが補助対象経費と認めた充電設備のうち、付属の課金機が充電設備本体と別々に保証される場合は、それら課金機の保証書が必要です。

ii. 工事費の支払いを証する書類

ア. 「請求書」

- ・工事施工会社が<u>交付申請者宛</u>に発行する工事施工会社の押印のある工事全体 の請求額がわかる「請求書」に部材や労務費など詳細が記載された「内訳書」 を添付し提出してください。
- ・「内訳書」は、補助対象経費とそれ以外とに分けて記入してください。「材工 一式」といった簡易記載の「請求書」では審査はできませんので注意してく ださい。
- ・支払は原則、振込になります。支払方法を確認する必要があるため、<u>支払条件が明記されていることが必要</u>です。他の取引との相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

イ. 工事費の支払証憑

- ·<u>交付申請者宛</u>の領収証および金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明細書、当座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)を提出してください。
- ・振込金額(補助金対象経費)、工事件名、発行先(振込先)と発行元(振 込元)、支払完了日(領収日または振込日)、発行者の押印が必須です。
- ・インターネット等による振込の場合には、領収証および金融機関発行の支払 完了を証する書類を提出してください。WEB取引の場合は画面をプリント アウトしてください。その際は振込手続完了ではなく振込完了(資金移動) が確認できる必要があります。
- ・自治体の支出命令書による振込の場合は、金融機関の押印がある書類を提出 してください。
- ※金融機関への振込手数料は、補助対象経費と認めません。
- ※端数処理や出精値引き、振込手数料等は、請求内訳書等のどの費目へ計上しているか明示してください。
- ※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、センターが充電設備設

置工事費として認めた補助対象経費からの値引きとみなします。

③設置工事の完了を証する書類

交付申請者(手続代行者)は以下の書類を提出してください。

i. 充電設備等設置工事完了報告書(様式9)

交付申請者(手続代行者)が工事施工会社ごとに作成を依頼して提出してください。

設置工事費として申告している場合は、充電設備の運搬費や部材費のみであっても提出が必要となります。ただし、設計業務のみを委託した場合は除きます。

ii. 工事実績申告書(様式10)

交付申請者(手続代行者)は「請求書」と請求書に添付される「内訳書」を参照し、支払った補助対象経費を様式10に記載された項目ごとに記入してください。工事によっては選択する工事がありますので注意して記入してください。なお、交付申請時の申告額と異なる金額の支払いを行った場合は、当該工事は計画変更の報告が必要です。(「WI.5.計画変更」を参照)記入する金額等の数字と「請求書」の金額等の数字は同じである必要があります。工事施工会社が複数いる場合は、交付申請者(手続代行者)が各工事施工会社の「請求書」の金額等の数字を集約して、同一の様式10に記入してください。

iii. 図面·要部写真等

交付申請者(手続代行者)は次頁の表にある図面・要部写真を提出してください。また説明をよく読み、記入漏れのないようにしてください。

- ・「完成平面図」「完成電気系統図」「完成配線ルート図」の提出が必要です。
- ・<u>交付申請時に作成した図面を利用することができます。計画変更の承認を得た</u> 方は計画変更時に作成した図面を提出してください。(「完成」の記入は手書き でも構いません。)
- ・要部写真は、様式5を使用し作成してください。工事着工前に撮影した写真と 比較する必要のある写真もありますので留意してください。提出すべき写真は 「補足資料」で確認してください。

○:必ず提出が必要なもの △:他の図面と兼用できるもの

書類		説明
ア. 要部写真	0	・充電設備が設置された現状を証明する 写真。 ・様式5を用い、着工前・完成後の対比が 必要となるものがあります。補足資料を 参照してください。
イ. 完成平面図	0	・充電設備設置場所を真上より見た図。・充電設備、付帯設備のレイアウトが示されたもの。・交付申請時に作成した図面を利用することができます。計画変更の承認を得た場合は計画変更時に作成した図面を提出してください。
ウ. 完成電気系統図	0	・増設もしくは新設される高圧受変電設備、 改修・交換もしくは新設される分電盤と 充電設備との専用配線が示されたもの。 ・交付申請時に作成した図面を利用するこ とができます。計画変更の承認を得た場 合は計画変更時に作成した図面を提出し てください。
エ. 完成配線ルート図	Δ	・完成した経路、長さ、配線方法(埋設、架空など)および配線・配管の仕様(アース線、通信線を含む。)がわかるもの。 ・完成平面図にこれらの記入がある場合は、提出は不要です。

④取得財産等管理台帳·取得財産等明細表(様式11)

- ・様式11に付記されている記入例を参考に「充電設備およびトランス、付帯設備等」を各項目に記入してください。
- ・充電設備本体に課金機等が付属する場合は、付属する機器も取得財産として記入が必要です。

⑤補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

- ・実績報告書に記入された補助金の振込先口座を証する書類として、通帳のコピー等を提出してください。
- ・補助金の振込先は原則として、交付申請者名義に限ります。

(2) 申請の状況に応じて求める書類

①共同申請を行う場合

代表申請者が全ての必要書類をとりまとめて提出してください。

②リース契約に基づく実績報告を行う場合

リース契約が含まれる実績報告を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている各書類のほかに、以下の書類が必要となります。

- i. 賃貸借契約書(リース契約書)のコピー
 - ・リース契約成立後の契約書であることが必要です。(リースの契約期間、 リース料金、充電設備の型式および製造番号等を確認します。)
 - ・転リースの場合、中間リース会社の書類も必要です。
- ii. 貸与料金の算定根拠明細書(様式12)
 - ・月々のリース料金に補助金相当額が還元されていることを確認します。転リースの場合、中間リース会社作成の書類も必要です。

③利益等排除を含む実績報告を行う場合

交付申請者(リース契約の場合はその使用者(契約者))が自社または資本関係に ある会社から調達(工事等を含む。)を受ける場合は、利益等排除の措置が必要と なるため、利益等排除申立書(様式31)の提出が必要となります。

自社または資本関係にある会社から調達を受ける場合の利益等排除について詳しくは「II. 7. 自社または資本関係にある会社から調達する場合について(利益等排除)」を参照してください。

④保証等プログラム付充電設備を選択する場合

「定期点検費用」、「コールセンター費用」、「通信費用」についての契約は全 て購入者(公募申請者)とメーカーがプログラム履行に関する契約の締結を行い、 実績報告書一式提出時に契約書の提出が必要です。

補足資料(要部写真の説明)

:提出不要な写真 <高速道路SA·PA及び道の駅充電設備設置事業>

撮	影対象の	となる工事	提出の	提出	時期		撮影のタイミングと撮影内容
項目		内容	目的	申請	実績	工事着工前	工事完了後
	工事共足	<u> </u>		1			I
	設置		計画報告 事実説明	0	0	・設置場所の全景	・充電設備を含む設置場所の全景
(1)3	·電設備	設置工事					
① ••• *		充電設備	設置事実 確認 (注2)	0	0	・計画されている 充電設備本体設置場所	・設置した充電設備本体の外観 ※別体型機器がある場合には、個々に必要
設置 工芸	充電戶	充電設備 および 用コンセント	仕様確認		0		・設置した充電設備の銘板 ※別体型機器がある場合には、個々に必要
事備	(コンセ	ントスタンド)	通電確認		0		設置した充電設備の電圧および相回転の確認 (3相の場合)
	分 等電 盤	交換もしくは 増設	回路確認		0		・増設された分電盤の内部写真 ・増設・交換されたブレーカー
2	(注3)	新設	回路確認		0		·分電盤(受電盤)·手元開閉器の内部写真 ·新設されたブレーカー
電気配	柱	新設	設置事実 確認		0		・設置された引込柱・建柱の全景
線工事		埋設	設置事実 確認		0	注:工事中に 撮影が	・掘削状況の分かる写真 (埋設経路の中間地点を撮影すること)
,	配線ル	架空	設置事実 確認		0	必要な写真	・支持点と架空状況の分かる写真
	\ - -	露出	設置事実 確認		0	高速道路SA·PA等のみ	・代表的な露出状況の分かる写真
		その他 (注4)	設置事実 確認		0		・機械式駐車場については(注4)参照
3	高圧多	受変電設備	仕様確認		0		・増設した高圧受変電設備の変圧器銘板
高圧受		増設	設置事実 確認		0		・増設した高圧受変電設備の外観・増設した高圧受変電設備の内部写真
変電設供	高圧を	受変電設備	仕様確認		0		・新設した高圧受変電設備の変圧器の銘板
備 工 事		新設	設置事実 確認		0		・新設した高圧受変電設備の外観 ・新設した高圧受変電設備の内部写真 ・区分開閉器の外観(PAS、UGSなど)
(2)雾	《内板設	置工事					
	案内板認 (注	2置工事 5)	設置事実 確認	0	0	・設置予定場所 (入口案内板設置場所は、 公道から撮影したもの)	・設置された案内板の外観 (記載内容が判別できるもの) ・入口に設置された案内板は、公道から撮影したもの

撮影対象となる工事	提出の	提出	時期		撮影のタイミングと撮影内容	
項 内容	目的	申請	実績	工事着工前	工事完了後	
(3)付帯設備設置工事	3)付帯設備設置工事					
①充電スペース のライン引き	設置事実 確認		0		・設置されたラインの全景	
②路面表示	設置事実 確認		0		・設置された路面表示の外観	
③屋根(注6)	設置事実 確認		0		・設置された屋根の外観(全景)	
④小屋(注6)	設置事実 確認		0		・設置された小屋の外観(全景) ・設置された小屋の内部写真	
⑤充電設備 防護用部材(注7)	設置事実 確認		0		・設置された充電設備防護用部材の外観	
⑥電灯	設置事実 確認		0		・設置された電灯の外観	
(4)その他設置に係る費用	(4)その他設置に係る費用					
⑤充電スペース 造成工事(注8)	設置事実 確認	0	0	・造成前の全景写真	・造成完了後の全景写真	

※撮影対象となる機器:課金機、蓄電池等

- ※機械式駐車場の場合は、注記の要部写真を提出してください。
 - (注1) <工事着工前>機械式駐車場設置場所の全景
 - <工事完了後>コンセントを含む機械式駐車場の全景
 - (注2) <工事着工前>計画されている充電用コンセント設置場所
 - <工事完了後>設置した充電用コンセント本体の外観(ポールタイプの場合はポール部を含む全景)
 - (注3) 充電用コンセントの分岐に係る分電盤の内部写真
 - (注4) 給電部・受電部とその配線が分かる写真
 - (注5) 「高速道路SA·PA及び道の駅充電設備設置事業」・「その他公共用充電設備設置事業」で設置する場合
 - (注6) 機械式駐車場には適応しない
 - (注7) パレット上端に装備されたガイド等
 - (注8) 高速道路等、道の駅および共同住宅等の内既設の分譲マンションへの設置工事でセンターが認めた場合

平成28年度事業 補助金公募申請書 チェックリスト

高速道路SA-PA及び道の駅充電設備設置事業

★提出する前に必ずチェックしてください。

- 口申請書類は、センターへ到着した日をもって(受付に必要な書類が不足している場合は、不足書類の到着をもって)受付日とします。
- □工事開始予定日は、採択決定のスケジュール(採択日:5月末、7月末、9月末)を考慮していますか。
- □各様式を作成する際、センターが提示する記入例を確認しましたか。
- ロ手引きの提出方法に則り、書類を揃え(大きさ·記入方法を要確認)封筒に、赤字で「充電インフラ整備事業 平成28年度事業公募申請書在中」と 明記していますか。
- □申請者の控えとして、申請書のコピーを取りましたか。

項番	書類の 有無		提出書類の名称と内容	主なチェックポイント
1		補助金公募申請書(格・「特別な仕様に基づく・両面印刷不可	株式1-1) 工事」による申請の場合は、専用書式を使用	□押印された原本(コピー不可) □申請日(未来日不可) □様式1-1(3枚) □本人確認書類の申請者情報と一致 □センター承認の充電設備 □充電設備の型式(見積書と一致)
2		補助金公募申請書(村	蒙式1 —1別紙)	□押印された原本(コピー不可) □申請日(未来日不可) □本人確認書類の申請者情報と一致 □審査管理番号
3		共同申請書(様式8) ・共同申請者の印鑑証	明書	□様式1-1の共同申請者に☑ □設置場所名称 □日付(未来日不可) □甲乙両者の社印(実印)を押印された原本(コピー不可) □申請者(甲)(□住所 □氏名、名称 □代表者名) □申請者(乙)(□住所 □氏名、名称 □代表者名) □申請者(円)の印鑑証明書(様式8の押印と同一) □申請者(乙)の印鑑証明書(様式8の押印と同一)
4		「特別な仕様に基づく	工事」申請事由書(様式34)	□押印された原本(コピー不可) □日付(未来日不可) □申請者(□住所 □氏名、名称 □代表者名) □充電設備の設置場所(住所・名称) □特別な仕様に基づく工事を証する書類
			共通事項	□申請書(様式1−1)に記入した申請者名・住所・代表者名と一致
			(法人の場合) ※リース使用者(契約者)が法人の場合を含む 履歴事項全部証明書、または 現在事項全部証明書	口発行から3ヶ月以内のもの(原本)
5		本人確認書類	役員名簿(様式33)	口履歴事項全部証明書等に記載されている役員を記入
			《個人の場合》 免許証、パスポート、住民票(原本)等	口有効期限以内のもの 口表裏両面のある証明書は1枚の用紙にコピー
			《地方公共団体の場合》 代表者の名前と申請者住所の確認の取れるWEBサイト のコピー等	□自治体名称 □自治体の長の氏名 □自治体の住所 □組織図が確認できる資料
6		充電設備の見積書 ※設置工事費の見積割	書に確認項目が含まれている場合は、省略可	□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □合計金額 □支払条件(原則、振込み) □作成日 □有効期限(3ケ月以上) □充電設備情報(□メーカー名 □型式 □基数 □単価)
7		設置工事費の見積書		□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □有効期限(3ケ月以上) □支払条件(原則、振込み) □作成日 □見積内訳書(□材工分離計上)
8		設置場所見取図 ※市販の地図等を活用し作成することも可能		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □公道名 □入□の印 □充電設備設置位置 □充電スペースの位置 □案内板の設置位置・向き
9		充電設備設置レイアウトを示す略図		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □充電設備設置位置 □各付帯設備の設置位置 □容句帯設備の設置位置 □受電方法 □配線ルート □配線・配管種類 □配線方法(架空、露出、埋設)□配線・配管長さ □引込柱の設置位置 □充電スペースの位置
	特別措置による受賞	電力会社に提出する申込書	□申込日 □申込者 □設置場所住所 □設置場所名称 □工事内容	
10		の場合	電力会社が発行する請求書	□請求書発行日 □設置場所住所 □設置場所名称 □工事負担金額 □宛先 □発行者(電力会社名)
		自治体が入札前に申		口充電設備設置工事に係る予算に印を付けて提出
11		請する場合に必要な 書類	当該工事について自治体がまとめた設計書等(一般の 工事における工事業者が作成する見積りに相当するも の)	□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □合計金額 □作成日 □有効期限(3ケ月以上) □充電設備情報(□メーカー名 □型式 □基数 □単価) □設置工事費(□材工分離計上)

平成28年度事業 補助金交付申請書 チェックリスト

高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業

★提出す	-る前に	こ必ずチ:	ェックし	てくだ	さい

- 口申請書類は、センターへ到着した日をもって(受付に必要な書類が不足している場合は、不足書類の到着をもって)受付日とします。
- □工事開始予定日は、交付決定のスケジュール(受付日より原則15日以内)を考慮していますか。
- 口手続代行者に依頼する場合は、申請者と手続代行者が手引きの確認事項を了承したうえで、手続代行者の社印を押印していますか。
- □各様式を作成する際、センターが提示する記入例を確認しましたか。
- 口手引きの提出方法に則り、書類を揃え(大きさ・記入方法を要確認)封筒に、赤字で「充電インフラ整備事業 平成28年度事業交付申請書在中」と 明記していますか。
- □申請者の控えとして、申請書の**コピー**を取りましたか。

項番	書類の 有無	提出書類の名称と内容		主なチェックポイント	
1		・「特別な仕様に基づく工事」による申請の場合は、専用書式を使用		□押印された原本(コピー不可) □申請日(未来日不可) □様式3-1(3枚) □本人確認書類の申請者情報と一致 □センター承認の充電設備 □充電設備の型式(見積書と一致)	
2		工事申告書(様式4- ※申告内容の修正はで	-1)(様式4-2) できません。申告に誤りがないか確認してください。	□押印された原本(コピー不可) □申告日(未来日不可) □申請者、設置工事名称の一致 □工事見積総額の一致	
3		公募申請時に概算の 見積書で提出した場	充電設備の見積書 ※設置工事費の見積書に確認項目が含まれている場合は、省略可	□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □合計金額 □支払条件(原則、振込み) □作成日 □有効期限(3ケ月以上) □充電設備情報(□メーカー名 □型式 □基数 □単価)	
3		見傾書で採出した場合	設置工事費の見積書	□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □有効期限(3ケ月以上) □支払条件(原則、振込み) □作成日 □見積内訳書(□材工分離計上)	
4		要部写真(様式5)		□作成日(未来日不可) □申請者名 □設置場所名称 □報告者 □カラー写真 □充電設備本体設置予定場所 □案内板設置予定場所	
5		平面図		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □充電設備設置位置 □各付帯設備の設置位置・寸法 □充電スペースの位置・寸法 □路面表示の設置位置・寸法 □各付帯設備の設置位置・寸法	
6		電気系統図		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □充電設備メーカー名・型式 □受電方法 □分電盤のメーカー名・型式 □ブレーカーの各仕様・容量 □電源線の仕様 □接地線 □接地極 □別体装置配線 □電灯配線	
7		配線ルート図 ※右記必要事項が平面	面図で示されていれば兼用可能。	□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □配線·配管種類 □配線ルート □配線方法(架空、露出、埋設) □配線・配管長さ □引込柱の設置位置	
		メーカーおよび工事	・利益等排除申告書(様式30)	□押印された原本(コピー不可) □申告日(未来日不可) □申請者情報 □設置場所名 □手続代行者情報 □1、2、3、4項目の記載	
8		施工会社と資本関係 がある場合に必要な	・資本関係が分かる資料 (ウェブサイトの株主情報等のコピー)	口資本関係がわかる資料	
		書類	・算定根拠を証する書類 (損益計算書等のコピー)	口算出根拠を証する資料	
9		充電設備選定理由書(様式35)		□押印された原本(コピー不可) □報告日(未来日不可) □審査管理番号 □本人確認書類の申請者情報と一致 □設置場所名称 □手続代行者(□住所)	
10	10 工事施工会社選定理由書(様式36)			□押印された原本(コピー不可) □報告日(未来日不可) □審査管理番号 □本人確認書類の申請者情報と一致 □設置場所名称 □手続代行者(□住所)	

平成28年度事業 補助金実績報告書 チェックリスト

高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業

- ★提出する前に必ずチェックしてください。
- □申請書類は、センターへ到着した日をもって(受付に必要な書類が不足している場合は、不足書類の到着をもって)受付日とします。

- □中ポイの工事と支払いが完了し、証憑を揃えていますか。
 □すポイの工事と支払いが完了し、証憑を揃えていますか。
 □工事完了日は、工事完了予定日から遅れていませんか。(遅れていない・遅れている)
 ・遅れている場合 → 工事完了日遅延等報告書(様式18)が必要です。提出は済んでいますか。
 □実績報告書の提出は、工事完了日またはすペての支払完了日のいずれか遅い日から30日以上遅れていませんか。(遅れていない・遅れている)
 ・遅れている場合 → 実績報告日期限遅延事由書(様式19)の提出が必要です。提出は済んでいますか。

- □ 安付決定時の内容から変更は発生していますか。(発生していない・発生している。 ・発生している場合 → 変更内容に応じた書類の提出が必要です。提出は済んでいますか。(提出した ・ 提出していない) □ 各様式を作成する際、センターが提示する記入例を確認しましたか。
- 口申請者控えとして、報告書のコピーを取りましたか。
- 口手引きの提出方法に則り、書類を揃え(大きさ・記入方法を用確認)、封筒に赤字で「充電インフラ整備事業 平成28年度事業実績報告書在中」と明記していますか。

項番	書類の 有無		提出書類の名称と内容	主なチェックポイント
1		補助金実績報告書(様式・「特別な仕様に基づく工事・両面印刷 不可	(7-1) 事」による申請の場合は、専用書式を使用	□押印された原本(コピー不可) □報告日(未来日不可) □様式7-1(2枚) □交付申請者情報と一致 □センター承認の充電設備 □充電設備の型式(請求書と一致)
2		補助金の振込先口座を 証する書類	通帳のコピー (交付申請者名義のもの)	□□□ 中枢 日本 □ 日本
3		工事申告書(様式10) ※申告内容の修正はでき	ません。申告に誤りがないか確認してください。	□押印された原本(コピー不可) □申告日(未来日不可) □申請者、設置工事名称の一致 □工事請求総額の一致
4			交付申請者が交付決定通知書の受領後に発注した充 電設備の発注書のコピー	□発注者(交付申請者) □発注者の押印 □発注先 □設置場所名称 又は □工事件名 □充電設備メーカー □型式 □本体価格 □基数
		新規に購入された充電 設備であることが分かる 書類	メーカーが発行する交付申請者宛の充電設備の保証書のコピー	□発行元(充電設備メーカー) □発行先(交付申請者名) □充電設備メーカー名 □設置場所名称 □型式 □製造番号 □保証開始日
5			保証等プログラム付充電器を選択した場合、 購入者(公募申請者)と充電設備メーカーとのプログラ ム履行に関する契約の締結を証する契約書	□発行元(充電設備メーカー) □契約者(交付申請者名) □設置場所名称 □工事件名 □メーカー名 □型式 □プログラム履行に関する契約内容
			元電設備の請求書のコピー ※設置工事費の請求書に確認項目が含まれている場合は、省略可	□宛名(交付申請者名) □発行元(社印) □工事件名 □設置場所名称 □合計金額 □支払条件(原則、振込み) □作成日 □充電設備情報(□メーカー名 □型式 □基数 □単価)
6		充電設備の支払および 本体購入を証する書類	領収書のコピー	□領収金額 □工事件名 □設置場所名称 □支払完了日(領収日または振込日) □発行先 □発行元(社印)
			金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明細書、当 座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)	□振込金額 □工事件名 □設置場所名称 □支払完了日(振込日) □振込先 □振込元 □発行元(金融機関名) □発行日
			工事全体の請求書および請求内訳書のコピー	□宛名(交付申請者名) □発行元(社印) □工事件名 □設置場所名称 □合計金額 □支払条件(原則、振込み) □作成日 □請求内訳書(□材工分離計上)
7		工事費の支払いを証す る書類	領収書のコピー	□領収金額 □工事件名 □設置場所名称 □支払完了日(領収日または振込日) □発行先 □発行元(社印)
			金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明細書、当 座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)	□振込金額 □工事件名 □設置場所名称 □支払完了日(振込日) □振込先 □振込元 □発行元(金融機関名) □発行日
8		特別措置による受電の場合	電力会社への支払いを証する書類	□振込金額 □設置場所名称 □支払完了日(領収日または振込日) □振込先 □振込元(電力会社名) □出納印又は収納印
9		要部写真(様式5)		□作成日(未来日不可) □申請者名 □設置場所名称 □報告者 □カラー写真 □充電設備本体設置場所の全景 □案内板設置場所 □設置した付帯設備
10		充電設備等設置工事完 ⁻	了報告書(様式9)	□報告日 □工事前、完了の写真 (設置工事業者: □住所 □工事施工業者の社印 □責任者の押印(工事施工業者) (交付申請者: □設置場所住所、名称 □設置工事完了日)
11		完成平面図		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □充電設備設置位置 □各付帯設備の設置位置・寸法 □充電スペースの位置・寸法 □路面表示の設置位置・寸法 □各付帯設備の設置位置・寸法
12		完成電気系統図		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □充電設備メーカー名・型式 □受電方法 □分電盤のメーカー名・型式 □ブレーカーの各仕様・容量 □電源線の仕様 □接地線 □接地極 □別体装置配線 □電灯配線
13		完成配線ルート図 ※右記必要事項が平面図で示されていれば兼用可能。		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □配線・配管種類 □配線ルート □配線方法(架空、露出、埋設) □配線・配管長さ □引込柱の設置位置
14		取得財産等管理台帳-取得財産等明細表(様式11)		□財産名 □メーカー名 □充電設備等型式 □製造番号またはシリアルナンバー □単価 □設置工事完了日 □処分制限期間 □設置場所住所 □設置場所名称 □充電設備・課金装置等本体金額
15		メーカーおよび工事施工 会社と資本関係がある	利益等排除申立書(様式31)	□押印された原本(コピー不可) □申告日(未来日不可) □申請者情報 □1、2、3、4項目の記載
13		場合に必要な書類	算定根拠を証する書類 (損益計算書等のコピー)	□算出根拠を証する資料
16		リース契約に係る書類 ※転リースの場合、中間	賃貸借契約書(リース契約書)のコピー	ロリース契約成立後の契約書 ロリースの契約期間 ロリース料金 ロ充電設備型式 ロ製造番号
		リース会社作成の書類も 必要	貸与料金の算定根拠明細書(様式12)	□月々のリース料金に補助金相当額が還元されていることが確認できる書類

Ⅳ. その他公共用充電設備設置事業の申請について

事業内容 事業内容	「商業施設」や「宿泊	泊施設」等、電気自動車等の利便性向上の観点		
丁 未八分	から特に有効と考えられる施設の駐車場への設置事業			
中津マキッナ	地方公共団体、法人	、個人		
申請できる方	※国(省庁等)はできません			
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費			
補助率	充電設備の購入費	1/2		
無助	設置工事費	定額		

1. 公募申請について

「公募申請」とは、本事業の補助金交付の採択を受けるための申請をいいます。また、 公募申請にかかる書類の審査および必要に応じて行う現地調査などの公募審査により公募申請要件を満たし、予算の範囲内において本事業の目的およびセンターが求め る事業ごとの要件に対して適切であると認められた場合、センターが事務局となる 「採択委員会」にて採択され、「交付申請」を行うことができます。内容によっては、 採択されないことがあります。さらに、採択される場合であっても、必要に応じて条件が付されることがあります。

1-1. 公募申請の要件

(1) 公募申請における申請要件

補助金交付の採択を受けるためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ①公募の申請は、一つの工事ごとに申請していること。
- ②国の他の補助金と重複していない申請であること。
- ③充電設備を設置する土地の使用権限を有していること。(借地の場合、所有者が 充電設備を5年間設置することを許諾したことを証する書類の提出が必要です。 公募申請時に提出できない場合、交付申請時に提出する必要があります。)
- ④公募申請者が交付規程の別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に該当していない こと。
- ⑤充電設備は「新品」で購入される充電設備であること。(ただし、その発注および支払いは交付決定通知書の受領後に行ってください。)
- ⑥充電設備の申請基数はセンターが事業ごとに定める目安の範囲内であること。
- ⑦設置工事の施工開始日は交付決定通知書の受領後であること。
- ⑧補助対象経費に申請者の自社または資本関係にある会社からの調達(工事等を含む。)がある場合、申告をすること。

- ⑨充電設備の設置およびその支払いを、実績報告書提出期限日(平成29年1月 31日(火))までに完了すること。
- ⑩設置した充電設備(案内板等の付帯設備を含む。)は保有義務期間5年を満了できること。
- ①センターから充電設備の利用状況等の情報を求められた場合には、利用状況に関するデータ(利用頻度等)を提供し、当該データを含む設備にかかる情報について国への提供を行うことを了承すること。
- (2)「その他公共用充電設備設置事業」に特有の申請要件
 - 当該事業に特有の以下の要件をすべて満たす必要があります。
 - ①設置場所が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。
 - ②充電設備の利用者を限定せず、他のサービスまたは物品の購入を条件としないこと (ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とします。)
 - ③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。
 - ④施設(新築・既設)は、原則、充電設備が設置されていないこと。 なお、施設が既設であって、充電設備がある場所への増設を内容とする申請も 受付けますが、増設理由が採択の重要な判断項目となります。

また、同場所への充電設備の交換を内容とする申請は、上記増設と同義の申請と捉えて審査しますが、交換理由が採択の重要な判断項目となります。

なお、5つの施設のカテゴリーごとの施設事例は以下の表の通りです。

商業施設	ショッピングセンターや百貨店等大型商業施設、専門店等中規模・ 小規模商業施設等
宿泊施設(注)	ホテル、旅館等
観光施設	動物園、水族館、世界遺産に指定された施設等
遊戯施設	公園、遊園地、テーマパーク等
公共施設	自治体施設、図書館、博物館、病院等

注:旅館業法第2条第1項における「ホテル営業」および第2項「旅館営業」を指す ※上記施設と提携している時間貸し駐車場は申請を可とします。その場合、提携して いることを証する書類が必要です。

⑤「利便性向上の観点から特に有効」であることを具体的に様式1の別紙にて申告すること。(「利便性の観点から特に有効」とは、その施設が移動の最終目的地、あるいは最終目的地の途中にある場合で、現在充電設備がなく、設置された場合には充電される頻度が高いと想定されることをいいます。)

1-2. 公募申請時に必要な書類と作成上の注意・留意点

その他公共用充電設備設置事業に公募申請する場合は、以下の書類が必要になります。

(1)提出書類

- ①公募申請書(様式1-2(本紙)、様式1-2(別紙))
- ②公募申請者本人確認書類(履歴事項全部証明書、運転免許証等)
- ③充電設備設置にかかる見積書または概算見積書
- ④ 充電設備の設置場所見取図および充電設備設置レイアウトを示す略図
- ⑤その他求める書類

(2) 書類作成上の留意点

採択にあたり特に重要な書類が「公募申請書」となります。

- ①公募申請書(様式1-2(本紙))
- ・申請者の氏名等必ず申請者自身で記入してください。
- ・充電設備の設置工事に関する事項の記入が求められますので、発注を予定している工事施工会社と相談の上、工事日程等を上記要件に従って、記入してください。
- ・充電設備を設置する土地が借地の場合は「6.公募申請要件等の確認」欄の①のいずれかにチェックをしてください。
- ・必要事項を全て記入し、4ヶ所に押印してください。

①公募申請書(様式1-2(別紙))

- ・別紙は、施設等の説明および設置計画の目的と設置効果等、申請者の考え方を申告する重要な書類です。この申告が採択の判断項目となります。
- ・リース申請の場合は、使用者(契約者)の考えを申告してください。
- ・必要項目を全て記入し、1ヶ所に押印してください。
 - i. 施設について
 - ・充電設備を設置する施設が新設か既設かを申告してください。今後営業を開始する場合は、営業開始予定日を記入してください。
 - ii. 集客状況について
 - ・既設の場合、過去1年間の平日・休日を含む月平均の集客状況を申告してください。既設で営業が1年に満たない場合は、直近3か月の平日・休日を含む月平均の集客状況を申告してください。新設で今後営業を開始する場合は、集客計画書等を添付し集客計画を申告してください。
 - iii. アクセスについて
 - ・施設に面する公道名を申告してください。(国道XY線等)
 - ・施設に面する公道が国道等主要道路ではない場合は、最近接の主要公道名と 施設からの距離を記入してください。

- ・施設に面する、または最近接の公道のおおよその月間交通量を申告して ください。
- iv. 駐車場について
 - ・施設に付属する駐車場の収容台数を申告してください。
 - ・過去1年間の平日・休日を含む月平均の当該駐車場の利用台数を申告してく ださい。
- v. 充電設備を有する施設の有無について
 - ・充電設備を有する施設が申請する施設の近くにある場合は、その施設までの 距離および設置されている充電設備の種類(急速充電設備または普通充電設 備等)を申告してください。(距離の算定は WEB の地図情報等を活用くださ い。)
- vi. 充電設備の設置を判断するに至った理由
 - ・設置を判断した理由を具体的に記入してください。
- vii. 設置する充電設備の種類と基数およびその種類と基数を選定した理由
 - ・充電設備の種類と設置する基数および選定理由を説明してください。
 - ・この事業での補助対象の充電設備と設置基数の目安は下表のとおりです。

充電設備	急速充電設備 (蓄電池付充電設備 を含む。)	普通充電設備 V2H充電設備	充電用コンセント 充電用コンセントスタンド (注)
基数	1 基	以下駐車場収容台数の規模: 1~333台:1基334~555台:2基556~777台:3基778~999台:4基1,000~1,222台:1,223~1,444台:1,445~1,666台:1,667~1,888台:1,889~2,111台:2,112~2,333台:2,334台以上は採択委員します。	5 基 6 基 7 基 8 基 9 基

注:機械式駐車場に充電用コンセント、充電用コンセントスタンドを設置する場合も 設置基数の目安は、上記となります。充電用コンセント、充電用コンセントスタ ンドとも200V仕様のみ補助対象です。

viii. 充電設備を設置した後に想定される充電設備の利用頻度

- ・休日平日を含む月平均の想定利用回数とその利用回数を想定した考え方を申告してください。
- ・増設を前提とする公募申請の場合は、過去1年間の平日・休日を含む月平均の利用回数と常態化している利用ピーク曜日とその一日当たりの利用回数を申告してください。

ix. 設置予算について

- ・充電設備の購入および設置工事にかかる予算額を申告してください。
- ・申告される額は、充電設備メーカー等の見積書、工事施工会社の見積書等を 用いて申告してください。できない場合は、概算見積書等を用い、可能な限 り見積額に近い額を申告してください。
- ・上記予算の調達方法について、借入の場合であれば借入金額、返済期間等を 資金調達計画書等の内容を証するものを添付し申告してください。
- ・公募申請で採択された予算以上の額で交付申請することは原則できません。
- x. 設置後の5年間の運用について
 - ・設置された充電設備の維持にかかる年間の経費について、その試算方法と 額を申告してください。
 - ・課金等で収入を見込み充電設備を維持する場合、その計画について事業計画 書等を添付し申告してください。課金をする場合は、料金、徴収単位、徴収 方法について申告してください。
 - ・上記運用資金の調達方法について、借入の場合であれば借入金額、返済期間 等を資金調達計画書等の内容を証するものを添付し申告してください。

②公募申請者本人確認書類

- ・公募申請者の区分ごとに異なります。(共同申請の場合は「共同申請について」 を参照してください。)
- i. 公募申請者が地方公共団体の場合

以下の書類のいずれか一つを提出してください。

書類	条件
・自治体のホームページのコピー	自治体の名称、自治体の長の氏名、自治体の
・広報誌などのコピー	住所、組織図が確認できるページや資料

ii. 公募申請者が法人の場合

以下の書類のいずれか一つを提出してください。

書類	条件
·履歴事項全部証明書(原本)	発行から3ヶ月以内のものに限る
·現在事項全部証明書(原本)	光1] から3 7 月以内のものに限る

【注意事項】

- ・複数の公募申請書をまとめて送付する場合は、上記いずれかの原本を一通添付し、 同封の公募申請数分のコピーを添付でも可能です。
- ・支社・支店等からの公募申請にあたり、法人の履歴事項全部証明書等に支社・支店 の記載がない場合は、代表権者から公募申請者への委任状およびその支社・支店等 が存在することが確認できる書類(事業・営業証明、納税証明書、会社案内の組織 図のコピー等)を提出してください。
- ・支社・支店等からの公募申請にあたり、支社・支店等の長に契約締結権がない場合 は、代表権者から公募申請者への委任状が必要です。
- ・「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、謄本等に記載されている役員 全員を記入した役員名簿(様式33)の提出が必須となります。記入例を参照して 間違いのないように提出してください。
- ※役員とは、取締役・会計参与・監査役のことをいいます。

iii. 公募申請者が個人の場合

以下の書類のいずれか一つを提出してください。

書類	条件	
運転免許証のコピー	有効期限内のものに限る	
建設先計証のコピー	表裏両面を同一用紙にコピー	
印鑑登録証明書の写し(原本)	発行から3ヶ月以内のものに限る	
住民票の写し(原本)	発行から3ヶ月以内のものに限る	
パスポートのコピー	有効期限内のものに限る	
ハスボートのコヒー	氏名と住所の記載ページのコピー	
健康保険証等のコピー	有効期限内のものに限る	
健原体拠証寺のコピー	現住所が記載されているもの	

【注意事項】

- ・公募申請書の住所・氏名は上記公的書類の住所・氏名と一致している必要があり ます。
- ・現住所の記載されていない健康保険証のコピーや、公募申請者の住所と 異なる住所が記載された運転免許証のコピー等は、本人確認書類としては認めません。

③充電設備と設置工事費の見積書または概算見積書

申請された設置計画の予算面における合理性を審査するために以下の見積書の提出を求めます。なお、設置計画が検討段階で充電設備販売会社や工事施工会社から正式な見積書の提出を受けることができない場合は、それらの概算見積書でも可としますが、採択された場合、公募申請で示した予算以上での交付申請は受理できませんので注意してください。

i. 充電設備の購入にかかる見積書のコピー

- ・充電設備を充電設備販売会社から直接購入する予定の場合は、<u>公募申請者宛</u>の 見積書(充電設備販売会社の押印のあるもの)のコピーを提出してください。 充電設備を工事施工会社から購入する予定の場合で、設置工事の見積書に充電 設備の見積りが、下記下線の内容と共に明記されている場合は提出不要です。
- ・<u>メーカー名、型式、本体価格、基数等</u>が明記されていることが必要です。概算 見積書の場合でも、明記されていることが必要になります。
- ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は</u> <u>3ヶ月以上</u>としてください。
- ・原則、認める支払方法は、振込になります。センターは支払方法を確認する 必要があるため、<u>支払条件が明記されている見積書が必要</u>です。他の取引と の相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファク タリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等 によるものは認めておりません。

ii. 充電設備の設置工事費にかかる見積書のコピー

- ・部材や労務費などが記載された「内訳書」が付された<u>公募申請者宛</u>の「見積書」 (工事施工会社の押印のあるもの)を提出してください。「材工一式」といっ た簡略記載の「見積書」では設置計画の予算の合理性を審査できませんので、 注意してください。なお、概算見積書の場合でも、部材や労務費などが記載さ れた「内訳書」の添付は必要です。
- ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は</u> 3ヶ月以上としてください。
- 内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・原則、認める支払方法は、振込になります。センターは支払方法を確認する必要があるため、<u>支払条件が明記されている見積書が必要</u>です。他の取引との相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

④ 充電設備の設置場所見取図および充電設備設置レイアウトを示す略図

i. 充電設備の設置場所見取図

充電設備を設置する場所(施設)の位置関係(接する公道や付近の主たる施設等との関係)のわかる図。市販の地図やWEBサイトの地図を活用することも可とします。

ii. 充電設備設置レイアウトを示す略図

施設における「駐車場」の位置および駐車場内で充電設備を設置する位置と分電盤(特別措置の場合は引き込み柱の位置)の位置およびその間の配線のルートがわかる略図。手書きで可とします。(ただし、電気配線の長さは必ず記入してください。)

⑤その他求める書類

- i. 集客計画書
 - ・既設で営業が1年に満たない場合は、直近の平日と休日を含む月平均等の集 客状況を申告する際の資料として添付してください。
 - ・新設で今後営業を開始する場合は、集客計画を申告する際の資料として添付 してください。
- ii. 資金調達計画書

充電設備の購入や設置工事の資金について借入等を行う場合は、調達金額と 返済に関する計画を申告する際の資料として添付してください。

iii. 事業計画書

課金等により充電設備を事業として単独で維持し管理する場合は、その計画 を申告する際の資料として添付してください。

iv. 業務提携契約書等のコピー 時間貸し駐車場と施設が提携していることを証する書類を提出してください。

(3) 申請の状況に応じ求める書類

- ①特別措置にて電力契約を結び急速充電設備を設置する申請を行う場合
 - 「(1)提出書類」に示されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。
 - i. 電力会社に提出する申込書 申込日、申込者名、設置場所住所・名称、申込み受領印、工事内容が明記された申込書が必要です。
 - ii. 電力会社が発行する請求書

請求書発行日、宛先、発行者、設置場所住所・名称、工事負担金額が確認できる請求書が必要です。

なお、電力会社が請求書を発行できない場合、電力会社との協議の結果「宛先、 発行者(電力会社名)、設置場所名称、工事負担金額」等が記載されている概算見 積書でも可とします。

②共同申請を行う場合

共同申請が含まれる公募申請を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている 各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- i. 共同申請書(様式8)
- ii. 共同申請者の印鑑登録証明書の写し(原本) 共同申請者全員の印鑑登録証明書の写し(原本)ただし、発行後3ヶ月以内 のもの
- iii. 本人確認書類
 - ・法人の場合

共同申請者に法人が含まれる場合は、当該共同申請者の履歴事項全部証明書、 現在事項全部証明書のいずれか一つ(発行後3ヶ月以内のもの(原本))と 役員名簿(様式33)の提出が必要となります。

- ・個人の場合
 - 「(1)提出書類」に示されている本人確認書類で代用できます。

③リース契約に基づく申請を行う場合

- リース契約が含まれる公募申請を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。
- ・充電設備をリースする目的で取得するものについては、リース事業を生業とすることを証する書類の写しが必要となります。(履歴事項全部証明書等で代替することも可能です。)
- ・リースの使用者(契約者)が法人の場合は、「暴力団排除に関する誓約事項」 の内容を必ず確認し、法人の本人確認書類(履歴事項全部証明書等)と役員名 簿(様式33)の提出が必要です。

1-3. 公募申請のプロセスと期間について

公募申請される方は、公募申請受付期間内に「公募申請書」をセンターに郵送し応募します。センターは、公募申請を採択し事業目的等に鑑み適当とした公募申請に対してのみ「採択通知書」を発行し通知します。採択日は5月末、7月末、9月末になります。採択された公募申請はホームページで公表するとともに、採択結果を郵送等で通知します。「採択通知書」を受けた公募申請者は、受領後15日以内にセンターが定める様式とセンターが求める書類一式をそろえ「交付申請書」として提出します。

公募申請の受付期間は平成28年5月9日(月)~9月30日(金)です。

最終日までに公募申請書がセンターに到着しているものが有効となります。(消印有効ではありません。)なお採択された公募申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合には公募申請の受付期間中であっても、公募申請の受付を終了する場合があります。その場合はセンターのホームページ上で告知します。

不採択となった申請も、上記公募期間内であれば内容を変更し公募申請書の提出が可能です。

1-4. 公募申請書の受理

申請書が到着しても必要書類が不足している、申請書が所定の様式でない、必要事項 の記入がない、押印漏れがある場合等、センターが適正でないと認めた場合は、申請 書の受付を行うことなく不備内容の説明書を同封してそのまま返却する場合があり ます。

記載の不備や記載の修正が必要な場合および確認すべき事由がある場合は、申請書を受付し、一定期間に不備を訂正、修正あるいは説明するようセンターから連絡、不備解消後審査の開始となります。

センターから連絡があったにもかかわらず、書類の不備等が是正されない場合は申請 が無効になる場合があります。

※「2. 交付申請書」、「3. 実績報告書」についても上記の公募申請書同様の扱いと します。

2. 交付申請について

センターから「採択通知書」を受けた公募申請者は受領後15日以内に交付申請書を提出してください。

2-1. 交付申請の要件

以下の要件を全て満たすことが補助金を受ける条件となります。

- ①センターから採択通知書を受けている必要があります。
- ②交付申請の内容は採択された内容から変更がないようにしてください。 (「1-1.公募申請の要件」は交付申請時においても了承済みとみなします。)
- ③<u>充電設備は、「新品」で購入されるものに限り、その発注および支払いは交付決</u> 定通知書の受領後に行ってください。
- ④ 充電設備の設置工事は交付決定通知書の受領後に開始してください。
- ⑤支払方法は原則として銀行振込になります。

2-2. 交付申請時の提出書類

その他公共用充電設備設置事業の交付申請は、「設置工事着工前」に以下の書類を準備してセンターに送付することが必要となります。

必要な書類と書類の作成・準備にあたっての注意事項等は以下のとおりです。

(1)提出書類

- ①補助金交付申請書(様式3-2)
- ②充電設備および設置工事費の見積書
- ③設置工事に関する提出書類
- ④充電設備選定理由書(様式35)
- ⑤工事施工会社選定理由書(様式36)

以下、それぞれの書類について説明をします。

- ①補助金交付申請書(様式3-2)
- ・必要事項を全て記入し、4ヶ所に押印してください。
- ・交付申請者が手続き代行を依頼する場合は、押印箇所は5ヶ所です。 (捨印2ヶ所は誤記修正に必要です。)

②充電設備および設置工事費の見積書

- i. 充電設備見積書のコピー
 - ・公募申請時に概算の見積書を提出した方は正規の見積書の提出が必要です。
 - ・充電設備を充電設備販売会社から直接購入する場合は、<u>交付申請者宛</u>の見積書(充電設備販売会社の押印のあるもの)のコピーを提出してください。充電設備を工事施工会社から購入する場合で、設置工事の見積書に充電設備の見積りが、下記下線の内容と共に明記されている場合は提出不要です。
 - ・メーカー名、型式、本体価格、基数等が明記されていることが必要です。
 - ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は</u> 3ヶ月以上としてください。
 - ・原則、認める支払方法は振込になります。センターは支払方法を確認する必要があるため、<u>支払条件が明記されている見積書が必要</u>です。他の取引との相殺払い、手形(電子手形を含む)による支払および裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。
- ii. 充電設備設置工事費の見積書のコピー
 - ・公募申請時に概算の見積書を提出した方は正規の見積書の提出が必要です。
 - ・部材や労務費などが記載された「内訳書」が付された交付申請者宛の「見積

書」(工事施工会社の押印のあるもの)を提出してください。「材工一式」といった簡略記載の「見積書」では設置計画の予算の合理性を審査できませんので注意してください。

- ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は</u> 3ヶ月以上としてください。
- 内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・原則、認める支払方法は振込になります。センターは支払方法を確認する 必要があるため、<u>支払条件が明記されている見積書が必要</u>です。他の取引と の相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファク タリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等 によるものは認めておりません。

③設置工事に関する提出書類

i.「工事申告書」(様式4-1および様式4-2)

工事に関する提出書類は、充電設備設置工事の「見積書」を参照し、補助対象 経費を申告する「工事申告書(様式4-1、4-2)」、さらには工事内容を説 明する「図面」および「要部写真」等となります。

ア. 「様式4-1」

交付申請者(手続代行者)は「見積書」や「内訳書」を参照し、補助対象経費として申告する工事費用を「様式4-1」に記載された項目ごとに記入してください。工事区分によっては選択する工事項目がありますので注意してください。記入される金額等の数字は「見積書」と同じである必要があります。工事施工会社が複数いる場合は、交付申請者(手続代行者)が各工事施工会社の「見積書」の金額等の数字を集約し、同一の「様式4-1」に記入してください。

イ. 「様式4-2」

「電気配線の詳細仕様」および交付申請者(手続代行者)が各工事の補助を 申告するにあたり、センターの求める要件等に適合していることを申告する 書類が様式4-2です。内容をよく確認し、該当する全ての事項について申 告してください。特に「電気配線の詳細仕様」は見積書と同様の内容で申告 してください。

ii. 図面·要部写真等

交付申請者(手続代行者)は次頁の表にある図面・要部写真を提出してください。また説明をよく読み、記入漏れのないようにしてください。

・図面はCAD等を利用して作る必要は必ずしもありません。既存の図面を 活用して作成し提出してください。(手書きでも可)ただし、縮尺は原則 1/100を最低限の大きさとしてください。

・要部写真は、様式5を使用し提出してください。工事着工前や工事中に撮影が必要な写真もありますので、留意してください。提出すべき写真は「補足資料」で確認してください。

○:必ず提出が必要なもの △:他の図面と兼用できるもの

		-V
書類 —————		説明
ア.要部写真	0	・工事の計画、工事が完了したことを確認するために 求めるもので、詳細内容は、補足資料を参照してく ださい。
イ. 平面図	0	・レイアウトを確認するために求めるものです。 充電設備設置場所を真上より見た図で、充電設備、 付帯設備のレイアウトと寸法を示してください。 (センターホームページの記入例参照)
ウ. 電気系統図	0	・増設もしくは新設される高圧受変電設備、または改修・交換もしくは新設される分電盤(受電盤)と充電設備とが専用配線で結合されていることを示すものです。 (センターホームページの記入例参照)
エ. 配線ルート図	Δ	・配線ルートの合理性、申請された配線費用の妥当性を審査するために求めるものです。 ・配線・配管の経路、配線・配管の長さ、配線方法(埋設、架空など)および配線・配管の仕様(アース線、通信線を含む)を示してください。 なお、平面図に示す場合、提出は不要です。

④充電設備選定理由書(様式35)

・予算との合致や納品スケジュールの観点等、選定理由を充電設備ごとに説明してください。

⑤工事施工会社選定理由書(様式36)

・予算との合致や工事実績等、選定理由を説明してください。

(2) 申請の状況に応じて求める書類

①充電設備を設置する土地が借地の場合

借地に充電設備を設置する予定の交付申請を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

借地に充電設備を設置する場合は、交付申請までに土地の利用に関する許諾書および充電設備の保有義務期間(5年)以上において設置することの許諾書を土地所有者から得ることが必要になります。土地の利用に関する許諾を証する書類を提出してください。

ただし、公募申請時に提出した方は不要です。

②利益等排除を含む交付申請を行う場合

利益等排除を含む交付申請を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている各 書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

交付申請者(リース契約の場合はその使用者(契約者))が自社または資本関係にある会社から調達(工事等を含む。)を受ける場合は、利益等排除の措置が必要となるため、利益等排除申告書(様式30)の提出が必要となります。自社または資本関係にある会社から調達を受ける場合の利益等排除について詳しくは「Ⅱ. 7. 自社または資本関係にある会社から調達する場合について(利益等排除)」を参照してください。

2-3. 手続代行者について

交付申請者は、交付申請および実績報告にかかる業務等の手続を第三者へ依頼することができます。その場合の留意点は以下のとおりです。

- ・センターが認めた場合を除き、手続代行者は工事施工会社に限ります。工事施工会 社が複数いる場合には、工事全体をまとめることのできる一社を手続代行者として ください。
- ・手続き代行を第三者へ依頼する場合は、交付申請書および実績報告書の「5.手続代行者に関する事項」の欄に必要事項を記入・押印して書類を提出してください。 なお、センターは補助金確定通知等の重要な通知書類は交付申請者にのみ送付します。
- ・交付申請者が手続代行者へ代行費用を支払う場合は、センターは代行費用を補助対象経費と認めませんので注意してください。詳しくは「Ⅱ. 4. 手続代行者について」を参照してください。

2-4. 計画変更

交付申請者は、交付決定通知書の受領後に、当該通知にかかる申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめセンターが定める計画変更申告書(様式14)を提出する必要があります。

ただし、交付申請者の名称、住所変更等、工事内容に関わらない変更は変更届出書(様式15)をもってセンターへ届けてください。詳しくは「WI.5.計画変更」を参照

してください。なお、実績報告までに提出できない場合は、交付決定を取り消すことがあります。

3. 実績報告について

交付決定通知書の受領後に充電設備の発注(代金支払い)並びに設置工事の施工に着手することができます。その<u>期限は30日以内とし、期限を過ぎると交付決定は無効</u>となります。補助金の交付を受けるためには、充電設備等の設置工事を完了し、充電設備の購入費および設置工事費のすべての支払いを完了させ、実績報告書をセンターに提出する必要があります。

3-1. 実績報告時の提出書類

提出期限は、充電設備設置完了日または補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内の必着です。(ただし、平成29年1月31日(火)までに提出する必要があります。)

必要な書類と書類の作成・準備にあたっての注意事項等は以下とおりです。

(1)提出書類

- ①実績報告書(様式7-2)
- ②充電設備の支払いおよび設置工事費の支払を証する書類
- ③設置工事の完了を証する書類
- ④取得財産等管理台帳·取得財産等明細表(様式11)
- ⑤補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

以下、それぞれの書類について説明をします。

- ①実績報告書(様式7-2)
- ・必要事項を全て記入し、3ヶ所に押印してください。 (捨印2ヶ所は誤記修正に必要です。)
- ・交付申請者が手続き代行を依頼する場合は、押印箇所は5ヶ所です。 (捨印2ヶ所は誤記修正に必要です。)

②充電設備の支払いおよび設置工事費の支払を証する書類

- i. 充電設備の支払を証する書類
 - ア. 充電設備の購入価格を示す書類
 - ・充電設備を充電設備販売会社から直接購入した場合は、<u>交付申請者宛</u>の請求 書(充電設備販売会社の押印のあるもの)のコピーを提出してください。充 電設備を工事施工会社から購入した場合で、設置工事の請求書に充電設備の

請求が明記されている場合は提出不要です。

- ・メーカー名、型式、本体価格、基数等が記載されていることが必須です。
- ・請求書の作成日が明記されていることが必要です。
- ・支払は原則、振込になります。支払方法を確認する必要があるため、<u>支払</u> <u>条件が明記されていることが必要</u>です。他の取引との相殺払い、手形(電 子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡) による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めて おりません。
- ※複数の充電設備を設置した場合は、個々の充電設備の購入価格・充電設備型式、基数を明示してください。

イ. 充電設備本体購入の支払証憑

・充電設備を充電設備販売会社から直接購入した場合は、<u>交付申請者宛</u>の支払 証憑(充電設備販売会社の押印のあるもの)のコピーを提出してください。 充電設備を工事施工会社から購入した場合で、設置工事の支払証憑に充電設 備の支払証憑が明記されている場合は提出不要です。

交付申請者宛の領収証および金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明細書、当座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)を提出してください。

- ・振込金額(補助金対象経費)、工事件名、発行先(振込先)と発行元(振込元)、支払完了日(領収日または振込日)、発行者の押印が必須です。
- ・インターネット等による振込の場合には、領収証および金融機関発行の支払 完了を証する書類を提出してください。WEB取引の場合は画面をプリント アウトしてください。その際は振込手続完了ではなく振込完了(資金移動) が確認できる必要があります。
- ・自治体の支出命令書による振込の場合は、金融機関の押印がある書類を提出 してください。
- ※金融機関への振込手数料は、補助対象経費と認めません。
- ※端数処理や出精値引き、振込手数料等は、請求内訳書等のどの費目へ計上しているのか明示してください。
- ※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、センターが充電設備購入費として認めた補助対象経費からの値引きとみなします。
- ウ. 新規に購入された充電設備であることが分かる書類
 - a. 交付申請者(発注者)が交付決定通知書の受領後に発注した<u>充電設備の</u> 発注書のコピー
 - ・充電設備の発注を行うのは交付申請者本人である必要があります。
 - ・センターは必要に応じて発注請書を求める場合があります。
 - ・発注書には、発注者(押印があること)、発注先、設置場所、工事件名、

充電設備のメーカー、型式、本体価格、基数等が明記されている必要があります。

- ・充電設備を工事施工会社から購入する場合で、設置工事の請求書に充電設備の請求が含まれる場合は、発注書に工事費が含まれていても構いません。
- b. メーカーが発行する交付申請者宛の充電設備の保証書のコピー
- ・メーカーが認めた第三者の発行する保証書(メーカーが定めたフォームの もので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。)のコピーを 提出してください。
- ※センターが補助対象経費と認めた充電設備のうち、付属の課金機が充電設備本体と別々に保証される場合は、それら課金機の保証書が必要です。

ii. 工事費の支払いを証する書類

ア. 「請求書」

- ・工事施工会社が<u>交付申請者宛</u>に発行する工事施工会社の押印のある工事全体の請求額がわかる「請求書」に部材や労務費など詳細が記載された「内 訳書」を添付し提出してください。
- ・「内訳書」は、補助対象経費とそれ以外とに分けて記入してください。「材工一式」といった簡易記載の「請求書」では審査はできませんので注意してください。
- ・支払は原則、振込になります。支払方法を確認する必要があるため、<u>支払</u> <u>条件が明記されていることが必要</u>です。他の取引との相殺払い、手形(電 子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡) による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めて おりません。

イ. 工事費の支払証憑

- ・<u>交付申請者宛</u>の領収証および金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明細書、当座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)を提出してください。
- ・振込金額(補助金対象経費)、工事件名、発行先(振込先)と発行元(振込元)、支払完了日(領収日または振込日)、発行者の押印が必須です。
- ・インターネット等による振込の場合には、領収証および金融機関発行の支払 完了を証する書類を提出してください。WEB取引の場合は画面をプリント アウトしてください。その際は振込手続完了ではなく振込完了(資金移動) が確認できる必要があります。
- ・自治体の支出命令書による振込の場合は、金融機関の押印がある書類を提出 してください。
- ※金融機関への振込手数料は、補助対象経費と認めません。
- ※端数処理や出精値引き、振込手数料等は、請求内訳書等のどの費目へ計上し

ているか明示してください。

※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、センターが充電設備設置工事費として認めた補助対象経費からの値引きとみなします。

③設置工事の完了を証する書類

交付申請者(手続代行者)は以下の書類を提出してください。

i. 充電設備等設置工事完了報告書(様式9)

交付申請者(手続代行者)が工事施工会社ごとに作成を依頼して提出してください。

設置工事費として申告している場合は、充電設備の運搬費や部材費のみで あっても提出が必要となります。ただし、設計業務のみを委託した場合は除き ます。

ii. 工事実績申告書(様式10)

交付申請者(手続代行者)は「請求書」と請求書に添付される「内訳書」を参照し、支払った補助対象経費を様式10に記載された項目ごとに記入してください。工事によっては選択する工事がありますので注意して記入してください。なお、交付申請時の申告額と異なる金額の支払いを行った場合は、当該工事は計画変更の報告が必要です。(「VII. 5. 計画変更」を参照)記入する金額等の数字と「請求書」の金額等の数字は同じである必要があります。工事施工会社が複数いる場合は、交付申請者(手続代行者)が各工事施工会社の「請求書」の金額等の数字を集約して、同一の様式10に記入してください。

iii. 図面·要部写真等

交付申請者(手続代行者)は次頁の表にある図面・要部写真を提出してください。また説明をよく読み、記入漏れのないようにしてください。

- ・「完成平面図」「完成電気系統図」「完成配線ルート図」の提出が必要です。
- ・<u>交付申請時に作成した図面を利用することができます。計画変更の承認を得た</u> 方は計画変更時に作成した図面を提出してください。(「完成」の記入は手書き でも構いません。)
- ・要部写真は、様式5を使用し作成してください。工事着工前に撮影した写真と 比較する必要のある写真もありますので留意してください。提出すべき写真は 「補足資料」で確認してください。

○:必ず提出が必要なもの △:他の図面と兼用できるもの

書類		説明
ア. 要部写真	0	・充電設備が設置された現状を証明する 写真。 ・様式5を用い、着工前・完成後の対比が 必要となるものがあります。補足資料を 参照してください。
イ. 完成平面図	0	・充電設備設置場所を真上より見た図。・充電設備、付帯設備のレイアウトが示されたもの。・交付申請時に作成した図面を利用することができます。計画変更の承認を得た場合は計画変更時に作成した図面を提出してください。
ウ. 完成電気系統図	0	・増設もしくは新設される高圧受変電設備、 改修・交換もしくは新設される分電盤と 充電設備との専用配線が示されたもの。 ・交付申請時に作成した図面を利用するこ とができます。計画変更の承認を得た場 合は計画変更時に作成した図面を提出し てください。
エ. 完成配線ルート図	Δ	・完成した経路、長さ、配線方法(埋設、架空など)および配線・配管の仕様(アース線、通信線を含む。)がわかるもの。 ・完成平面図にこれらの記入がある場合は、提出は不要です。

④取得財産等管理台帳·取得財産等明細表(様式11)

- ・様式11に付記されている記入例を参考に「充電設備および付帯設備等」を各項目に記入してください。
- · 充電設備本体に課金機等が付属する場合は、付属する機器も取得財産として記入が必要です。

⑤補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

- ・実績報告書に記入された補助金の振込先口座を証する書類として、通帳のコピー 等を提出してください。
- ・補助金の振込先は原則として、交付申請者名義に限ります。

(2) 申請の状況に応じて求める書類

①共同申請を行う場合

代表申請者が全ての必要書類をとりまとめて提出してください。

②リース契約に基づく実績報告を行う場合

リース契約が含まれる実績報告を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている各書類のほかに、以下の書類が必要となります。

- i. 賃貸借契約書(リース契約書)のコピー
 - ・リース契約成立後の契約書であることが必要です。(リースの契約期間、 リース料金、充電設備の型式および製造番号等を確認します。)
 - ・転リースの場合、中間リース会社の書類も必要です。
- ii. 貸与料金の算定根拠明細書(様式12)
 - ・月々のリース料金に補助金相当額が還元されていることを確認します。転リースの場合、中間リース会社作成の書類も必要です。

③利益等排除を含む実績報告を行う場合

交付申請者(リース契約の場合はその使用者(契約者))が自社または資本関係に ある会社から調達(工事等を含む。)を受ける場合は、利益等排除の措置が必要と なるため、利益等排除申立書(様式31)の提出が必 要となります。

自社または資本関係にある会社から調達を受ける場合の利益等排除について詳しくは「II. 7. 自社または資本関係にある会社から調達する場合について(利益等排除)」を参照してください。

撮影対象となる工事 提出時期 撮影のタイ 項		 提出の	提出	時期	撮	影のタイミングと撮影内容		
		工事完了後						
設置工事共通			<u> </u>					
	設置		計画報告 事実説明	0	0	・設置場所の全景	易所の全景・充電設備を含む設置場所の全景・	
(1)充電設備設置工事								
① •		充電設備 充電設備	設置事実 確認 (注2)	0	0	・計画されている 充電設備本体設置場所	・設置した充電設備本体の外観 ※別体型機器がある場合には、個々に必要	
設置 電 工 事 備	充電戶	および 用コンセント	仕様確認		0		・設置した充電設備の銘板 ※別体型機器がある場合には、個々に必要	
争佣	(コンセ	ントスタンド)	通電確認		0		設置した充電設備の電圧および相回転の確認 (3相の場合)	
	分 等電 盤	交換もしく は増設	回路確認		0		・増設された分電盤の内部写真・増設・交換されたブレーカー	
2	(注3)	新設	回路確認		0		・分電盤(受電盤)・手元開閉器の内部写真 ・新設されたブレーカー	
電気配	柱	新設	設置事実 確認		0		・設置された引込柱・建柱の全景	
線工事	配線ル	埋設	設置事実 確認		0	注:工事中に 撮影が	・掘削状況の分かる写真 (埋設経路の中間地点を撮影すること)	
		架空	設置事実 確認		0	必要な写真	・支持点と架空状況の分かる写真	
	 - -	露出	設置事実 確認		0		・代表的な露出状況の分かる写真	
		その他 (注4)	設置事実 確認		0		・機械式駐車場については(注4)参照	
3	高圧引	受変電設備	仕様確認		0		・増設した高圧受変電設備の変圧器銘板	
高圧受		増設	設置事実 確認		0		・増設した高圧受変電設備の外観 ・増設した高圧受変電設備の内部写真	
変電設調	高圧受変電設備 新設		仕様確認		0		・新設した高圧受変電設備の変圧器の銘板	
備工事			設置事実確認		0		・新設した高圧受変電設備の外観 ・新設した高圧受変電設備の内部写真 ・区分開閉器の外観(PAS、UGSなど)	
(2)3	以内板設	置工事		E			1	
:	案内板設置工事 (注5)		設置事実 確認	0	0	・設置予定場所 (入口案内板設置場所は、 公道から撮影したもの)	・設置された案内板の外観 (記載内容が判別できるもの)・入口に設置された案内板は、公道から撮影したもの	

撮影対象となる工事 提出の		提出時期		撮影のタイミングと撮影内容	
項 内容	目的	申請	実績	工事着工前	工事完了後
(3)付帯設備設置工事				•	
①充電スペース のライン引き	設置事実 確認		0		・設置されたラインの全景
②路面表示	設置事実 確認		0		・設置された路面表示の外観
③屋根(注6)	設置事実 確認		0		・設置された屋根の外観(全景)
④小屋(注6)	設置事実 確認		0	・設置された小屋の外観(全景) ・設置された小屋の内部写真	
⑤充電設備 防護用部材(注7)	設置事実 確認		0	・設置された充電設備防護用部材の外観	
⑥電灯	設置事実 確認		0	・設置された電灯の外観	
(4)その他設置に係る費用					
⑤充電スペース 造成工事(注8)	設置事実 確認	0	0	・造成前の全景写真	・造成完了後の全景写真

※撮影対象となる機器:課金機、蓄電池等

- ※機械式駐車場の場合は、注記の要部写真を提出してください。
 - (注1) <工事着工前>機械式駐車場設置場所の全景
 - <工事完了後>コンセントを含む機械式駐車場の全景
 - (注2) <工事着工前>計画されている充電用コンセント設置場所
 - <工事完了後>設置した充電用コンセント本体の外観(ポールタイプの場合はポール部を含む全景)
 - (注3) 充電用コンセントの分岐に係る分電盤の内部写真
 - (注4) 給電部・受電部とその配線が分かる写真
 - (注5) 「高速道路SA·PA及び道の駅充電設備設置事業」·「その他公共用充電設備設置事業」で設置する場合
 - (注6) 機械式駐車場には適応しない
 - (注7) パレット上端に装備されたガイド等
 - (注8) 高速道路等、道の駅および共同住宅等の内既設の分譲マンションへの設置工事でセンターが認めた場合

平成28年度事業 補助金公募申請書 チェックリスト

その他公共用充電設備設置事業

*	提出す	る前に	こ必ず	゚チェック	して	ください。
---	-----	-----	-----	-------	----	-------

- □申請書類は、センターへ到着した日をもって(受付に必要な書類が不足している場合は、不足書類の到着をもって)受付日とします。
- □工事開始予定日は、採択決定のスケジュール(採択基準日:5月末、7月末、9月末)を考慮していますか。
- □各様式を作成する際、センターが提示する記入例を確認しましたか。
- 口手引きの提出方法に則り、書類を揃え(大きさ・記入方法を要確認)封筒に、赤字で「充電インフラ整備事業 平成28年度事業公募申請書在中」と 明記していますか。
- 口申請者の控えとして、申請書のコピーを取りましたか。

項番			提出書類の名称と内容	主なチェックポイント
1		補助金公募申請書(核 ·両面印刷不可	兼式1-2)	□押印された原本(コピー不可) □申請日(未来日不可) □様式1-2(3枚) □本人確認書類の申請者情報と一致 □センター承認の充電設備 □充電設備の型式(見積書と一致)
2		補助金公募申請書(柞	兼式1-2別紙)	□押印された原本(コピー不可) □申請日(未来日不可) □本人確認書類の申請者情報と一致 □審査管理番号
3		共同申請書(様式8) ・共同申請者の印鑑証	明書	□様式1-2の共同申請者に2 □設置場所名称 □日付(未来日不可) □甲乙両者の社印(実印)を押印された原本(コピー不可) □申請者(甲)(□住所 □氏名、名称 □代表者名) □申請者(乙)(□住所 □氏名、名称 □代表者名) □申請者(甲)の印鑑証明書(様式8の押印と同一) □申請者(乙)の印鑑証明書(様式8の押印と同一)
			共通事項	□申請書(様式1-2)に記入した申請者名・住所・代表者名と一致
			《法人の場合》 ※リース使用者(契約者)が法人の場合を含む 履歴事項全部証明書、または 現在事項全部証明書	口発行から3ヶ月以内のもの(原本)
4		本人確認書類	役員名簿(様式33)	口履歴事項全部証明書等に記載されている役員を記入
			《個人の場合》 免許証、パスポート、住民票(原本)等	口有効期限以内のもの 口表裏両面のある証明書は1枚の用紙にコピー
			《地方公共団体の場合》 代表者の名前と申請者住所の確認の取れるWEBサイトのコピー等	□自治体名称 □自治体の長の氏名 □自治体の住所 □組織図が確認できる資料
5		充電設備の見積書 ※設置工事費の見積割	書に確認項目が含まれている場合は、省略可	□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □合計金額 □支払条件(原則、振込み) □作成日 □有効期限(3ケ月以上) □充電設備情報(□メーカー名 □型式 □基数 □単価)
6		設置工事費の見積書		□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □有効期限(3ケ月以上)□支払条件(原則、振込み) □作成日 □見積内訳書(□材工分離計上)
7		設置場所見取図 ※市販の地図等を活用	月し作成することも可能	□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □公道名 □入口の印 □充電設備設置位置 □充電スペースの位置 □案内板の設置位置・向き
8		充電設備設置レイアウ	ウトを示す略図	□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □充電設備設置位置 □各付帯設備の設置位置 □受電方法 □配線ルート □配線・配管種類 □配線方法(架空、露出、埋設) □配線・配管長さ □引込柱の設置位置 □充電スペースの位置
		特別措置による受電	電力会社に提出する申込書	□申込日 □申込者 □設置場所住所 □設置場所名称 □工事内容
9		の場合	電力会社が発行する請求書	□請求書発行日 □設置場所住所 □設置場所名称 □工事負担金額 □宛先 □発行者(電力会社名)
		自治体が入札前に申	予算が担保されていることを証明する書類	口充電設備設置工事に係る予算に印を付けて提出
10			当該工事について自治体がまとめた設計書等(一般の 工事における工事業者が作成する見積りに相当するも の)	□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □合計金額 □作成日 □有効期限(3ケ月以上) □充電設備情報(□メーカー名 □型式 □基数 □単価) □設置工事費(□材工分離計上)

平成28年度事業 補助金交付申請書 チェックリスト

その他公共用充電設備設置事業

★提出する前に必ずチ:	ェック! てください	
東1正山りる町に必り ノ -	エンフレ しへにごいっ	

- 口申請書類は、センターへ到着した日をもって(受付に必要な書類が不足している場合は、不足書類の到着をもって)受付日とします。
- □工事開始予定日は、交付決定のスケジュール(受付日より原則15日以内)を考慮していますか。
- 口手続代行者に依頼する場合は、申請者と手続代行者が手引きの確認事項を了承したうえで、手続代行者の社印を押印していますか。
- □ 日本版代刊省に放復する場合は、中語省と平板代刊省が平断といます場合と、平成代刊省の担印を計画していますが。 □ 日本機会で作成する際、センターが提示する記入例を確認しましたか。 □ 手引きの提出方法に則り、書類を揃え(大きさ・記入方法を要確認)封筒に、赤字で「充電インフラ整備事業 平成28年度事業交付申請書在中」と 明記していますか。 □ 申請者の控えとして、申請書のコピーを取りましたか。

項番	書類の 有無		提出書類の名称と内容	主なチェックポイント		
1		補助金交付申請書(村 ·両面印刷不可	兼式3-2)	□押印された原本(コピー不可) □申請日(未来日不可) □様式3-2(3枚) □本人確認書類の申請者情報と一致 □センター承認の充電設備 □充電設備の型式(見積書と一致)		
2		工事申告書(様式4- ※申告内容の修正はで	1) (様式4ー2) できません。申告に誤りがないか確認してください。	□押印された原本(コピー不可) □申告日(未来日不可) □申請者、設置工事名称の一致 □工事見積総額の一致		
3		公募申請時に概算の 見積書で提出した場	充電設備の見積書 ※設置工事費の見積書に確認項目が含まれている場合は、省略可	□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □合計金額 □支払条件(原則、振込み) □作成日 □有効期限(3ケ月以上) □充電設備情報(□メーカー名 □型式 □基数 □単価)		
4		合	設置工事費の見積書	□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □有効期限(3ケ月以上) □支払条件(原則、振込み) □作成日 □見積内訳書(□材工分離計上)		
5		要部写真(様式5)		□作成日(未来日不可) □申請者名 □設置場所名称 □報告者 □カラー写真 □充電設備本体設置予定場所 □案内板設置予定場所		
6		平面図		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □充電設備設置位置 □各付帯設備の設置位置・寸法 □充電スペースの位置・寸法 □路面表示の設置位置・寸法 □各付帯設備の設置位置・寸法		
7		電気系統図		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □充電設備メーカー名・型式 □受電方法 □分電盤のメーカー名・型式 □ブレーカーの各仕様・容量 □電源線の仕様 □接地線 □接地極 □別体装置配線 □電灯配線		
8		配線ルート図 ※右記必要事項が平面	面図で示されていれば兼用可能 。	□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □配線・配管種類 □配線ルート □配線方法(架空、露出、埋設) □配線・配管長さ □引込柱の設置位置		
		メーカーおよび工事	·利益等排除申告書(様式30)	□押印された原本(コピー不可) □申告日(未来日不可) □申請者情報 □設置場所名 □手続代行者情報 □1、2、3、4項目の記載		
9		施工会社と資本関係 がある場合に必要な		口資本関係がわかる資料		
		書類	・算定根拠を証する書類 (損益計算書等のコピー)	□算出根拠を証する資料		
10		充電設備選定理由書	(様式35)	□押印された原本(コピー不可) □報告日(未来日不可) □審査管理番号 □本人確認書類の申請者情報と一致 □設置場所名称 □手続代行者(□住所)		
11		工事施工会社選定理	由書(様式36)	□押印された原本(□ピー不可) □報告日(未来日不可) □審査管理番号 □本人確認書類の申請者情報と一致 □設置場所名称 □手続代行者(□住所)		

その他公共用充電設備設置事業

- ★提出する前に必ずチェックしてください。 □申請書類は、センターへ到着した日をもって(受付に必要な書類が不足している場合は、不足書類の到着をもって)受付日とします。 □すべての工事と支払いが完了し、証憑を揃えていますか。 □工事完了日は、工事完了予定日から遅れていませんか。(遅れていない・遅れている)

- □工事完了日は、工事完了予定日から遅れていませんか。(遅れていない ・ 遅れている) ・ 遅れている) ・ 遅れている場合 → 工事完了日遅延等報告書 (様式18) が必要です。提出は済んでいますか。 □実積報告書の提出は、工事完了日またはすべての支払完了日のいずれか遅い日から30日以上遅れていませんか。(遅れていない ・ 遅れている) ・ 遅れている場合 → 実績報告日期限遅延事由書(様式19)の提出が必要です。提出は済んでいますか。 □ □交付決定時の内容から変更は発生していますか。 発生していない ・ 発生している) ・ 発生している場合 → 変更内容に応じた書類の提出が必要です。提出は済んでいますか。(提出した ・ 提出していない) □ □ 移 様式を作成する際、センターが提示する記入例を確認しましたか。 □ 申請者控えとして、報告書のコピーを取りましたか。 □ 申請者控えとして、報告書のコピーを取りましたか。 □ 申請者控えとして、報告書のコピーを取りましたか。

頁 番	書類の 有無		提出書類の名称と内容	主なチェックポイント		
1		補助金実績報告書(村 ・「特別な仕様に基づく ・両面印刷不可	孝式7−2) 工事」による申請の場合は、専用書式を使用	□押印された原本(コピー不可) □報告日(未来日不可) □様式7-2(2枚) □交付申請者情報と一致 □センター承認の充電設備 □充電設備の型式(請求書と一致)		
2		補助金の振込先口 座を証する書類	通帳のコピー (交付申請者名義のもの)	□□座名義 □金融機関名 □店名 □銀行コード □支店名 □支店コード □□中産番号 □預金種目		
3		工事申告書(様式10 ※申告内容の修正はで) できません。申告に誤りがないか確認してください。	□押印された原本(コピー不可) □申告日(未来日不可) □申請者、設置工事名称の一致 □工事請求総額の一致		
4		で で で で で で で で で で で で で で で で で で で				
•		分かる書類	メーカーが発行する交付申請者宛の充電設備の保証書のコピー	□発行元(充電設備メーカー) □発行先(交付申請者名) □充電設備メーカー名 □設置場所名称 □型式 □製造番号 □保証開始日		
			充電設備の請求書のコピー ※設置工事費の請求書に確認項目が含まれている場合は、省略可	□宛名(交付申請者名) □発行元(社印) □工事件名 □設置場所名称 □合計金額 □支払条件(原則、振込み) □作成日 □充電設備情報(□メーカー名 □型式 □基数 □単価)		
5		一 充電設備の支払および本体購入を証する書類	領収書のコピー	□領収金額 □工事件名 □設置場所名称 □支払完了日(領収日または振込日) □発行先 □発行元(社印)		
			金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明細書、当 座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)	□振込金額 □工事件名 □設置場所名称 □支払完了日(振込日) □振込先 □振込元 □発行元(金融機関名) □発行日		
			工事全体の請求書および請求内訳書のコピー	□宛名(交付申請者名) □発行元(社印) □工事件名 □設置場所名称 □合計金額 □支払条件(原則、振込み) □作成日 □請求内訳書(□材工分離計上)		
6	工事費の支払いを証 する書類		領収書のコピー	□領収金額 □工事件名 □設置場所名称 □支払完了日(領収日または振込日) □発行先 □発行元(社印)		
			金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明細書、当 座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)	□振込金額 □工事件名 □設置場所名称 □支払完了日(振込日) □振込先 □振込元 □発行元(金融機関名) □発行日		
7		特別措置による受電 の場合	電力会社への支払いを証する書類	□振込金額 □設置場所名称 □支払完了日(領収日または振込日) □振込先 □振込元(電力会社名) □出納印又は収納印		
3		要部写真(様式5)		□作成日(未来日不可) □申請者名 □設置場所名称 □報告者 □カラー写真 □充電設備本体設置場所の全景 □案内板設置場所 □設置した付帯設備		
9		充電設備等設置工事	完了報告書(様式9)	□報告日 □工事前、完了の写真 (設置工事業者: □住所 □工事施工業者の社印 □責任者の押印(工事施工業者) (交付申請者: □設置場所住所、名称 □設置工事完了日)		
0		完成平面図		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □充電設備設置位置 □各付帯設備の設置位置・寸法 □充電スペースの位置・寸法 □路面表示の設置位置・寸法 □各付帯設備の設置位置・寸法		
1		完成電気系統図		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □充電設備メーカー名・型式 □受電方法 □分電盤のメーカー名・型式 □ブレーカーの各仕様・容量 □電源線の仕様 □接地線 □接地極 □別体装置配線 □電灯配線		
2		完成配線ルート図 ※右記必要事項が平面	面図で示されていれば兼用可能。	□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □配線・配管種類 □配線ルート □配線方法(架空、露出、埋設) □配線・配管長さ □引込柱の設置位置		
3		取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)		□財産名 □メーカー名 □充電設備等型式 □製造番号またはシリアルナンバー □単価 □設置工事完了日 □処分制限期間 □設置場所住所 □設置場所名称 □充電設備・課金装置等本体金額		
		メーカーおよび工事 施工会社と資本関係	利益等排除申立書(様式31)	□押印された原本(コピー不可) □申告日(未来日不可) □申請者情報 □1、2、3、4項目の記載		
4		がある場合に必要な書類	算定根拠を証する書類 (損益計算書等のコピー)	□算出根拠を証する資料		
5		リース契約に係る書 類 	賃貸借契約書(リース契約書)のコピー	ロリース契約成立後の契約書 ロリースの契約期間 ロリース料金 口充電設備型式 ロ製造番号		
		一	貸与料金の算定根拠明細書(様式12)	□月々のリース料金に補助金相当額が還元されていることが確認できる書類		

V. 共同住宅等充電設備設置事業の申請について

事業内容	新設または既設の共同住宅および長屋に属する駐車場への 充電設備の設置事業				
申請できる方	地方公共団体、法人、個人 ※国(省庁等)はできません				
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費				
補助率	充電設備の 購入費	V 2 H 充電設備、蓄電池付普通 充電設備、蓄電池付急速充電設 備、蓄電池付 V 2 H 充電設備	2/3		
1113-75		上記以外の充電設備	1/2		
	設置工事費		定額		

1. 公募申請について

「公募申請」とは、本事業の補助金交付の採択を受けるための申請をいいます。また、 公募申請にかかる書類の審査および必要に応じて行う現地調査などの公募審査によ り公募申請要件を満たし、予算の範囲内において本事業の目的およびセンターが求め る事業ごとの要件に対して適切であると認められた場合、センターが事務局となる 「採択委員会」にて採択され、「交付申請」を行うことができます。内容によっては、 採択されないことがあります。さらに、採択される場合であっても、必要に応じて条 件が付されることがあります。

1-1. 公募申請の要件

(1) 公募申請における申請要件

補助金交付の採択を受けるためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ①公募申請は、一つの工事ごとに申請していること。
- ②国の他の補助金と重複していない申請であること。
- ③充電設備を設置する土地の使用権限を有していること。(借地の場合、所有者が 充電設備を5年間設置することを許諾したことを証する書類の提出が必要です。 公募申請時に提出できない場合、交付申請時に提出する必要があります。)
- ④公募申請者が交付規程の別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に該当していない こと。
- ⑤充電設備は「新品」で購入される充電設備であること。(ただし、その発注および支払いは交付決定通知書の受領後に行ってください。)

- ⑥充電設備の申請基数はセンターが事業ごとに定める目安の範囲内であること。
- ⑦設置工事の施工開始日は交付決定通知書の受領後であること。
- ⑧補助対象経費に申請者の自社または資本関係にある会社からの調達(工事等を含む。)がある場合、申告をすること。
- ⑨充電設備の設置およびその支払いを実績報告書提出期限日(平成29年1月31日(火))までに完了すること。
- ⑩設置した充電設備(案内板等の付帯設備を含む。)は保有義務期間5年を満了できること。
- ①センターから充電設備の利用状況等の情報を求められた場合には、利用状況に関するデータ(利用頻度等)を提供し、当該データを含む設備にかかる情報について国への提供を行うことを了承すること。

(2)「共同住宅等充電設備設置事業」に特有の申請要件

当該事業に特有の以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ①設置場所が共同住宅等であることを証する書類の提出が必要となります。
- ②充電設備の利用者は駐車場の契約者となります。(ただし、充電設備の所有者が許諾する場合は、この限りではありません。)
- ③分譲の共同住宅等の場合で、新築の場合は販売事業者、分譲済の場合は管理組合または管理組合の許諾を受けた居住者が申請することができます。
- ④賃貸の共同住宅等の場合は、共同住宅等の所有者または所有者の許諾を受けた居住者が申請可能です。(ただし、当該共同住宅に居住する賃貸の共同住宅等の所有者が、自らの駐車場に設置することを目的として申請することはできません。)
- ⑤分譲、賃貸いずれの場合でも申請者は充電設備の購入および設置工事にかかる予算を確保した後、申請するようにしてください。特に分譲済の場合は、公募申請時に「住民総会」等で充電設備の設置が決議される見通しを申告してください。 交付申請時点で決議されていることが必要です。
- ⑥賃貸の共同住宅等の場合は、充電設備が電気自動車等を購入する居住者が必ず利用できる方策等を所有者が申告する必要があります。分譲の共同住宅等の場合で、申請者が販売事業者または管理組合の場合は、設置する充電設備の運用について申告する必要があります。さらに、居住者が申請する場合は、管理組合との設置および運用方法に関する協議結果を申告する必要があります。
- ⑦V2H充電設備、蓄電池付充電設備を設置する場合は、運用方法等を申告する必要があります。

1-2. 公募申請時に必要な書類と作成上の注意・留意点

共同住宅等充電設備設置事業に公募申請をする場合は、以下の書類が必要になります。

(1)提出書類

- ①公募申請書(様式1-3(本紙)、様式1-3(別紙))
- ②公募申請者本人確認書類(履歴事項全部証明書、運転免許証等)
- ③充電設備設置にかかる見積書または概算見積書
- ④充電設備の設置場所見取図および充電設備設置レイアウトを示す略図
- ⑤その他求める書類

(2)書類作成上の留意点

採択にあたり特に重要な書類が「公募申請書」となります。

- ①公募申請書(様式1-3(本紙))
- ・申請者の氏名等必ず申請者自身で記入してください。
- ・充電設備の設置工事に関する事項の記入が求められますので、発注を予定している工事施工会社と相談の上、工事日程等を上記要件に従って、記入してください。
- ・充電設備を設置する土地が借地の場合は、「6. 公募申請要件等の確認」欄の① のいずれかにチェックをしてください。
- ・必要事項を全て記入し、4ヶ所に押印してください。

①公募申請書(様式1-3(別紙))

- ·別紙は、建物等の説明および設置計画の目的と設置効果等、申請者の考えを申告 する重要な書類です。この申告が採択の判断項目となります。
- ・リース申請の場合は、使用者(契約者)の考えを申告してください。
- ・必要項目を全て記入し、1ヶ所に押印してください。
 - i. 建物について
 - ・分譲の共同住宅等で新築の場合 住居の戸数、販売開始予定日、最多販売価格帯を申告してください。
 - ·分譲の共同住宅等で分譲済の場合 住居の戸数およびおおよその自家用車を保有する戸数を申告してください。
 - ・賃貸の共同住宅等の場合 戸数、オーナーの住居が同一場所であるか否かについて申告してください。
 - ii. 建物に付属する「駐車場」について
 - ・平置き、自走立体式駐車場、機械式駐車場等、駐車場の形態と収容台数を申告してください。種々の駐車場の形態が混在する場合は、形態と形態ごとの収容台数を示してください。
 - ・共有スペースの有無 洗車場、荷捌き場等設置されている共有スペースの有無を申告してください。
 - ・現在の駐車場の月額賃料について申告してください。

- iii. 充電設備の設置を判断するに至った理由
 - ·「環境に配慮する住環境を具体化するため」等の理由を申告してください。
- iv. 設置する充電設備の種類と基数およびその種類と基数にした理由
 - ・充電設備の種類と設置する基数および選定理由を説明してください。
 - ・この事業での補助対象の充電設備と設置基数の目安は下表の通りです。

	充電設備	急速充電設備 (蓄電池付充電設備 を含む。)	普通充電設備 V2H充電設備	充電用コンセント 充電用コンセントスタンド (注)
	基数	1基	付属する駐車場の収容台数の1.5%以内、	
			または15基のいずれか低い方になります。	

注:機械式駐車場に充電用コンセント、充電用コンセントスタンドを設置する場合も 設置基数の目安は、上記となります。充電用コンセント、充電用コンセントスタ ンドとも200V仕様のみ補助対象です。

- v. 当該建物に充電設備を設置した後に充電設備を利用する居住者の見通し
 - ・充電設備が設置された場合に、電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車を購入する居住者の見通しを申告してください。
 - ・事前に設置に関する居住者へのアンケート調査を実施し、できる限り客観的 に見通した値を申告してください。
 - ・上記ができない場合は、合理的な考えに基づく想定値を申告してください。
- vi. 設置予算について
 - ・充電設備の購入および設置工事にかかる予算額を申告してください。
 - ・申告される額は、充電設備メーカー等の見積書、工事施工会社の見積書等を 用いて申告してください。できない場合は、概算見積書等を用いて、可能な 限り見積額に近い額を申告してください。
 - ・なお分譲マンション等においては、「大規模修繕積立金」からの流用等、具体的に申告してください。
 - ・公募申請で採択された予算以上の額で交付申請することは原則できません。
- vii. 設置後5年間の運用について
 - ・設置された充電設備の維持にかかる年間の経費について、その試算方法と額 を申告してください。
 - ・課金等で収入を見込み充電設備を維持する場合、その計画について事業計画 書等を添付し申告してください。課金をする場合は、料金、徴収単位、徴収 方法について申告してください。
 - ・上記運用資金の調達方法について、借入の場合であれば借入金額、返済期間 等を資金調達計画書等の内容を証するものを添付し申告してください。

- viii. 住民総会開催時期と採決の見通し(分譲の共同住宅等で分譲済の場合のみ)
 - ・具体的な開催時期と、管理組合の理事長および理事の意見などに基づく採決 の見通しについて申告してください。

②公募申請者本人確認書類

- ・公募申請者の区分ごとに異なります。(共同申請の場合は「共同申請について」 を参照してください。)
- i. 公募申請者が地方公共団体の場合

以下の書類のいずれか一つを提出してください。

書類	条件
・自治体のホームページのコピー	自治体の名称、自治体の長の氏名、自治体の
・広報誌などのコピー	住所、組織図が確認できるページや資料

ii. 公募申請者が法人の場合

以下の書類のいずれか一つを提出してください。

書類	条件
・履歴事項全部証明書(原本)	*/-/-> 0 . DN + 0 + 0 - 12 7
·現在事項全部証明書(原本)	発行から3ヶ月以内のものに限る

【注意事項】

- ・複数の公募申請書をまとめて送付する場合は、上記いずれかの原本を一通添付し、 同封の公募申請数分のコピーを添付でも可能です。
- ・支社・支店等からの公募申請にあたり、法人の履歴事項全部証明書等に支社・支店 の記載がない場合は、代表権者から公募申請者への委任状およびその支社・支店等 が存在することが確認できる書類(事業・営業証明、納税証明書、会社案内の組織 図のコピー等)を提出してください。
- ・支社・支店等からの公募申請にあたり、支社・支店等の長に契約締結権がない場合は、代表権者から公募申請者への委任状が必要です。
- ・「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、謄本等に記載されている役員全員を記入した役員名簿(様式33)の提出が必須となります。記入例を参照して間違いのないように提出してください。
 - ※役員とは、取締役・会計参与・監査役のことをいいます。

iii. 公募申請者が個人の場合

以下の書類のいずれか一つを提出してください。

書類	条件				
軍転免款証のコピ	有効期限内のものに限る				
運転免許証のコピー	表裏両面を同一用紙にコピー				
印鑑登録証明書の写し(原本)	発行から3ヶ月以内のものに限る				
住民票の写し(原本)	発行から3ヶ月以内のものに限る				
パスポートのコピー	有効期限内のものに限る				
ハスホートのコヒー	氏名と住所の記載ページのコピー				
() は、	有効期限内のものに限る				
健康保険証等のコピー	現住所が記載されているもの				

【注意事項】

- ・公募申請書の住所・氏名は上記公的書類の住所・氏名と一致している必要があります。
- ・現住所の記載されていない健康保険証のコピーや、公募申請者の住所と異なる住所 が記載された運転免許証のコピー等は、本人確認書類としては認めません。

iv. 法人格をもたないマンション管理組合等

書類	条件
	管理組合の現在の代表者が選定されたことを
総会の議事録等	証する書類のコピーおよび代表者個人の本人
	確認書類

③充電設備設置にかかる見積書または概算見積書

申請された設置計画の予算面における合理性を審査するために以下の見積書の提出を求めます。なお、設置計画が検討段階で充電設備販売会社や工事施工会社から正式な見積書の提出を受けることができない場合は、それらの概算見積書でも可としますが、採択された場合、公募申請で示した予算以上での交付申請は受理できませんので注意してください。

新築工事および改修工事に伴い充電設備設置工事を行う場合、原則、充電設備 設置工事のみにかかる見積書を分離して提出してください。

i. 充電設備の購入にかかる見積書のコピー

・充電設備を充電設備販売会社から直接購入する予定の場合は、<u>公募申請者宛</u>の 見積書(充電設備販売会社の押印のあるもの)のコピーを提出してください。 充電設備を工事施工会社から購入する予定の場合で、設置工事の見積書に充電 設備の見積りが、下記下線の内容と共に明記されている場合は提出不要です。

- ・<u>メーカー名、型式、本体価格、基数等</u>が明記されていることが必要です。 概算見積書の場合でも、明記されていることが必要になります。
- ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は</u> 3ヶ月以上としてください。
- ・原則、認める支払方法は、振込になります。センターは支払方法を確認する 必要があるため、<u>支払条件が明記されている見積書が必要</u>です。他の取引と の相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファク タリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等 によるものは認めておりません。

ii. 充電設備の設置工事費にかかる見積書のコピー

- ・部材や労務費などが記載された「内訳書」が付された<u>公募申請者宛</u>の「見積書」 (工事施工会社の押印のあるもの)を提出してください。「材工一式」といっ た簡略記載の「見積書」では設置計画の予算の合理性を審査できませんので、 注意してください。なお、概算見積書の場合でも、部材や労務費などが記載さ れた「内訳書」の添付は必要です。
- ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は</u> 3ヶ月以上としてください。
- 内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・原則、認める支払方法は、振込になります。センターは支払方法を確認する 必要があるため、<u>支払条件が明記されている見積書が必要</u>です。他の取引と の相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファク タリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等 によるものは認めておりません。

なお、分譲の共同住宅等で分譲済に設置する計画のみ、工事施工会社が管理組合と設置方法に関して協議や調整等を行う場合の費用は、別表1-2事業毎の設置工事に係る補助金交付上限額(4)その他設置に係る費用のうち、②レイアウト検討費に計上することが出来ます。

④ 充電設備の設置場所見取図および充電設備設置レイアウトを示す略図

i. 充電設備の設置場所見取図

充電設備を設置する建物の位置関係(接する公道や付近の主たる建物等との関係)のわかる図。市販の地図やWEBサイトの地図を活用することも可とします。

ii. 充電設備設置レイアウトを示す略図

敷地内における「駐車場」の位置、および駐車場内で充電設備を設置する位置と分電盤(特別措置の場合は引き込み柱の位置)の位置およびその間の配線ルートがわかる略図。手書きで可とします。(ただし、電気配線の長さは必ず記入してください。)

⑤その他求める書類

・共同住宅等の駐車場に充電設備を設置する場合

共同住宅等の駐車場に充電設備を設置する場合には、「(1)提出書類」に示されている書類の他に、共同住宅等であることを証する以下いずれかの書類の提出が必要です。

- i. 建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証等で共同住宅等であることが明記されている書類のコピー
- ii. 共同住宅等の賃貸借契約書のコピー 賃貸借契約書の記載内容から共同住宅等と確認できる書類であること
- iii. 共同住宅等が新築のため上記資料の添付ができない場合は、共同住宅等充電設備設置事業に関する誓約書(様式24)、本誓約書を提出した場合には、i. もしくはii. の提出が可能になった時点で、速やかに共同住宅等充電設備設置事業に関する共同住宅等証明書提出書(様式25)を提出する必要があります。

(3)申請の状況に応じて求める書類

- ①特別措置にて電力契約を結び急速充電設備を設置する申請を行う場合 「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にて充電設備を設置する場合は、「(1)提出書類」に示されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。
 - i. 電力会社に提出する申込書 申込日、申込者名、設置場所住所・名称、申込み受領印、工事内容が明記された申込書が必要です。
 - ii. 電力会社が発行する請求書 請求書発行日、宛先、発行者、設置場所住所・名称、工事負担金額が確認で きる請求書が必要です。

なお、電力会社が請求書を発行できない場合、電力会社との協議の結果「宛先、 発行者(電力会社名)・設置場所名称、工事負担金額」等が記載されている概算見 積書でも可とします。

②共同申請を行う場合

共同申請が含まれる公募申請を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている 各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- i. 共同申請書(様式8)
- ii. 共同申請者の印鑑登録証明書の写し(原本) 共同申請者全員の印鑑登録証明書の写し(原本)ただし、発行後3ヶ月以内の もの

iii. 本人確認書類

・法人の場合

共同申請者に法人が含まれる場合は、当該共同申請者の履歴事項全部証明書、 現在事項全部証明書のいずれか一つ(発行後3ヶ月以内のもの(原本))と役 員名簿(様式33)の提出が必要となります。

- ・個人の場合
 - 「(1)提出書類」に示されている本人確認書類で代用できます。
- ・マンション管理組合(管理組合法人を除く。)の場合 マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類(総会の議事録など)および代表者個人の本人確認書類が必要となります。

③リース契約に基づく申請を行う場合

- リース契約が含まれる公募申請を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。
- ・充電設備をリースする目的で取得するものについては、リース事業を生業とすることを証する書類の写しが必要となります。(履歴事項全部証明書等で代替することも可能です。)
- ・リースの使用者(契約者)が法人の場合は、「暴力団排除に関する誓約事項」 の内容を必ず確認し、法人の本人確認書類(履歴事項全部証明書等)と役員名 簿(様式33)の提出が必要です。

1-3. 公募申請のプロセスと期間について

公募申請される方は、公募申請受付期間内に「公募申請書」をセンターに郵送し応募します。センターは、公募申請を採択し事業目的等に鑑み適当とした公募申請に対してのみ「採択通知書」を発行し通知します。採択日は5月末、7月末、9月末になります。採択された公募申請はホームページで公表するとともに、採択結果を郵送等で通知します。「採択通知書」を受けた公募申請者は、受領後15日以内にセンターが定める様式とセンターが求める書類一式をそろえ「交付申請書」として提出します。公募申請の受付期間は平成28年5月9日(月)~9月30日(金)です。

最終日までに公募申請書がセンターに到着しているものが有効となります。(消印有効ではありません。)なお採択された公募申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合には公募申請の受付期間中であっても、公募申請の受付を終了する場合があります。その場合はセンターのホームページ上で告知します。

不採択となった申請も、上記公募期間内であれば内容を変更し公募申請書の提出が可能です。

1-4. 公募申請書の受理

申請書が到着しても必要書類が不足している、申請書が所定の様式でない、必要事項 の記入がない、押印漏れがある場合等、センターが適正でないと認めた場合は、申請 書の受付を行うことなく不備内容の説明書を同封してそのまま返却する場合があり ます。

記載の不備や記載の修正が必要な場合および確認すべき事由がある場合は、申請書を 受付し、一定期間に不備を訂正、修正あるいは説明するようセンターから連絡し不備 解消後審査の開始となります。

センターから連絡があったにもかかわらず、書類の不備等が是正されない場合は申請 が無効になる場合があります。

※「2. 交付申請書」、「3. 実績報告書」についても上記の公募申請書同様の扱いと します。

2. 交付申請について

センターから「採択通知書」を受けた公募申請者は受領後15日以内に交付申請書を提出してください。

2-1. 交付申請の要件

以下の要件を全て満たすことが補助金を受ける条件となります。

- ①センターから採択通知書を受けている必要があります。
- ②交付申請の内容は採択された内容から変更がないようにしてください。 (「1-1. 公募申請の要件」は交付申請時においても了承済みとみなします。)
- ③<u>充電設備は、「新品」で購入されるものに限り、その発注および支払いは交付決</u> 定通知書受領後に行ってください。
- ④充電設備の設置工事は交付決定通知書の受領後に開始してください。
- ⑤支払方法は原則として銀行振込になります。

2-2. 交付申請時の提出書類

共同住宅等充電設備設置事業の交付申請は、「設置工事着工前」に以下の書類を準備 してセンターに送付することが必要となります。

必要な書類と書類の作成・準備にあたっての注意事項等は以下のとおりです。

(1)提出書類

- ①補助金交付申請書(様式3-3)
- ②充電設備および設置工事費の見積書
- ③設置工事に関する提出書類
- ④充電設備選定理由書(様式35)
- ⑤工事施工会社選定理由書(様式36)

以下、それぞれの書類について説明をします。

- ①補助金交付申請書(様式3-3)
- ・必要事項を全て記入し、4ヶ所に押印してください。
- ・交付申請者が手続き代行を依頼する場合は、押印箇所は5ヶ所です。 (捨印2ヶ所は誤記修正に必要です。)

②充電設備および設置工事費の見積書

新築工事および改修工事に伴い充電設備設置工事を行う場合、原則、充電設備 設置工事のみに係る見積書を提出ください。

- i. 充電設備見積書のコピー
 - ・公募申請時に概算の見積書を提出した方は正規の見積書の提出が必要です。
 - ・充電設備を充電設備販売会社から直接購入する場合は、<u>交付申請者宛</u>の見積書(充電設備販売会社の押印のあるもの)のコピーを提出してください。充電設備を工事施工会社から購入する場合で、設置工事の見積書に充電設備の見積りが、下記下線の内容と共に明記されている場合は提出不要です。
 - ・メーカー名、型式、本体価格、基数等が明記されていることが必要です。
 - ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は3</u> ヶ月以上としてください。
 - ・原則、認める支払方法は、振込になります。センターは支払方法を確認する 必要があるため、<u>支払条件が明記されている見積書が必要</u>です。他の取引と の相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファク タリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等 によるものは認めておりません。

ii. 充電設備設置工事費の見積書のコピー

- ・公募申請時に概算の見積書を提出した方は正規の見積書の提出が必要です。
- ・部材や労務費などが記載された「内訳書」が付された<u>交付申請者宛</u>の「見積書」(工事施工会社の押印のあるもの)を提出してください。「材工一式」といった簡略記載の「見積書」では設置計画の予算の合理性を審査できませんので注意してください。
- ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は</u> 3ヶ月以上としてください。
- 内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・原則、認める支払方法は、振込になります。センターは支払方法を確認する 必要があるため、<u>支払条件が明記されている見積書が必要</u>です。他の取引と の相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファク タリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等 によるものは認めておりません。

③設置工事に関する提出書類

i.「工事申告書」(様式4-1および様式4-2)

工事に関する提出書類は、充電設備設置工事の「見積書」を参照し、補助対象経費を申告する「工事申告書(様式4-1、4-2)」、さらには工事内容を説明する「図面」および「要部写真」等となります。

ア. 「様式4-1」

交付申請者(手続代行者)は「見積書」や「内訳書」を参照し補助対象経費として申告する工事費用を「様式4-1」に記載された項目ごとに記入してください。工事区分によっては選択する工事項目がありますので注意してください。記入される金額等の数字は「見積書」と同じである必要があります。工事施工会社が複数いる場合は、交付申請者(手続代行者)が各工事施工会社の「見積書」の金額等の数字を集約し、同一の「様式4-1」に記入してください。

イ. 「様式4-2」

「電気配線の詳細仕様」および交付申請者(手続代行者)が各工事の補助を 申告するにあたり、センターの求める要件等に適合していることを申告する 書類が様式4-2です。内容をよく確認し、該当する全ての事項について申 告してください。特に「電気配線の詳細仕様」は見積書と同様の内容で申告 してください。

ii. 図面·要部写真等

交付申請者(手続代行者)は下表の図面・要部写真を提出してください。また説明をよく読み、記入漏れのないようにしてください。

- ・図面はCAD等を利用して作る必要は必ずしもありません。既存の図面を活用して作成し提出してください。(手書きでも可)ただし、縮尺は原則1/100を最低限の大きさとしてください。
- ・要部写真は、様式5を使用し提出してください。工事着工前や工事中に撮影する必要のある写真もありますので、留意してください。提出すべき写真は「補足資料」で確認してください。

○:必ず提出が必要なもの △:他の図面と兼用できるもの

○・必ず延田が必安な 000		
書類		説明
ア.要部写真	0	・工事の計画、工事が完了したことを確認するために 求めるもので、詳細内容は、補足資料を参照してく ださい。
イ. 平面図	0	・レイアウトを確認するために求めるものです。 充電設備設置場所を真上より見た図で、充電設備、 付帯設備のレイアウトと寸法を示してください。 (センターホームページの記入例参照)
ウ. 電気系統図	0	・増設もしくは新設される高圧受変電設備、または改修・交換もしくは新設される分電盤(受電盤)と充電設備等とが専用配線で結合されていることを示すものです。(センターホームページの記入例参照)
エ.配線ルート図	Δ	・配線ルートの合理性、申請された配線費用の妥当性を審査するために求めるものです。 ・配線・配管の経路、配線・配管の長さ、配線方法(埋設、架空など)および配線・配管の仕様(アース線、通信線を含む。)を示してください。 なお、平面図に示す場合、提出は不要です。

④充電設備選定理由書(様式35)

・予算との合致や納品スケジュールの観点等、選定理由を充電設備ごとに説明してください。

⑤工事施工会社選定理由書(様式36)

・予算との合致や工事実績等、選定理由を説明してください。

(2) 申請の状況に応じて求める書類

①充電設備を設置する土地が借地の場合

借地に充電設備を設置する予定の交付申請を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

借地に充電設備を設置する場合は、交付申請までに土地の利用に関する許諾書および充電設備の保有義務期間(5年)以上において設置することの許諾書を土地所有者から得ることが必要になります。土地の利用に関する許諾を証する書類を提出してください。

ただし、公募申請時に提出した方は不要です。

②利益等排除を含む交付申請を行う場合

利益等排除を含む交付申請を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている各 書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

交付申請者(リース契約の場合はその使用者(契約者))が自社または資本関係にある会社から調達(工事等を含む。)を受ける場合は、利益等排除の措置が必要となるため、利益等排除申告書(様式30)の提出が必要となります。自社または資本関係にある会社から調達を受ける場合の利益等排除について詳しくは「Ⅱ. 7. 自社または資本関係にある会社から調達する場合について(利益等排除)」を参照してください。

2-3. 手続代行者について

交付申請者は、交付申請および実績報告にかかる業務等の手続を第三者へ依頼することができます。その場合の留意点は以下のとおりです。

- ・センターが認めた場合を除き、手続代行者は工事施工会社に限ります。工事施工会 社が複数いる場合には、工事全体をまとめることのできる一社を手続代行者として ください。
- ・手続き代行を第三者へ依頼する場合は、交付申請書および実績報告書の「5.手続代行者に関する事項」の欄に必要事項を記入・押印して書類を提出してください。なお、センターは補助金確定通知等の重要な通知書類は交付申請者にのみ送付します。
- ・交付申請者が手続代行者へ代行費用を支払う場合は、センターは代行費用を補助対象経費と認めませんので注意してください。詳しくは「Ⅱ.4.手続代行者について」を参照してください。

2-4. 計画変更

交付申請者は、交付決定通知書の受領後に、当該通知にかかる申請の内容を変更し

ようとするときは、あらかじめセンターが定める計画変更申告書(様式14)を提 出する必要があります。

ただし、交付申請者の名称、住所変更等、工事内容に関わらない変更は変更届出書 (様式15)をもってセンターへ届けてください。詳しくは「WI.5.計画変更」 を参照してください。なお、実績報告までに提出できない場合は、交付決定を取り 消すことがあります。

3. 実績報告について

交付決定通知書の受領後に充電設備の発注(代金支払い)並びに設置工事の施工に着手することができます。その<u>期限は30日以内とし、期限を過ぎると交付決定は無効</u>となります。補助金の交付を受けるためには、充電設備等の設置工事を完了し、充電設備の購入費および設置工事費のすべての支払いを完了させ、実績報告書をセンターに提出する必要があります。

3-1. 実績報告時の提出書類

提出期限は、充電設備設置完了日または補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内の必着です。(ただし、平成29年1月31日(火)までに提出する必要があります。)

必要な書類と書類の作成・準備に当たっての注意事項等は以下とおりです。

(1) 提出書類

- ①実績報告書(様式7-3)
- ②充電設備の支払および設置工事費の支払を証する書類
- ③設置工事の完了を証する書類
- ④取得財産等管理台帳·取得財産等明細表(様式11)
- ⑤補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

以下、それぞれの書類について説明をします。

- ①実績報告書(様式7-3)
- ・必要事項を全て記入し、3ヶ所に押印してください。 (捨印2ヶ所は誤記修正に必要です。)
- ・交付申請者が手続き代行を依頼する場合は、押印箇所は5ヶ所です。 (捨印2ヶ所は誤記修正に必要です。)
- ②充電設備の支払および設置工事費の支払を証する書類 新築工事および改修工事に伴い充電設備設置工事を行う場合、原則、充電設備設 置工事のみにかかる請求書および支払証憑を提出ください。

i. 充電設備の支払を証する書類

- ア. 充電設備の購入価格を示す書類
- ・充電設備を充電設備販売会社から直接購入した場合は、<u>交付申請者宛</u>の請求書(充電設備販売会社の押印のあるもの)のコピーを提出してください。充電設備を工事施工会社から購入した場合で、設置工事の請求書に充電設備の請求が明記されている場合は提出不要です。
- ・メーカー名、型式、本体価格、基数等が記載されていることが必須です。
- ・請求書の作成日が明記されていることが必要です。

支払は原則、振込になります。支払方法を確認する必要があるため、<u>支払条件が明記されていることが必要</u>です。他の取引との相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

※複数の充電設備を設置した場合は、個々の充電設備の購入価格・充電設備 型式、基数を明示してください。

イ. 充電設備本体購入の支払証憑

・充電設備を充電設備販売会社から直接購入した場合は、<u>交付申請者宛</u>の支払証憑(充電設備販売会社の押印のあるもの)のコピーを提出してください。充電設備を工事施工会社から購入した場合で、設置工事の支払証憑に充電設備の支払証憑が明記されている場合は提出不要です。

交付申請者宛の領収証および金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明細書、当座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)を提出してください。

- ・振込金額(補助金対象経費)、工事件名、発行先(振込先)と発行元(振 込元)、支払完了日(領収日または振込日)、発行者の押印が必須です。
- ・インターネット等による振込の場合には、領収証および金融機関発行の支払完了を証する書類を提出してください。WEB取引の場合は画面をプリントアウトしてください。その際は振込手続完了ではなく振込完了(資金移動)が確認できる必要があります。
- ・自治体の支出命令書による振込の場合は、金融機関の押印がある書類を提出してください。
- ※金融機関への振込手数料は、補助対象経費と認めません。
- ※端数処理や出精値引き、振込手数料等は、請求内訳書等のどの費目へ計上しているのか明示してください。
- ※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、センターが充電設備 購入費として認めた補助対象経費からの値引きとみなします。

- ウ. 新規に購入された充電設備であることが分かる書類
 - a. 交付申請者(発注者)が交付決定通知書の受領後に発注した<u>充電設備</u> の発注書のコピー
 - ・充電設備の発注を行うのは交付申請者本人である必要があります。
 - ・センターは必要に応じて発注請書を求める場合があります。
 - ・発注書には、発注者(押印があること)、発注先、設置場所、工事件名、 充電設備のメーカー、型式、本体価格、基数等が明記されている必要があ ります。
 - ・充電設備を工事施工会社から購入する場合で、設置工事の請求書に充電設備の請求が含まれる場合は、発注書に工事費が含まれていても構いません。
 - b. メーカーが発行する交付申請者宛の充電設備の保証書のコピー
 - ・メーカーが認めた第三者の発行する保証書(メーカーが定めたフォーム のもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。)のコピーを提出してください。
 - ※センターが補助対象経費と認めた充電設備のうち、付属の課金機が充電 設備本体と別々に保証される場合は、それら課金機の保証書が必要です。

ii. 工事費の支払いを証する書類

ア. 「請求書」

- ・工事施工会社が<u>交付申請者宛</u>に発行する工事施工会社の押印のある工事全体の請求額がわかる「請求書」に部材や労務費など詳細が記載された「内訳書」を添付し提出してください。
- ・「内訳書」は、補助対象経費とそれ以外とに分けて記入してください。「材 エー式」といった簡易記載の「請求書」では審査はできませんので注意し てください。
- ・支払は原則、振込になります。支払方法を確認する必要があるため、<u>支払</u> <u>条件が明記されていることが必要</u>です。他の取引との相殺払い、手形(電 子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡) による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めて おりません。

イ. 工事費の支払証憑

- · <u>交付申請者宛</u>の領収証および金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明 細書、当座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)を提出してください。
- ・振込金額(補助金対象経費)、工事件名、発行先(振込先)と発行元(振 込元)、支払完了日(領収日または振込日)、発行者の押印が必須です。
- ・インターネット等による振込の場合には、領収証および金融機関発行の支払 完了を証する書類を提出してください。<u>WEB取引の場合は画面をプリント</u>

<u>アウトしてください。その際は振込手続完了ではなく振込完了(資金移動)</u> が確認できる必要があります。

- ・自治体の支出命令書による振込の場合、金融機関の押印がある書類を提出してください。
- ※金融機関への振込手数料は、補助対象経費と認めません。
- ※端数処理や出精値引き、振込手数料等は、請求内訳書等のどの費目へ計上しているか、明示してください。
- ※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、センターが充電設備設置工事費として認めた補助対象経費からの値引きとみなします。

③設置工事の完了を証する書類

交付申請者(手続代行者)は以下の書類を提出してください。

i. 充電設備等設置工事完了報告書(様式9)

交付申請者(手続代行者)が工事施工会社ごとに作成を依頼して提出してください。

設置工事費として申告している場合は、充電設備の運搬費や部材費のみであっても提出が必要となります。ただし、設計業務のみを委託した場合は除きます。

ii. 工事実績申告書(様式10)

交付申請者(手続代行者)は「請求書」と請求書に添付される「内訳書」を参照し、支払った補助対象経費を様式10に記載された項目ごとに記入してください。工事によっては選択する工事がありますので注意して記入してください。なお、交付申請時の申告額と異なる金額の支払いを行った場合は、当該工事は計画変更の報告が必要です。(「VII. 5. 計画変更」を参照)記入する金額等の数字と「請求書」の金額等の数字は同じである必要があります。工事施工会社が複数いる場合は、交付申請者(手続代行者)が各工事施工会社の「請求書」の金額等の数字を集約して、同一の様式10に記入してください。

iii. 図面·要部写真等

交付申請者(手続代行者)は次頁の表にある図面・要部写真を提出してください。また説明をよく読み、記入漏れのないようにしてください。

- ・「完成平面図」「完成電気系統図」「完成配線ルート図」の提出が必要です。
- ・<u>交付申請時に作成した図面を利用することができます。計画変更の承認を得た方は計画変更時に作成した図面を提出してください。(「完成」の記入は手</u>書きでも構いません。)
- ·要部写真は、様式5を使用し作成してください。工事着工前に撮影した写真と

比較する必要のある写真もありますので、留意してください。提出すべき写真 は「補足資料」で確認してください。

○:必ず提出が必要なもの △:他の図面と兼用できるもの

書類		説明
ア. 要部写真	0	・充電設備が設置された現状を証明する 写真。 ・様式5を用い、着工前・完成後の対比が 必要となるものがあります。補足資料を 参照してください。
イ. 完成平面図	0	・充電設備設置場所を真上より見た図。 ・充電設備、付帯設備のレイアウトが示されたもの。 ・交付申請時に作成した図面を利用することができます。計画変更の承認を得た場合は計画変更時に作成した図面を提出してください。
ウ. 完成電気系統図	0	・増設もしくは新設される高圧受変電設備、 改修・交換もしくは新設される分電盤と 充電設備との専用配線が示されたもの。 ・交付申請時に作成した図面を利用するこ とができます。計画変更の承認を得た場 合は計画変更時に作成した図面を提出し てください。
エ. 完成配線ルート図	Δ	・完成した経路、長さ、配線方法(埋設、 架空など)および配線・配管の仕様(ア ース線、通信線を含む。)がわかるもの。 ・完成平面図にこれらの記入がある場合 は、提出は不要です。

④取得財産等管理台帳·取得財産等明細表(様式11)

- ・様式11に付記されている記入例を参考に「充電設備および付帯設備等」を各項目に記入してください。
- · 充電設備本体に課金機等が付属する場合は、付属する機器も取得財産として記入が必要です。

⑤補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

- ・実績報告書に記入された補助金の振込先口座を証する書類として、通帳のコピー 等を提出してください。
- ・補助金の振込先は原則として、交付申請者名義に限ります。

(2) 申請の状況に応じて求める書類

①共同申請を行う場合

代表申請者が全ての必要書類をとりまとめて提出してください。

②リース契約に基づく実績報告を行う場合

リース契約が含まれる実績報告を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている各書類のほかに、以下の書類が必要となります。

- i. 賃貸借契約書(リース契約書)のコピー
 - ・リース契約成立後の契約書であることが必要です。(リースの契約期間、 リース料金、充電設備の型式および製造番号等を確認します。)
 - ・転リースの場合、中間リース会社の書類も必要です。
- ii. 貸与料金の算定根拠明細書(様式12)
 - ・月々のリース料金に補助金相当額が還元されていることを確認します。転リースの場合、中間リース会社作成の書類も必要です。

③利益等排除を含む実績報告を行う場合

交付申請者(リース契約の場合はその使用者(契約者))が自社または資本関係に ある会社から調達(工事等を含む。)を受ける場合は、利益等排除の措置が必要と なるため、利益等排除申立書(様式31)の提出が必要となります。

自社または資本関係にある会社から調達を受ける場合の利益等排除について詳しくは「II. 7. 自社または資本関係にある会社から調達する場合について(利益等排除)」を参照してください。

(3)新築の共同住宅等を譲渡するものの駐車場に設置する際の留意事項

- ・竣工後に充電設備等の所有者を建設会社等から管理組合へ変更する場合は、センターへ報告し指示を受けてください。
- ・新築の共同住宅等にあっては、重要事項説明会等において当該充電設備の管理義 務等について説明願います。

撮影対象となる工事			#B U i	ᄜᆠᆉᄆ		世界のカノン・バト世界、中央	
		提出の 目的		出時期		撮影のタイミングと撮影内容 	
項目			ㅁᇚ	申請	実績	工事着工前	工事完了後
設置	工事共通	Ā					
	設置 (注		計画報告 事実説明	0	0	・設置場所の全景	・充電設備を含む設置場所の全景
(1) ਤੋ	·電設備	設置工事					,
① 設充	,		設置事実 確認 (注2)	0	0	・計画されている 充電設備本体設置場所	・設置した充電設備本体の外観 所 ※別体型機器がある場合には、個々に必要
置 電 工 設	充電/	充電設備 および 用コンセント	仕様確認		0		・設置した充電設備の銘板 ※別体型機器がある場合には、個々に必要
事 備	(コンセントスタンド)		通電確認		0		設置した充電設備の電圧および相回転の確認 (3相の場合)
	分 等電 盤	交換もしくは 増設	回路確認		0		・増設された分電盤の内部写真 ・増設・交換されたブレーカー
2	(注3)	新設	回路確認		0		·分電盤(受電盤)·手元開閉器の内部写真 ·新設されたブレーカー
電気配	柱	新設	設置事実 確認		0		・設置された引込柱・建柱の全景
線工事	配線ル	埋設	設置事実 確認		0	注:工事中に 撮影が	・掘削状況の分かる写真 (埋設経路の中間地点を撮影すること)
		架空	設置事実 確認		0	必要な写真	・支持点と架空状況の分かる写真
	 - -	露出	設置事実 確認		0		・代表的な露出状況の分かる写真
		その他 (注4)	設置事実 確認		0		・機械式駐車場については(注4)参照
3		受変電設備	仕様確認		0		・増設した高圧受変電設備の変圧器銘板
高圧受	増設		設置事実 確認		0		・増設した高圧受変電設備の外観 ・増設した高圧受変電設備の内部写真
変電設	高圧受変電設備 新設		仕様確認		0		・新設した高圧受変電設備の変圧器の銘板
備 工 事			設置事実 確認		0		·新設した高圧受変電設備の外観 ·新設した高圧受変電設備の内部写真 ·区分開閉器の外観(PAS、UGSなど)
(2) ≱	以内板設	置工事		-			
案内板設置工事 (注5)		設置事実確認			・設置予定場所 (入口案内板設置場所 公道から撮影したもの)	・設置された案内板の外観 は、 (記載内容が判別できるもの) ・入口に設置された案内板は、公道から撮影したもの	

撮影対象となる工事	提出の	提出時期		撮影のタイミングと撮影内容			
項 内容	目的	申請実績	工事着工前	工事完了後			
(3)付帯設備設置工事	(3)付帯設備設置工事						
①充電スペース のライン引き	設置事実 確認			・設置されたラインの全景			
②路面表示	設置事実	コンセント		・設置された路面表示の外観			
③屋根(注6)	コンセントス	スタンドには、ません		・設置された屋根の外観(全景)			
④小屋(注6)	確認			・設置された小屋の外観(全景) ・設置された小屋の内部写真			
⑤充電設備 防護用部材(注7)	設置事実 確認	0		・設置された充電設備防護用部材の外観			
⑥電灯	設置事実 確認			・設置された電灯の外観			
(4)その他設置に係る費用							
⑤充電スペース 造成工事(注8)	設置事実 確認		・造成前の全景写真	・造成完了後の全景写真			

※撮影対象となる機器:課金機、蓄電池等

- ※機械式駐車場の場合は、注記の要部写真を提出してください。
 - (注1) <工事着工前>機械式駐車場設置場所の全景
 - <工事完了後>コンセントを含む機械式駐車場の全景
 - (注2) <工事着工前>計画されている充電用コンセント設置場所 <工事完了後>設置した充電用コンセント本体の外観(ポールタイプの場合はポール部を含む全景)
 - (注3) 充電用コンセントの分岐に係る分電盤の内部写真
 - (注4) 給電部・受電部とその配線が分かる写真
 - (注5) 「高速道路SA·PA及び道の駅充電設備設置事業」·「その他公共用充電設備設置事業」で設置する場合
 - (注6) 機械式駐車場には適応しない
 - (注7) パレット上端に装備されたガイド等
 - (注8) 高速道路等、道の駅および共同住宅等の内既設の分譲マンションへの設置工事でセンターが認めた場合

平成28年度事業 補助金公募申請書 チェックリスト

共同住宅等充電設備設置事業

★提出する前に必ずチェックしてくた	ビさい	,
-------------------	-----	---

- □申請書類は、センターへ到着した日をもって(受付に必要な書類が不足している場合は、不足書類の到着をもって)受付日とします。
 □工事開始予定日は、採択決定のスケジュール(採択基準日:5月末、7月末、9月末)を考慮していますか。
 □各様式を作成する際、センターが提示する記入例を確認しましたか。

- □手引きの提出方法に則り、書類を揃え(大きさ・記入方法を要確認)封筒に、赤字で「充電インフラ整備事業 平成28年度事業公募申請書在中」と 明記していますか。 □申請者の控えとして、申請書のコピーを取りましたか。

項 番	書類の 有無		提出書類の名称と内容	主なチェックポイント	
1		補助金公募申請書(村 · 両面印刷不可	兼式1-3)	□押印された原本(コピー不可) □申請日(未来日不可) □様式1-3(3枚) □本人確認書類の申請者情報と一致 □センター承認の充電設備 □充電設備の型式(見積書と一致)	
2		補助金公募申請書(村	蒙式1 -3別紙)	□押印された原本(コピー不可) □申請日(未来日不可) □本人確認書類の申請者情報と一致 □審査管理番号	
3		共同申請書(様式8) ・共同申請者の印鑑証	明書	□様式1-3の共同申請者に☑ □設置場所名称 □日付(未来日不可) □甲乙両者の社印(実印)を押印された原本(コピー不可) □申請者(甲)(□住所 □氏名、名称 □代表者名) □申請者(乙)(□住所 □氏名、名称 □代表者名) □申請者(甲)の印鑑証明書(様式8の押印と同一) □申請者(乙)の印鑑証明書(様式8の押印と同一)	
			共通事項	□申請書(様式1-3)に記入した申請者名・住所・代表者名と一致	
			《法人の場合》 ※リース使用者(契約者)が法人の場合を含む 履歴事項全部証明書、または 現在事項全部証明書	口発行から3ヶ月以内のもの(原本)	
4		本人確認書類	役員名簿(様式33)	口履歴事項全部証明書等に記載されている役員を記入	
7		个八班的首从	《個人の場合》 免許証、パスポート、住民票(原本)等	□有効期限以内のもの □表裏両面のある証明書は1枚の用紙にコピー	
			《地方公共団体の場合》 代表者の名前と申請者住所の確認の取れるWEBサイト のコピー等	□自治体名称 □自治体の長の氏名 □自治体の住所 □組織図が確認できる資料	
			《マンション管理組合の場合》 法人格をもたない場合	□マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類 (総会の議事録など) □代表者個人の本人確認書類	
5		充電設備の見積書 ※設置工事費の見積書	書に確認項目が含まれている場合は、省略可	□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □合計金額 □支払条件(原則、振込み) □作成日 □有効期限(3ケ月以上) □充電設備情報(□メーカー名 □型式 □基数 □単価)	
6		設置工事費の見積書		□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □有効期限(3ケ月以上) □支払条件(原則、振込み) □作成日 □見積内訳書(□材工分離計上)	
7		設置場所見取図 ※市販の地図等を活用	日し作成することも可能	□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □公道名 □入□の印 □充電設備設置位置 □充電スペースの位置	
8		充電設備設置レイアウ	けたを示す略図	□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □充電設備設置位置 □各付帯設備の設置位置 □配線 □配線・配管種類 □配線方法(架空、露出、埋設) □配線・配管長さ □引込柱の設置位置 □充電スペースの位置	
		特別措置による受電	電力会社に提出する申込書	□申込日 □申込者 □設置場所住所 □設置場所名称 □工事内容	
9		の場合	電力会社が発行する請求書	□請求書発行日 □設置場所住所 □設置場所名称 □工事負担金額 □宛先 □発行者(電力会社名)	
		自治体が入札前に申	予算が担保されていることを証明する書類	口充電設備設置工事に係る予算に印を付けて提出	
10		請する場合に必要な 書類 当該工事について自治体がまとめた設計書等(一工事における工事業者が作成する見積りに相当すの)		□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □合計金額 □作成日 □有効期限(3ケ月以上) □充電設備情報(□メーカー名 □型式 □基数 □単価) □設置工事費(□材工分離計上)	
				口建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証等	
11		- 共同住宅等の駐車場 -	に充電設備を設置する場合	口共同住宅等の賃貸借契約書 共同住宅等であることが確認できること	
				共同住宅等が新築のため上記資料の添付が出来ない場合 口共同住宅等充電設備事業に関する誓約書(様式24)	

平成28年度事業 補助金交付申請書 チェックリスト

共同住宅等充電設備設置事業

	+8 111-4	7 441	- 2/ -4	チェック	-1 -	1444.	
×	佐田 9	ு அரி	222 9	ナエツン	/L ('	いこさい	١,

- □申請書類は、センターへ到着した日をもって(受付に必要な書類が不足している場合は、不足書類の到着をもって)受付日とします。
- □工事開始予定日は、交付決定のスケジュール(受付日より原則15日以内)を考慮していますか。
- 口手続代行者に依頼する場合は、申請者と手続代行者が手引きの確認事項を了承したうえで、手続代行者の社印を押印していますか。
- □各様式を作成する際、センターが提示する記入例を確認しましたか。
- 口手引きの提出方法に則り、書類を揃え(大きさ・記入方法を要確認)封筒に、赤字で「充電インフラ整備事業 平成28年度事業交付申請書在中」と 明記していますか。
- □申請者の控えとして、申請書のコピーを取りました

項番	書類の 有無		提出書類の名称と内容	主なチェックポイント
1		補助金交付申請書(科·両面印刷不可	兼式3−3)	□押印された原本(コピー不可) □申請日(未来日不可) □様式3-3(3枚) □本人確認書類の申請者情報と一致 □センター承認の充電設備 □充電設備の型式(見積書と一致)
2		工事申告書(様式4- ※申告内容の修正はで	-1)(様式4-2) できません。申告に誤りがないか確認してください。	□押印された原本(コピー不可) □申告日(未来日不可) □申請者、設置工事名称の一致 □工事見積総額の一致
3		公募申請時に概算の見積書で提出した場	充電設備の見積書 ※設置工事費の見積書に確認項目が含まれている場合は、省略可	□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □合計金額 □支払条件(原則、振込み) □作成日 □有効期限(3ケ月以上) □充電設備情報(□メーカー名 □型式 □基数 □単価)
4		e e	設置工事費の見積書	□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □有効期限(3ケ月以上) □支払条件(原則、振込み) □作成日 □見積内訳書 (□材工分離計上)
5		要部写真(様式5)		□作成日(未来日不可) □申請者名 □設置場所名称 □報告者 □カラー写真 □充電設備本体設置予定場所
6		平面図		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □充電設備設置位置 □各付帯設備の設置位置・寸法 □充電スペースの位置・寸法 □路面表示の設置位置・寸法 □各付帯設備の設置位置・寸法
7		電気系統図		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □充電設備メーカー名・型式 □受電方法 □分電盤のメーカー名・型式 □ブレーカーの各仕様・容量 □電源線の仕様 □接地線 □接地極 □別体装置配線 □電灯配線
8		配線ルート図 ※右記必要事項が平面	面図で示されていれば兼用可能。	□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □配線・配管種類 □配線ルート □配線方法(架空、露出、埋設) □配線・配管長さ □引込柱の設置位置
		メーカーおよび工事	·利益等排除申告書(様式30)	□押印された原本(コピー不可) □申告日(未来日不可) □申請者情報 □1、2、3、4項目の記載
9		施工会社と資本関係 がある場合に必要な	・資本関係が分かる資料 (ウェブサイトの株主情報等のコピー)	口資本関係がわかる資料
		書類	・算定根拠を証する書類 (損益計算書等のコピー)	口算出根拠を証する資料
10		充電設備選定理由書	(様式35)	□押印された原本(コピー不可) □報告日(未来日不可) □審査管理番号 □本人確認書類の申請者情報と一致 □設置場所名称 □手続代行者(□住所)
11		工事施工会社選定理	由書(様式36)	□押印された原本(コピー不可) □報告日(未来日不可) □審査管理番号 □本人確認書類の申請者情報と一致 □設置場所名称 □手続代行者(□住所)

平成28年度事業 補助金実績報告書 チェックリスト

共同住宅等充電設備設置事業

★提出する前に必ずチェックしてください。 □申請書類は、センターへ到着した日をもって(受付に必要な書類が不足している場合は、不足書類の到着をもって)受付日とします。

- □すべての工事と支払いが完了し、証憑を揃えていますか。
 □工事完了日は、工事完了予定日から遅れていませんか。(遅れていない・遅れている)・遅れている場合 → 工事完了日遅延等報告書(様式18)が必要です。提出は済んでいますか。
- ・遅れている場合 → 工事完了日遅延等報告書(様式18)が必要です。提出は済んでいますか。

 □実績報告書の提出は、工事完了日またはすべての支払完了日のいずれか遅い日から30日以上遅れていませんか。(遅れていない ・ 遅れている)
 ・遅れている場合 → 実績報告日期限遅延事由書(様式19)の提出が必要です。提出は済んでいますか。

 □交付決定時の内容から変更は発生していますか。(発生していない ・ 発生している)
 ・発生している場合 → 変更内容に応じた書類の提出が必要です。提出は済んでいますか。(提出した ・ 提出していない)

 □各様式を作成する際、センターが提示する記入例を確認しましたか。

 □申請者控えとして、報告書のコピーを取りましたか。

 □手引きの提出方法に則り、書類を揃え(大きさ・記入方法を用確認)、封筒に赤字で「充電インフラ整備事業 平成28年度事業実績報告書在中」と明記していますか。

項番	書類の 有無	提出書類の名称と内容		主なチェックポイント
1		・「特別な仕様に基づく工事」による申請の場合は、専用書式を使用		□押印された原本(コピー不可) □報告日(未来日不可) □様式7-3(2枚) □交付申請者情報と一致 □センター承認の充電設備 □充電設備の型式(請求書と一致)
2		補助金の振込先口 座を証する書類	通帳のコピー (交付申請者名義のもの)	□□□四座名義 □金融機関名 □店名 □銀行コード □支店名 □支店コード □□□四座番号 □預金種目
3		エ事申告書(様式10) ※申告内容の修正はできません。申告に誤りがないか確認してください。		□押印された原本(コピー不可) □申告日(未来日不可) □申請者、設置工事名称の一致 □工事請求総額の一致
4	4	新規に購入された充 電影備であることが 分かる書類	交付申請者が交付決定通知書の受領後に発注した充 電設備の発注書のコピー	□発注者(交付申請者) □発注者の押印 □発注先 □設置場所名称 又は □工事件名 □充電設備メーカー □型式 □本体価格 □基数
			メーカーが発行する交付申請者宛の充電設備の保証書のコピー	□発行元(充電設備メーカー) □発行先(交付申請者名) □充電設備メーカー名 □設置場所名称 □型式 □製造番号 □保証開始日
			充電設備の請求書のコピー ※設置工事費の請求書に確認項目が含まれている場合は、省略可	□宛名(交付申請者名) □発行元(社印) □工事件名 □設置場所名称 □合計金額 □支払条件(原則、振込み) □作成日 □充電設備情報(□メーカー名 □型式 □基数 □単価)
5		一 充電設備の支払および本体購入を証する 書類	領収書のコピー	□領収金額 □工事件名 □設置場所名称 □支払完了日(領収日または振込日) □発行先 □発行元(社印)
			金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明細書、当 座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)	□振込金額 □工事件名 □設置場所名称 □支払完了日(振込日) □振込先 □振込元 □発行元(金融機関名) □発行日
		工事費の支払いを証 する書類	工事全体の請求書および請求内訳書のコピー	□宛名(交付申請者名) □発行元(社印) □工事件名 □設置場所名称 □合計金額 □支払条件(原則、振込み) □作成日 □請求内訳書(□材工分離計上)
6			領収書のコピー	□領収金額 □工事件名 □設置場所名称 □支払完了日(領収日または振込日) □発行先 □発行元(社印)
			金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明細書、当 座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)	□振込金額 □工事件名 □設置場所名称 □支払完了日(振込日) □振込先 □振込元 □発行元(金融機関名) □発行日
7		特別措置による受電 の場合	電力会社への支払いを証する書類	□振込金額 □設置場所名称 □支払完了日(領収日または振込日) □振込先 □振込元(電力会社名) □出納印又は収納印
8		要部写真(様式5)		□作成日(未来日不可) □申請者名 □設置場所名称 □報告者 □カラー写真 □充電設備本体設置場所の全景 □設置した付帯設備
9		充電設備等設置工事完了報告書(様式9)		□報告日 □工事前、完了の写真 (設置工事業者: □住所 □工事施工業者の社印 □責任者の押印(工事施工業者) (交付申請者: □設置場所住所、名称 □設置工事完了日)
10		完成平面図		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □充電設備設置位置 □各付帯設備の設置位置・寸法 □充電スペースの位置・寸法 □路面表示の設置位置・寸法 □各付帯設備の設置位置・寸法
11		完成電気系統図		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □充電設備メーカー名・型式 □受電方法 □分電盤のメーカー名・型式 □ブレーカーの各仕様・容量 □電源線の仕様 □接地線 □接地極 □別体装置配線 □電灯配線
12		完成配線ルート図 ※右記必要事項が平面図で示されていれば兼用可能。		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □配線・配管種類 □配線ルート □配線方法(架空、露出、埋設) □配線・配管長さ □引込柱の設置位置
13		取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)		□財産名 □メーカー名 □充電設備等型式 □製造番号またはシリアルナンバー □単価 □設置工事完了日 □処分制限期間 □設置場所住所 □設置場所名称 □充電設備・課金装置等本体金額
1.4		メーカーおよび工事 施工会社と資本関係	利益等排除申立書(様式31)	□押印された原本(コピー不可) □申告日(未来日不可) □申請者情報 □1、2、3、4項目の記載
14 -		がある場合に必要な 書類	算定根拠を証する書類 (損益計算書等のコピー)	口算出根拠を証する資料
15		リース契約に係る書 類 ※転リースの場合、中	賃貸借契約書(リース契約書)のコピー	□リース契約成立後の契約書 □リースの契約期間 □リース料金 □充電設備型式 □製造番号
			貸与料金の算定根拠明細書(様式12)	口月々のリース料金に補助金相当額が還元されていることが確認できる書類

VI. 工場・事業所充電設備設置事業の申請について

事業内容		従業員が利用する駐車場や事業者が所有 該工場・事業所を訪問する取引先等来客 の設置事業	
申請できる方 地方公共団体、法人、個人 ※国(省庁等)はできません			
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費		
補助率	充電設備の購入費	1/2	
用切平	設置工事費	定額	

1. 公募申請について

「公募申請」とは、本事業の補助金交付の採択を受けるための申請をいいます。また、 公募申請にかかる書類の審査および必要に応じて行う現地調査などの公募審査により公募申請要件を満たし、予算の範囲内において本事業の目的およびセンターが求め る事業ごとの要件に対して適切であると認められた場合、センターが事務局となる 「採択委員会」にて採択され、「交付申請」を行うことができます。内容によっては、 採択されないことがあります。さらに、採択される場合であっても、必要に応じて条 件が付されることがあります。

1-1. 公募申請の要件

(1) 公募申請における申請要件

補助金交付の採択を受けるためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ①公募申請は、一つの工事ごとに申請していること。
- ②国の他の補助金と重複していない申請であること。
- ③充電設備を設置する土地の使用権限を有していること。(借地の場合、所有者が 充電設備を5年間設置することを許諾したことを証する書類の提出が必要です。 公募申請時に提出できない場合、交付申請時に提出する必要があります。)
- ④公募申請者が交付規程の別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に該当していないこと。
- ⑤充電設備は「新品」で購入される充電設備であること。(ただし、その発注および支払いは交付決定通知書の受領後に行ってください。)
- ⑥充電設備の申請基数はセンターが事業ごとに定める目安の範囲内であること。

- ⑦設置工事の施工開始日は交付決定通知書の受領後であること。
- ⑧補助対象経費に申請者の自社または資本関係にある会社からの調達(工事等を含む。)がある場合、申告をすること。
- ⑨充電設備の設置およびその支払いを実績報告書提出期限日(平成29年1月31日(火))までに完了すること。
- ⑩設置した充電設備(案内板等の付帯設備を含む。)は保有義務期間5年を満了できること。
- ①センターから充電設備の利用状況等の情報を求められた場合には、利用状況に関するデータ(利用頻度等)を提供し、当該データを含む設備にかかる情報について国への提供を行うことを了承すること。
- (2)「工場・事業所充電設備設置事業」に特有の申請要件

当該事業に特有の以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ①従業員駐車場に設置する場合は、その駐車場が従業員専用であることを証する 書類の提出が必要になります。(従業員駐車場を新たに造成する場合は、交付申 請時までに提出してください。)
- ②来客専用駐車場に設置する場合は、その駐車場が来客専用であることを証する 書類の提出が必要になります。
- ③従業員駐車場に設置の場合は従業員の、社有車駐車場または来客駐車場に設置の場合は、当該工場または当該事業所の電気自動車およびプラグインハイブリット自動車の現在の所有状況と、今後の購入の予定を申告してください。今後の購入の予定がなく、現通勤車両または現社有車のための公募申請は、これを受理することはできません。
- ④事業所が自宅を兼ねている場合で、駐車場が自宅兼事業所に付随している場合は、 申請することができません。

1-2. 公募申請時に必要な書類と作成上の注意・留意点

工場·事業所充電設備設置事業に公募申請をする場合は、以下の書類が必要になります。

(1)提出書類

- ①公募申請書(様式1-4(本紙)、様式1-4(別紙))
- ②公募申請者本人確認書類(履歴事項全部証明書、運転免許証等)
- ③充電設備設置にかかる見積書または概算見積書
- ④ 充電設備の設置場所見取図および充電設備設置レイアウトを示す略図

(2) 書類作成上の留意点

採択にあたり特に重要な書類が「公募申請書」となります。

①公募申請書(様式1-4(本紙))

- ・申請者の氏名等必ず申請者自身で記入してください。
- · 充電設備の設置工事に関する事項の記入が求められますので、発注を予定している工事施工会社と相談の上、工事日程等を上記要件に従って、記入してください。
- ・充電設備を設置する土地が借地の場合は、「6. 公募申請要件等の確認」欄の① のいずれかにチェックをしてください。
- ·必要事項を全て記入し、4ヶ所に押印してください。

①公募申請書(様式1-4(別紙))

- ・別紙は、駐車場の説明および設置計画の目的と設置効果等、申請者の考え方を申告する重要な書類です。この申告が採択の判断項目となります。
- ・リース申請の場合は、使用者(契約者)の考えを申告してください。
- ・必要項目を全て記入し、1ヶ所に押印してください。
 - i. 駐車場について
 - ・既設または新設の従業員駐車場、社有車駐車場、来客専用駐車場のいずれかまたは全てに充電設備を設置する場合、それぞれの最大収容台数と充電設備を設置する予定の駐車場台数を申告してください。
 - ・上記駐車場が敷地内に分散設置されている場合は、種類別に合算値で申告してください。この合算値を用いて、それぞれの駐車場に申告できる設置基数の目安を算定してください。
 - ・新設の駐車場の場合は、稼働開始予定日を記入してください。
 - ・従業員駐車場または来客専用駐車場で駐車料金を徴収する場合の金額 および運用上のルールがある場合はそれを申告してください。
 - ii. 充電設備の設置を判断するに至った理由
 - ·「環境意識の高い従業員を福利厚生の面から支援するため」「電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車の導入推進策がある」等の設置理由をそれ ぞれの駐車場ごとに申告してください。
 - iii. 設置する充電設備の種類と基数およびその種類と基数を選定した理由
 - ・この事業での補助対象の充電設備と設置基数の目安は下表の通りです。

充電設備	急速充電設備 (蓄電池付充電設備を 含む。)	普通充電設備 V2H充電設備	充電用コンセント充電用コンセントスタンド(注)
基数	1 基	付属する駐車場の収容台数の1.5%以内、	
全 奴		または15基のいずれか低い方になります。	

注:機械式駐車場に充電用コンセント、充電用コンセントスタンドを設置する場合も 設置基数の目安は上記になります。充電用コンセント、充電用コンセントスタン ドとも200V仕様のみ補助対象です。

- v. 充電設備を設置した後の充電設備利用の見通し
- ・充電設備を設置した場合に、電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車 を購入し、これら充電設備を利用する従業員数の見通しを申告してください。
- ・事前に設置に関する従業員へのアンケート調査を実施し、できる限り客観的に 見通した値を申告してください。
- ・上記ができない場合は、合理的な考えに基づく想定値を申告してください。
- ・社有車に関しては、電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車の新規購入計画を申告してください。来客専用駐車場への設置のみの申請においても、 この申告は採択の重要な判断項目となります。

vi. 設置予算について

- ・充電設備の購入および設置工事にかかる予算額を申告してください。
- ・申告される額は、充電設備メーカー等の見積書、工事施工会社の見積書等を 用いて申告してください。できない場合は、概算見積書等を用い、可能な限り 見積額に近い額を申告してください。
- ・複数の充電設備を設置する際には、受電設備に近接の駐車場に設置するなど 合理的なレイアウトであることが採択の重要な判断項目となります。
- ・上記予算の調達方法について、借入の場合であれば借入金額、返済期間等を資金調達計画書等の内容を証するものを添付し申告してください。
- ・公募申請で採択された予算以上の額で交付申請することは原則できません。

vii. 設置後5年間の運用について

- ・設置された充電設備の維持にかかる年間の経費について、その試算方法と 額を申告してください。
- ・従業員駐車場において、課金等運用にあたり収入を見込む場合、その計画について事業計画書等を添付し申告してください。課金をする場合は、料金、徴収単位、 徴収方法について申告してください。
- ・上記運用資金の調達方法について、借入の場合であれば借入金額、返済期間等を 資金調達計画書等の内容を証するものを添付し申告してください。

②公募申請者本人確認書類

・公募申請者の区分ごとに異なります。(共同申請の場合は「共同申請について」 を参照してください。)

i. 公募申請者が地方公共団体の場合

以下の書類のいずれか一つを提出してください。

書類	条件
・自治体のホームページのコピー	自治体の名称、自治体の長の氏名、自治体の
・広報誌などのコピー	住所、組織図が確認できるページや資料

ii. 公募申請者が法人の場合

以下の書類のいずれか一つを提出してください。

書類	条件
·履歴事項全部証明書(原本) ·現在事項全部証明書(原本)	発行から3ヶ月以内のものに限る

【注意事項】

- ・複数の公募申請書をまとめて送付する場合は、上記いずれかの原本を一通添付し、 同封の公募申請数分のコピーを添付でも可能です。
- ・支社・支店等からの公募申請にあたり、法人の履歴事項全部証明書等に支社・支店 の記載がない場合は、代表権者から公募申請者への委任状およびその支社・支店等 が存在することが確認できる書類(事業・営業証明、納税証明書、会社案内の組織 図のコピー等)を提出してください。
- ・支社・支店等からの公募申請にあたり、支社・支店等の長に契約締結権がない場合 は、代表権者から公募申請者への委任状が必要です。
- ・「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、謄本等に記載されている役員全員を記入した役員名簿(様式33)の提出が必須となります。記入例を参照して間違いのないように提出してください。
- ※役員とは、取締役・会計参与・監査役のことをいいます。

iii. 公募申請者が個人の場合

以下の書類のいずれか一つを提出してください。

書類	条件
運転免許証のコピー	有効期限内のものに限る
連転先計証のコピー	表裏両面を同一用紙にコピー
印鑑登録証明書の写し(原本)	発行から3ヶ月以内のものに限る
住民票の写し(原本)	発行から3ヶ月以内のものに限る
	有効期限内のものに限る
パスポートのコピー	氏名と住所の記載ページのコピー
	有効期限内のものに限る
健康保険証等のコピー	現住所が記載されているもの

【注意事項】

- ・公募申請書の住所・氏名は上記公的書類の住所・氏名と一致している必要があり ます。
- ・現住所の記載されていない健康保険証のコピーや、公募申請者の住所と 異なる住所が記載された運転免許証のコピー等は、本人確認書類としては認めません。

③充電設備と設置工事費の見積書または概算見積書

申請された設置計画の予算面における合理性を審査するために以下の見積書の提出を求めます。なお、設置計画が検討段階で充電設備販売会社や工事施工会社から正式な見積書の提出を受けることができない場合は、それらの概算見積書でも可としますが、採択された場合、公募申請で示した予算以上での交付申請は受理できませんので注意してください。

i. 充電設備の購入にかかる見積書のコピー

- ・充電設備を充電設備販売会社から直接購入する予定の場合は、<u>公募申請者宛</u>の 見積書(充電設備販売会社の押印のあるもの)のコピーを提出してください。 充電設備を工事施工会社から購入する予定の場合で、設置工事の見積書に充電 設備の見積りが、下記下線の内容と共に明記されている場合は提出不要です。
- ・<u>メーカー名、型式、本体価格、基数等</u>が明記されていることが必要です。概算 見積書の場合でも、明記されていることが必要になります。
- ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は</u> 3ヶ月以上としてください。
- ・原則、認める支払方法は、振込になります。センターは支払方法を確認する 必要があるため、<u>支払条件が明記されている見積書が必要</u>です。他の取引と の相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファク タリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等 によるものは認めておりません。

ii. 充電設備の設置工事費にかかる見積書のコピー

- ・部材や労務費などが記載された「内訳書」が付された<u>公募申請者宛</u>の「見積書」 (工事施工会社の押印のあるもの)を提出してください。「材工一式」といった 簡略記載の「見積書」では設置計画の予算の合理性を審査できませんので、注意 してください。なお、概算見積書の場合でも、部材や労務費などが記載された「内 訳書」の添付は必要です。
- ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は $3 ext{ } ex</u>$
- ・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。

・原則、認める支払方法は、振込になります。センターは支払方法を確認する必要があるため、<u>支払条件が明記されている見積書が必要</u>です。他の取引との相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

④充電設備の設置場所見取図および充電設備設置レイアウトを示す略図

i. 充電設備の設置場所見取図

充電設備を設置する場所(施設)の位置関係(接する公道や付近の主たる施設等との関係)のわかる図。市販の地図やWEBサイトの地図を活用することも可とします。

ii. 充電設備設置レイアウトを示す略図

工場・事業所における「駐車場」の位置および駐車場内で充電設備を設置する位置と分電盤(特別措置の場合は引き込み柱の位置)の位置およびその間の配線ルートがわかる略図。手書きで可とします。(ただし、電気配線の長さは必ず記入してください。)

従業員駐車場、社有車用駐車場および来客専用駐車場への充電設備の設置に あっては、分電盤に最近接とする等の合理的なレイアウトを心掛けてください。

(3) 申請の状況に応じて求める書類

①従業員駐車場に充電設備を設置する場合

従業員駐車場に充電設備を設置する場合には「(1)提出書類」に示されている 書類の他に以下の書類の提出が必要です。

- i. 従業員駐車場であることを証する書類(社内規約、使用許可証等のコピー) 土地所有の形態および従業員との契約内容で提出書類が異なります。
 - ア. 土地を事業者が所有している場合
 - ・有償にて従業員へ貸出:事業者と従業員との間の賃貸借契約書のコピー
 - ・無償にて従業員へ貸出:使用許可を証する書類等のコピー(注1)

注1:使用許可を証する書類等のコピーとは下記になります。

- ・駐車場の契約および利用方法の記載がある就業規則等
- ・使用するための許可証等(「担当部署が発行する承認書」または「申込書と 許可書の一対」)
- イ. 事業者が「従業員駐車場」として土地を借りている場合
- ・従業員駐車場(月極駐車場)としての使用目的が記載された土地の賃貸借契 約書のコピー
- ii. 従業員駐車場を新たに造成するため、上記書類の添付ができない場合は、エ

場・事業所充電設備設置事業に関する誓約書(様式26)、本誓約書を提出した場合には、i.の提出が可能になった時点で速やかに工場・事業所充電設備設置事業に関する従業員駐車場証明書提出書(様式27)で提出する必要があります。

②社有車用駐車場に充電設備を設置する場合

社有車用駐車場に充電設備を設置する場合には「(1)提出書類」に示されている書類の他に以下の書類の提出が必要です。

i. 会社が所有する電気自動車等の自動車検査証(車検証)または今後購入予定であることを証する書類(計画書等)

③来客専用駐車場に充電設備を設置する場合

来客専用駐車場に充電設備を設置する場合には「(1)提出書類」に示されている書類の他に以下の書類の提出が必要です。

i. 社内規約など貸出のルールが記載された書類

④共同申請を行う場合

共同申請が含まれる公募申請を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている 各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- i. 共同申請書(様式8)
- ii. 共同申請者の印鑑登録証明書の写し(原本) 共同申請者全員の印鑑登録証明書の写し(原本)ただし、発行後3ヶ月以内 のもの

iii. 本人確認書類

・法人の場合

共同申請者に法人が含まれる場合は、当該共同申請者の履歴事項全部証明書、 現在事項全部証明書のいずれか一つ(発行後3ヶ月以内のもの(原本))と役 員名簿(様式33)の提出が必要となります。

- ・個人の場合
 - 「(1)提出書類」に示されている本人確認書類で代用できます。

⑤リース契約に基づく申請を行う場合

リース契約が含まれる公募申請を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・充電設備をリースする目的で取得するものについては、リース事業を生業とすることを証する書類の写しが必要となります。(履歴事項全部証明書等で代替することも可能です。)
- ・リースの使用者(契約者)が法人の場合は、「暴力団排除に関する誓約事項」 の内容を必ず確認し、法人の本人確認書類(履歴事項全部証明書等)と役員名 簿(様式33)の提出が必要です。

1-3. 公募申請のプロセスと期間について

公募申請される方は、公募申請受付期間内に「公募申請書」をセンターに郵送し応募します。センターは、公募申請を採択し事業目的等に鑑み適当とした公募申請に対してのみ「採択通知書」を発行し通知します。採択日は5月末、7月末、9月末になります。採択された公募申請はホームページで公表するとともに、採択結果を郵送等で通知します。「採択通知書」を受けた公募申請者は、受領後15日以内にセンターが定める様式とセンターが求める書類一式をそろえ「交付申請書」として提出します。

公募申請の受付期間は平成28年5月9日(月)~9月30日(金)です。

最終日までに公募申請書がセンターに到着しているものが有効となります。(消印有効ではありません。)なお採択された公募申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合には公募申請の受付期間中であっても、公募申請の受付を終了する場合があります。その場合はセンターのホームページ上で告知します。

不採択となった申請も、上記公募期間内であれば内容を変更し公募申請書の提出が可能です。

1-4. 公募申請書の受理

申請書が到着しても必要書類が不足している、申請書が所定の様式でない、必要事項

の記入がない、押印漏れがある場合等、センターが適正でないと認めた場合は、申請 書の受付を行うことなく不備内容の説明書を同封してそのまま返却する場合があり ます。

記載の不備や記載の修正が必要な場合および確認すべき事由がある場合は、申請書を 受付し、一定期間に不備を訂正、修正あるいは説明するようセンターから連絡し不備 解消後審査の開始となります。

センターから連絡があったにもかかわらず、書類の不備等が是正されない場合は申請 が無効になる場合があります。

※「2. 交付申請書」、「3. 実績報告書」についても上記の公募申請書同様の扱いと します。

2. 交付申請について

センターから「採択通知書」を受けた公募申請者は受領後15日以内に交付申請書を提出してください。

2-1. 交付申請の要件

以下の要件を全て満たすことが補助金を受ける条件となります。

- ①センターから採択通知書を受けている必要があります。
- ②交付申請の内容は採択された内容から変更がないようにしてください。 (「1-1.公募申請の要件」は交付申請時においても了解済みとみなします。)
- ③<u>充電設備は、「新品」で購入されるものに限り、その発注および支払いは交付決</u> 定通知書受領後に行ってください。
- ④ 充電設備の設置工事は交付決定通知書の受領後に開始してください。
- ⑤支払方法は原則として銀行振込になります。

2-2. 交付申請時の提出書類

工場・事務所充電設備設置事業の交付申請は、「設置工事着工前」に以下の書類を準備してセンターに送付することが必要となります。

必要な書類と書類の作成・準備にあたっての注意事項等は以下のとおりです。

(1)提出書類

- ①補助金交付申請書(様式3-4)
- ②充電設備および設置工事費の見積書
- ③設置工事に関する提出書類
- ④充電設備選定理由書(様式35)
- ⑤工事施工会社選定理由書(様式36)

以下、それぞれの書類について説明をします。

- ①補助金交付申請書(様式3-4)
- ・必要事項を全て記入し、4ヶ所に押印してください。
- ・交付申請者が手続き代行を依頼する場合は、押印箇所は5ヶ所です。 (捨印2ヶ所は誤記修正に必要です。)

②充電設備および設置工事費の見積書

- i. 充電設備見積書のコピー
- ・公募申請時に概算の見積書を提出した方は正規の見積書の提出が必要です。
- ・充電設備を充電設備販売会社から直接購入する場合は、<u>交付申請者宛</u>の見積書 (充電設備販売会社の押印のあるもの)のコピーを提出してください。充電設 備を工事施工会社から購入する場合で、設置工事の見積書に充電設備の見積り が、下記下線の内容と共に明記されている場合は提出不要です。
- ・<u>メーカー名、型式、本体価格、基数等</u>が明記されていることが必要です。
- ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は</u> 3ヶ月以上としてください。
- ・原則、認める支払方法は振込になります。センターは支払方法を確認する 必要があるため、<u>支払条件が明記されている見積書が必要</u>です。他の取引との 相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファクタリ ング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等による ものは認めておりません。
- ii. 充電設備設置工事費の見積書のコピー
- ・公募申請時に概算の見積書を提出した方は正規の見積書の提出が必要です。
- ・部材や労務費などが記載された「内訳書」が付された<u>交付申請者宛</u>の「見積書」(工事施工会社の押印のあるもの)を提出してください。「材工一式」といった簡略記載の「見積書」では設置計画の予算の合理性を審査できませんので注意してください。
- ・<u>見積書の作成日</u>が明記されていることが必要です。原則として<u>有効期限は</u> 3ヶ月以上としてください。
- 内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・原則、認める支払方法は振込になります。センターは支払方法を確認する必要があるため、<u>支払条件が明記されている見積書が必要</u>です。他の取引との相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

③設置工事に関する提出書類

i.「工事申告書」(様式4-1および様式4-2)

工事に関する提出書類は、充電設備設置工事の「見積書」を参照し、補助対象 経費を申告する「工事申告書(様式4-1、4-2)」、さらには工事内容を説 明する「図面」および「要部写真」等となります。

ア. 「様式4-1」

交付申請者(手続代行者)は「見積書」や「内訳書」を参照し、補助対象経費として申告する工事費用を「様式4-1」に記載された項目ごとに記入してください。工事区分によっては選択する工事項目がありますので注意してください。記入される金額等の数字は「見積書」と同じである必要があります。工事施工会社が複数いる場合は、交付申請者(手続代行者)が各工事施工会社の「見積書」の金額等の数字を集約し、同一の「様式4-1」に記入してください。

イ. 「様式4-2」

「電気配線の詳細仕様」および交付申請者(手続代行者)が各工事の補助を 申告するにあたり、センターの求める要件等に適合していることを申告する 書類が様式4-2です。内容をよく確認し、該当する全ての事項について申 告してください。特に「電気配線の詳細仕様」は見積書と同様の内容で申告 してください。

ii. 図面·要部写真等

交付申請者(手続代行者)は次頁の表にある図面・要部写真を提出してください。また説明をよく読み、記入漏れのないようにしてください。

- ・図面はCAD等を利用して作る必要は必ずしもありません。既存の図面を活用して作成し提出してください。(手書きでも可)ただし、縮尺は原則 1/100を最低限の大きさとしてください。
- ・要部写真は、様式5を使用し提出してください。工事着工前や工事中に撮 影が必要な写真もありますので、留意してください。提出すべき写真は「補 足資料」で確認してください。

○:必ず提出が必要なもの △:他の図面と兼用できるもの

書類		説明
ア. 要部写真	0	・工事の計画、工事が完了したことを確認するために 求めるもので、詳細内容は、補足資料を参照してく ださい。
イ. 平面図	0	・レイアウトを確認するために求めるものです。 充電設備設置場所を真上より見た図で、充電設備、 付帯設備のレイアウトと寸法を示してください。 (センターホームページの記入例参照)
ウ. 電気系統図	0	・増設もしくは新設される高圧受変電設備、または改修・交換もしくは新設される分電盤(受電盤)と充電設備とが専用配線で結合されていることを示すものです。 (センターホームページの記入例参照)
エ. 配線ルート図	Δ	・配線ルートの合理性、申請された配線費用の妥当性を審査するために求めるものです。 ・配線・配管の経路、配線・配管の長さ、配線方法(埋設、架空など)および配線・配管の仕様(アース線、通信線を含む)を示してください。 なお、平面図に示す場合、提出は不要です。

④充電設備選定理由書(様式35)

・予算との合致や納品スケジュールの観点等、選定理由を充電設備ごとに説明して ください。

⑤工事施工会社選定理由書(様式36)

・予算との合致や工事実績等、選定理由を説明してください。

(2) 申請の状況に応じて求める書類

①充電設備を設置する土地が借地の場合

借地に充電設備を設置する予定の交付申請を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

借地に充電設備を設置する場合は、交付申請までに土地の利用に関する許諾書および充電設備の保有義務期間(5年)以上において設置することの許諾書を土地所有者から得ることが必要になります。土地の利用に関する許諾を証する書類を提出してください。

ただし、公募申請時に提出した方は不要です。

②利益等排除を含む交付申請を行う場合

利益等排除を含む交付申請を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている各 書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

交付申請者(リース契約の場合はその使用者(契約者))が自社または資本関係にある会社から調達(工事等を含む。)を受ける場合は、利益等排除の措置が必要となるため、利益等排除申告書(様式30)の提出が必要となります。自社または資本関係にある会社から調達を受ける場合の利益等排除について詳しくは「Ⅱ.7.自社または資本関係にある会社から調達する場合について(利益等排除)」を参照してください。

2-3. 手続代行者について

交付申請者は、交付申請および実績報告にかかる業務等の手続を第三者へ依頼することができます。その場合の留意点は以下のとおりです。

- ・センターが認めた場合を除き、手続代行者は工事施工会社に限ります。工事施工会 社が複数いる場合には、工事全体をまとめることのできる一社を手続代行者として ください。
- ・手続き代行を第三者へ依頼する場合は、交付申請書および実績報告書の「5.手続代行者に関する事項」の欄に必要事項を記入・押印して書類を提出してください。 なお、センターは補助金確定通知等の重要な通知書類は交付申請者にのみ送付しまま
- ・交付申請者が手続代行者へ代行費用を支払う場合は、センターは代行費用を補助対象経費と認めませんので注意してください。詳しくは「Ⅱ.4.手続代行者について」を参照してください。

2-4. 計画変更

交付申請者は、交付決定通知書の受理後に、当該通知にかかる申請の<u>内容</u> <u>を変更しようとするときは、あらかじめセンターが定める計画変更申告書(様式14)</u> を提出する必要があります。

ただし、交付申請者の名称、住所変更等、工事内容に関わらない変更は変更届出書(様式15)をもってセンターへ届けてください。詳しくは「WI.5.計画変更」を参照してください。なお、実績報告までに提出できない場合は、交付決定を取り消すことがあります。

3. 実績報告について

交付決定通知書の受領後に充電設備の発注(代金支払い)並びに設置工事の施工に着 手することができます。その<u>期限は30日以内とし、期限を過ぎると交付決定は無効</u> となります。補助金の交付を受けるためには、充電設備等の設置工事を完了し、充電 設備の購入費および設置工事費のすべての支払いを完了させ、実績報告書をセンター に提出する必要があります。

3-1. 実績報告時の提出書類

提出期限は、充電設備設置完了日または補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内の必着です。(ただし、平成29年1月31日(火)までに提出する必要があります。)

必要な書類と書類の作成・準備にあたっての注意事項等は以下のとおりです。

(1)提出書類

- ①実績報告書(様式7-4)
- ②充電設備の支払および設置工事費の支払を証する書類
- ③設置工事の完了を証する書類
- ④取得財産等管理台帳·取得財産等明細表(様式11)
- ⑤補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

以下、それぞれの書類について説明をします。

- ①実績報告書(様式7-4)
- ・必要事項を全て記入し、3ヶ所に押印してください。 (捨印2ヶ所は誤記修正に必要です。)
- · 交付申請者が手続き代行を依頼する場合は、押印箇所は5ヶ所です。 (捨印2ヶ所は誤記修正に必要です。)

②充電設備および設置工事費の支払を証する書類

- i. 充電設備の支払を証する書類
 - ア. 充電設備の購入価格を示す書類
 - ・充電設備を充電設備販売会社から直接購入した場合は、<u>交付申請者宛</u>の請求書(充電設備販売会社の押印のあるもの)のコピーを提出してください。充電設備を工事施工会社から購入した場合で、設置工事の請求書に充電設備の請求が明記されている場合は提出不要です。
 - ・メーカー名、型式、本体価格、基数等が記載されていることが必須です。
 - ・請求書の作成日が明記されていることが必要です。
 - ・支払は原則、振込になります。支払方法を確認する必要があるため、<u>支払条件が明記されていることが必要</u>です。他の取引との相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

※複数の充電設備を設置した場合は、個々の充電設備の購入価格・充電設備型式、基数を明示してください。

イ. 充電設備本体購入の支払証憑

・充電設備を充電設備販売会社から直接購入した場合は、<u>交付申請者宛</u>の支払 証憑(充電設備販売会社の押印のあるもの)のコピーを提出してください。 充電設備を工事施工会社から購入した場合で、設置工事の支払証憑に充電設 備の支払証憑が明記されている場合は提出不要です。

交付申請者宛の領収証および金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明細書、当座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)を提出してください。

- ・振込金額(補助金対象経費)、工事件名、発行先(振込先)と発行元(振込元)、支払完了日(領収日または振込日)、発行者の押印が必須です。
- ・インターネット等による振込の場合には、領収証および金融機関発行の支払 完了を証する書類を提出してください。WEB取引の場合は画面をプリント アウトしてください。その際は振込手続完了ではなく振込完了(資金移動) が確認できる必要があります。
- ・自治体の支出命令書による振込の場合は、金融機関の押印がある書類を提出 してください。
- ※金融機関への振込手数料は、補助対象経費と認めません。
- ※端数処理や出精値引き、振込手数料等は、請求内訳書等のどの費目へ計上しているのか明示してください。
- ※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、センターが充電設備購入費として認めた補助対象経費からの値引きとみなします。
- ウ. 新規に購入された充電設備であることが分かる書類
 - a. 交付申請者(発注者)が交付決定通知書の受領後に発注した<u>充電設備の</u> 発注書のコピー
 - ・充電設備の発注を行うのは交付申請者本人である必要があります。
 - ・センターは必要に応じて発注請書を求める場合があります。
 - ・発注書には、発注者(押印があること)、発注先、設置場所、工事件名、 充電設備のメーカー、型式、本体価格、基数等が明記されている必要があ ります。
 - ・充電設備を工事施工会社から購入する場合で、設置工事の請求書に充電設備の請求が含まれる場合は、発注書に工事費が含まれていても構いません。
 - b. メーカーが発行する交付申請者宛の充電設備の保証書のコピー
 - ・メーカーが認めた第三者の発行する保証書(メーカーが定めたフォームのもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。)のコピーを 提出してください。
 - ※センターが補助対象経費と認めた充電設備のうち、付属の課金機が充電設

備本体と別々に保証される場合は、それら課金機の保証書が必要です。

ii. 工事費の支払いを証する書類

ア. 「請求書」

工事施工会社が<u>交付申請者宛</u>に発行する工事施工会社の押印のある工事全体の請求額がわかる「請求書」に部材や労務費など詳細が記載された「内訳書」を添付し提出してください。

- ・「内訳書」は、補助対象経費とそれ以外とに分けて記入してください。「材工一式」といった簡易記載の「請求書」では審査はできませんので注意してください。
- ・支払は原則、振込になります。支払方法を確認する必要があるため、<u>支払</u>条件が明記されていることが必要です。他の取引との相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払および裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

イ. 工事費の支払証憑

交付申請者宛の領収証および金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明細書、当座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)を提出してください。

- ・振込金額(補助金対象経費)、工事件名、発行先(振込先)と発行元(振込元)、支払完了日(領収日または振込日)、発行者の押印が必須です。
- ・インターネット等による振込の場合には、領収証および金融機関発行の支払 完了を証する書類を提出してください。WEB取引の場合は画面をプリント アウトしてください。その際は振込手続完了ではなく振込完了(資金移動) が確認できる必要があります。
- ・自治体の支出命令書による振込の場合、金融機関の押印がある書類を提出してください。
- ※金融機関への振込手数料は、補助対象経費と認めません。
- ※端数処理や出精値引き、振込手数料等は、請求内訳書等のどの費目へ計上しているか明示してください。
- ※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、センターが充電設備設置工事費として認めた補助対象経費からの値引きとみなします。

③設置工事の完了を証する書類

交付申請者(手続代行者)は以下の書類を提出してください。

i. 充電設備等設置工事完了報告書(様式9)

交付申請者(手続代行者)が工事施工会社ごとに作成を依頼して提出してください。

設置工事費として申告している場合は、充電設備の運搬費や部材費のみであっても提出が必要となります。ただし、設計業務のみを委託した場合は除きます。

ii. 工事実績申告書(様式10)

交付申請者(手続代行者)は「請求書」と請求書に添付される「内訳書」を参照し、支払った補助対象経費を様式10に記載された項目ごとに記入してください。工事によっては選択する工事がありますので注意して記入してください。なお、交付申請時の申告額と異なる金額の支払いを行った場合は、当該工事は計画変更の報告が必要です。(「VII. 5. 計画変更」を参照)記入する金額等の数字と「請求書」の金額等の数字は同じである必要があります。工事施工会社が複数いる場合は、交付申請者(手続代行者)が各工事施工会社の「請求書」の金額等の数字を集約して、同一の様式10に記入してください。

iii. 図面·要部写真等

- ・交付申請者(手続代行者)は次頁の表にある図面・要部写真を提出してください。また説明をよく読み、記入漏れのないようにしてください。
- ・「完成平面図」「完成電気系統図」「完成配線ルート図」の提出が必要です。
- ·交付申請時に作成した図面を利用することができます。計画変更の承認を得た 方は計画変更時に作成した図面を提出してください。(「完成」の記入は手書き でも構いません。)
- ・要部写真は、様式5を使用し作成してください。工事着工前に撮影した写真と 比較する必要のある写真もありますので留意してください。提出すべき写真は 「補足資料」で確認してください。

○:必ず提出が必要なもの △:他の図面と兼用できるもの

書類		説明
ア. 要部写真	0	・充電設備が設置された現状を証明する 写真。 ・様式5を用い、着工前・完成後の対比が 必要となるものがあります。補足資料を 参照してください。
イ. 完成平面図	0	・充電設備設置場所を真上より見た図。・充電設備、付帯設備のレイアウトが示されたもの。・交付申請時に作成した図面を利用することができます。計画変更の承認を得た場合は計画変更時に作成した図面を提出してください。
ウ. 完成電気系統図	0	・増設もしくは新設される高圧受変電設備、 改修・交換もしくは新設される分電盤と 充電設備との専用配線が示されたもの。 ・交付申請時に作成した図面を利用するこ とができます。計画変更の承認を得た場 合は計画変更時に作成した図面を提出し てください。
エ.完成配線ルート図	Δ	・完成した経路、長さ、配線方法(埋設、 架空など)および配線・配管の仕様(ア ース線、通信線を含む。)がわかるもの。 完成平面図にこれらの記入がある場合 は、提出は不要です。

④取得財産等管理台帳·取得財産等明細表(様式11)

- ・様式11に付記されている記入例を参考に「充電設備および付帯設備等」を各項目に記入してください。
- ・充電設備本体に課金機等が付属する場合は、付属する機器も取得財産として記入が必要です。

⑤補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

- ・実績報告書に記入された補助金の振込先口座を証する書類として、通帳のコピー 等を提出してください。
- ・補助金の振込先は原則として、交付申請者名義に限ります。

(2) 申請の状況に応じて求める書類

①共同申請を行う場合

代表申請者が全ての必要書類をとりまとめて提出してください。

②リース契約に基づく実績報告を行う場合

リース契約が含まれる実績報告を行う場合には、「(1)提出書類」に示されている各書類のほかに、以下の書類が必要となります。

- i. 賃貸借契約書(リース契約書)のコピー
- ・リース契約成立後の契約書であることが必要です。(リースの契約期間、リース料金、充電設備の型式および製造番号等を確認します。)
- ・転リースの場合、中間リース会社の書類も必要です。
- ii. 貸与料金の算定根拠明細書(様式12)
- ・月々のリース料金に補助金相当額が還元されていることを確認します。
- ・転リースの場合、中間リース会社作成の書類も必要です。

③利益等排除を含む実績報告を行う場合

交付申請者(リース契約の場合はその使用者(契約者))が自社または資本関係に ある会社から調達(工事等を含む。)を受ける場合は、利益等排除の措置が必要と なるため、利益等排除申立書(様式31)の提出が必要となります。

自社または資本関係にある会社から調達を受ける場合の利益等排除について詳しくは「Ⅱ. 7. 自社または資本関係にある会社から調達する場合について(利益等排除)」を参照してください。

撮影対象となる工事		提出の	提出	時期		撮影のタイミングと撮影内容	
項 目			目的	申請	実績	工事着工前	工事完了後
設置.	·····································						
	設置(注		計画報告 事実説明	0	0	・設置場所の全景	・充電設備を含む設置場所の全景
(1)3	電設備	設置工事		•			•
1		充電設備 充電設備	設置事実 確認 (注2)	0	0	・計画されている 充電設備本体設置場所	・設置した充電設備本体の外観 ※別体型機器がある場合には、個々に必要
設置工事	充電	および 用コンセント	仕様確認		0		・設置した充電設備の銘板 ※別体型機器がある場合には、個々に必要
争佣	(コンセ	ントスタンド)	通電確認		0		設置した充電設備の電圧および相回転の確認 (3相の場合)
	分 等電 盤	交換もしくは 増設	回路確認		0		・増設された分電盤の内部写真・増設・交換されたブレーカー
2	(注3)	新設	回路確認		0		·分電盤(受電盤)·手元開閉器の内部写真 ·新設されたブレーカー
電気配	柱	新設	設置事実 確認		0		・設置された引込柱・建柱の全景
線工事	配線ルート	埋設	設置事実 確認		0	注:工事中に 撮影が	・掘削状況の分かる写真 (埋設経路の中間地点を撮影すること)
		架空	設置事実 確認		0	必要な写真	・支持点と架空状況の分かる写真
		露出	設置事実 確認		0		・代表的な露出状況の分かる写真
		その他 (注4)	設置事実 確認		0		・機械式駐車場については(注4)参照
3	高圧	高圧受変電設備	仕様確認		0		・増設した高圧受変電設備の変圧器銘板
高圧受	増設		設置事実 確認		0		・増設した高圧受変電設備の外観 ・増設した高圧受変電設備の内部写真
変電設	高圧受変電設備 新設		仕様確認		0		・新設した高圧受変電設備の変圧器の銘板
備工事			設置事実 確認		0		・新設した高圧受変電設備の外観 ・新設した高圧受変電設備の内部写真 ・区分開閉器の外観(PAS、UGSなど)
(2)3	K内板設	置工事		8	*		
:	案内板語 (注	设置工事 5)	設置事実確認			・設置予定場所 (入口案内板設置場所は、 公道から撮影したもの)	・設置された案内板の外観 (記載内容が判別できるもの) ・入口に設置された案内板は、公道から撮影したもの

撮	影対象となる工事	提出の	提出	時期	撮影のタイミングと撮影内容	
項 目	内容	目的	申請	実績	工事着工前	工事完了後
(3) 付	· 甘帯設備設置工事					
1	充電スペース のライン引き	設置事実 確認				・設置されたラインの全景
2	路面表示	設置事実 確認				・設置された路面表示の外観
3)屋根(注6)	設置事実 確認				・設置された屋根の外観(全景)
4)小屋(注6)	設置事実 確認				・設置された小屋の外観(全景) ・設置された小屋の内部写真
	充電設備 防護用部材(注7)	設置事実 確認		0		・設置された充電設備防護用部材の外観
6	電灯	設置事実 確認			・設置された電灯の外観	
(4)そ	(4)その他設置に係る費用					
	充電スペース 造成工事(注8)	設置事実 確認			・造成前の全景写真	・造成完了後の全景写真

※撮影対象となる機器:課金機、蓄電池等

- ※機械式駐車場の場合は、注記の要部写真を提出してください。
 - (注1) <工事着工前>機械式駐車場設置場所の全景
 - <工事完了後>コンセントを含む機械式駐車場の全景
 - (注2) <工事着工前>計画されている充電用コンセント設置場所 <工事完了後>設置した充電用コンセント本体の外観(ポールタイプの場合はポール部を含む全景)
 - (注3) 充電用コンセントの分岐に係る分電盤の内部写真
 - (注4) 給電部・受電部とその配線が分かる写真
 - (注5) 「高速道路SA·PA及び道の駅充電設備設置事業」・「その他公共用充電設備設置事業」で設置する場合
 - (注6) 機械式駐車場には適応しない
 - (注7) パレット上端に装備されたガイド等
 - (注8) 高速道路等、道の駅および共同住宅等の内既設の分譲マンションへの設置工事でセンターが認めた場合

平成28年度事業 補助金公募申請書 チェックリスト

工場・事業所充電設備設置事業

- ★提出する前に必ずチェックしてください。

- □申請書類は、センターへ到着した日をもって(受付に必要な書類が不足している場合は、不足書類の到着をもって)受付日とします。
 □工事開始予定日は、採択決定のスケジュール(採択基準日:5月末、7月末、9月末)を考慮していますか。
 □各様式を作成する際、センターが提示する記入例を確認しましたか。
 □手引きの提出方法に則り、書類を揃え(大きさ・記入方法を要確認)封筒に、赤字で「充電インフラ整備事業 平成28年度事業公募申請書在中」と 明記していますか。
 □申請者の控えとして、申請書の**コピー**を取りましたか。

項番	書類の 有無		提出書類の名称と内容	主なチェックポイント	
1		補助金公募申請書(林 ·両面印刷 不可	兼式1−4)	□押印された原本(コピー不可) □申請日(未来日不可) □様式1-4(3枚) □本人確認書類の申請者情報と一致 □センター承認の充電設備 □充電設備の型式(見積書と一致)	
2		補助金公募申請書(柞	兼式1 —4別紙)	□押印された原本(コピー不可) □申請日(未来日不可) □本人確認書類の申請者情報と一致 □審査管理番号	
3		共同申請書(様式8) ・共同申請者の印鑑証	明書	□様式1-4の共同申請者に☑ □設置場所名称 □甲乙両者の社印(実印)を押印された原本(コピー不可) □日付(未来日不可) □申請者(甲)(□住所 □氏名、名称 □代表者名) □申請者(乙)(□住所 □氏名、名称 □代表者名) □申請者(甲)の印鑑証明書(様式8の押印と同一) □申請者(乙)の印鑑証明書(様式8の押印と同一)	
			共通事項	□申請書(様式1-4)に記入した申請者名・住所・代表者名と一致	
			(法人の場合) ※リース使用者(契約者)が法人の場合を含む 履歴事項全部証明書、または 現在事項全部証明書	口発行から3ヶ月以内のもの(原本)	
4		本人確認書類	役員名簿(様式33)	口履歴事項全部証明書等に記載されている役員を記入	
			《個人の場合》 免許証、パスポート、住民票(原本)等	□有効期限以内のもの □表裏両面のある証明書は1枚の用紙にコピー	
			(地方公共団体の場合) 代表者の名前と申請者住所の確認の取れるWEBサイトのコピー等	口自治体名称 口自治体の長の氏名 口自治体の住所 口組織図が確認できる資料	
5		充電設備の見積書 ※設置工事費の見積割	書に確認項目が含まれている場合は、省略可	□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □合計金額 □支払条件(原則、振込み) □作成日 □有効期限(3ケ月以上) □充電設備情報(□メーカー名 □型式 □基数 □単価)	
6		設置工事費の見積書		□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □有効期限(3ケ月以上) □支払条件(原則、振込み) □作成日 □見積内訳書(□材工分離計上)	
7		設置場所見取図 ※市販の地図等を活用	月し作成することも可能	□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □公道名 □入口の印 □充電設備設置位置 □充電スペースの位置	
8		充電設備設置レイアウ	ウトを示す略図	□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □充電設備設置位置 □各付帯設備の設置位置 □受電方法 □配線ルート □配線・配管種類 □配線方法(架空、露出、埋設) □配線・配管長さ □引込柱の設置位置 □充電スペースの位置	
9		特別措置による受電 の場合 電力会社が発行する請求書		□請求書発行日 □設置場所住所 □設置場所名称 □工事負担金額 □宛先 □発行者(電力会社名)	
			予算が担保されていることを証明する書類	口充電設備設置工事に係る予算に印を付けて提出	
10		自治体が入札前に申 請する場合に必要な 書類			
			《従業員用駐車場であることを証する書類》 社内規約	□従業員駐車場についての規約が記載されている(通勤車についてではない) □契約期間 □利用ルール □申込方法 等	
			《従業員用駐車場であることを証する書類》 使用許可証等	□従業員駐車場の利用申込書(□宛先 □申込日 □利用期間 □利用者)等の記載 □許可証(□発行元 □発行日 □車両ナンバー □駐車場番号) 等	
11			《土地を事業者が所有し、有償にて従業員へ貸出》 事業者と従業員との間の賃貸借契約書のコピー	□貸主名(事業者名) □借主(従業員名) □契約期間 □駐車場番号等 □料金 等	
			(土地を事業者が所有し、無償にて従業員へ貸出) 使用許可を証する書類等のコピー	□貸主名(事業者名) □借主(従業員名) □契約期間 □駐車場番号等 □無償であることが分かる記載 等	
			《従業員駐車場を新たに造成する場合》 工場・事業所充電設備設置事業に関する誓約書(様式 26)	□押印された原本(コピー不可) □申請日(未来日不可) □確認欄(こ☑	
12	_		会社が所有する電気自動車等の自動車検査証(車検 証)または今後購入予定であることを証する書類(計画 書等)	□会社名義のもの □事業計画書等に記載(□EV車等の購入計画 □導入時期)	
13		来客用駐車場へ充 電設備を設置する場 合	社内規約など貸出のルールが記載された書類	口来客専用駐車場についての規約が記載されている	

平成28年度事業 補助金交付申請書 チェックリスト

工場・事業所充電設備設置事業

- 口申請書類は、センターへ到着した日をもって(受付に必要な書類が不足している場合は、不足書類の到着をもって)受付日とします。
- □工事開始予定日は、交付決定のスケジュール(受付日より原則15日以内)を考慮していますか。
- □手続代行者に依頼する場合は、申請者と手続代行者が手引きの確認事項を了承したうえで、手続代行者の社印を押印していますか。
- 口各様式を作成する際、セッターが提示する記入例を確認しましたか。 口手引きの提出方法に則り、書類を揃え(大きさ・記入方法を要確認)封筒に、赤字で「充電インフラ整備事業 平成28年度事業交付申請書在中」と 明記していますか。
- □申請者の控えとして、申請書のコピーを取りました

番	有無		提出書類の名称と内容	主なチェックポイント		
1		補助金交付申請書(村 ·両面印刷不可	兼式3 -4)	□押印された原本(コピー不可) □申請日(未来日不可) □様式3-4(3枚) □本人確認書類の申請者情報と一致 □センター承認の充電設備 □充電設備の型式(見積書と一致)		
2		工事申告書(様式4- ※申告内容の修正はで	・1)(様式4-2) できません。申告に誤りがないか確認してください。	□押印された原本(コピー不可) □申告日(未来日不可) □申請者、設置工事名称の一致 □工事見積総額の一致		
3		公募申請時に概算の 見積書で提出した場	充電設備の見積書 ※設置工事費の見積書に確認項目が含まれている場合は、省略可	□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □合計金額 □支払条件(原則、振込み) □作成日 □有効期限(3ケ月以上) □充電設備情報(□メーカー名 □型式 □基数 □単価)		
4		合	設置工事費の見積書	□宛名(申請者) □作成者(社印) □工事件名 □有効期限(3ケ月以上) □支払条件(原則、振込み) □作成日 □見積内訳書(□材工分離計上)		
5		要部写真(様式5)		□作成日(未来日不可) □申請者名 □設置場所名称 □報告者 □カラー写真 □充電設備本体設置予定場所		
6		平面図		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □充電設備設置位置 □各付帯設備の設置位置・寸法 □充電スペースの位置・寸法 □路面表示の設置位置・寸法 □各付帯設備の設置位置・寸法		
7		電気系統図		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □充電設備メーカー名・型式 □受電方法 □分電盤のメーカー名・型式 □プレーカーの各仕様・容量 □電源線の仕様 □接地線 □接地極 □別体装置配線 □電灯配線		
8		配線ルート図 ※右記必要事項が平面	面図で示されていれば兼用可能。	□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □配線・配管種類 □配線ルート □配線方法(架空、露出、埋設) □配線・配管長さ □引込柱の設置位置		
		メーカーおよび工事	·利益等排除申告書(様式30)	□押印された原本(コピー不可) □申告日(未来日不可) □申請者情報 □1、2、3、4項目の記載		
9		施工会社と資本関係 がある場合に必要な	・資本関係が分かる資料 (ウェブサイトの株主情報等のコピー)	□資本関係がわかる資料		
	書類		・算定根拠を証する書類 (損益計算書等のコピー)	□算出根拠を証する資料		
10		充電設備選定理由書	(様式35)	□押印された原本(コピー不可) □報告日(未来日不可) □審査管理番号 □本人確認書類の申請者情報と一致 □設置場所名称 □手続代行者(□住所)		
11	1 工事施工会社選定理由書(様式36)			□押印された原本(コピー不可) □報告日(未来日不可) □審査管理番号 □本人確認書類の申請者情報と一致 □設置場所名称 □手続代行者(□住所)		

工場・事業所充電設備設置事業

- ★提出する前に必ずチェックしてください。
- 口申請書類は、センターへ到着した日をもって(受付に必要な書類が不足している場合は、不足書類の到着をもって)受付日とします。
- □すべての工事と支払いが完了し、証憑を揃えていますか。 □工事完了日は、工事完了予定日から遅れていませんか。(遅れていない・遅れている)
- ・遅れている場合 → 工事完了日遅延等報告書(様式18)が必要です。提出は済んでいますか。
- 口実績報告書の提出は、工事完了日またはすべての支払完了日のいずれか遅い日から30日以上遅れていませんか。(遅れていない ・ 遅れている)

- ・遅れている場合 → 実績報告日期限遅延事由書(様式19)の提出が必要です。提出は済んでいますか。 □交付決定時の内容から変更は発生していますか。 (発生していない・発生している) ・発生している場合 → 変更内容に応じた書類の提出が必要です。提出は済んでいますか。 (提出した・提出していない)
- □各様式を作成する際、センターが提示する記入例を確認しましたか。
- 口申請者控えとして、報告書のコピーを取りましたか。
- 口手引きの提出方法に則り、書類を揃え(大きさ・記入方法を用確認)、封筒に赤字で「充電インフラ整備事業 平成28年度事業実績報告書在中」と明記していますか。

項 番	書類の 有無		提出書類の名称と内容	主なチェックポイント
1		補助金実績報告書(札・「特別な仕様に基づく・両面印刷 不可	象式7-4) 工事」による申請の場合は、専用書式を使用	□押印された原本(コピー不可) □報告日(未来日不可) □様式7-4(2枚) □交付申請者情報と一致 □センター承認の充電設備 □充電設備の型式(請求書と一致)
2		補助金の振込先口 座を証する書類	通帳のコピー (交付申請者名義のもの)	□□□中全名義 □金融機関名 □店名 □銀行□一ド □支店名 □支店□一ド □□中座番号 □預金種目
3		工事申告書(様式10 ※申告内容の修正はで) できません。申告に誤りがないか確認してください。	□押印された原本(□ピー不可) □申告日(未来日不可) □申請者、設置工事名称の一致 □工事請求総額の一致
4		新規に購入された充 一電設備であることが	交付申請者が交付決定通知書の受領後に発注した充 電設備の発注書のコピー	□発注者(交付申請者) □発注者の押印 □発注先 □設置場所名称 又は □工事件名 □充電設備メーカー □型式 □本体価格 □基数
		分かる書類	メーカーが発行する交付申請者宛の充電設備の保証書のコピー	□発行元(充電設備メーカー) □発行先(交付申請者名) □充電設備メーカー名 □設置場所名称 □型式 □製造番号 □保証開始日
			充電設備の請求書のコピー ※設置工事費の請求書に確認項目が含まれている場合は、省略可	□宛名(交付申請者名) □発行元(社印) □工事件名 □設置場所名称 □合計金額 □支払条件(原則、振込み) □作成日 □充電設備情報(□メーカー名 □型式 □基数 □単価)
5		充電設備の支払およ び本体購入を証する 書類	領収書のコピー	□領収金額 □工事件名 □設置場所名称 □支払完了日(領収日または振込日) □発行先 □発行元(社印)
			金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明細書、当 座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)	□振込金額 □工事件名 □設置場所名称 □支払完了日(振込日) □振込先 □振込元 □発行元(金融機関名) □発行日
			工事全体の請求書および請求内訳書のコピー	□宛名(交付申請者名) □発行元(社印) □工事件名 □設置場所名称 □合計金額 □支払条件(原則、振込み) □作成日 □請求内訳書 (□材工分離計上)
6		工事費の支払いを証 する書類	領収書のコピー	□領収金額 □工事件名 □設置場所名称 □支払完了日(領収日または振込日) □発行先 □発行元(社印)
			金融機関発行の振込証明書のコピー(取引明細書、当座勘定照合表、振込金受取書等のコピー)	□振込金額 □工事件名 □設置場所名称 □支払完了日(振込日) □振込先 □振込元 □発行元(金融機関名) □発行日
7		特別措置による受電 の場合	電力会社への支払いを証する書類	□振込金額 □設置場所名称 □支払完了日(領収日または振込日) □振込先 □振込元(電力会社名) □出納印又は収納印
8		要部写真(様式5)		□作成日(未来日不可) □申請者名 □設置場所名称 □報告者 □カラー写真 □充電設備本体設置場所の全景 □設置した付帯設備
9		充電設備等設置工事	完了報告書(様式9)	□報告日 □工事前、完了の写真 (設置工事業者: □住所 □工事施工業者の社印 □責任者の押印(工事施工業者) (交付申請者: □設置場所住所、名称 □設置工事完了日)
10		完成平面図		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □充電設備設置位置 □各付帯設備の設置位置・寸法 □充電スペースの位置・寸法 □路面表示の設置位置・寸法 □各付帯設備の設置位置・寸法
11		完成電気系統図		□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □充電設備メーカー名・型式 □受電方法 □分電盤のメーカー名・型式 □ブレーカーの各仕様・容量 □電源線の仕様 □接地線 □接地極 □別体装置配線 □電灯配線
12		完成配線ルート図 ※右記必要事項が平面	面図で示されていれば兼用可能。	□図面名称 □工事件名 □作成日 □作成者 □縮尺 □配線・配管種類 □配線ルート □配線・充管長さ □引込柱の設置位置
13		取得財産等管理台帳	·取得財産等明細表(様式11)	□財産名 □メーカー名 □充電設備等型式 □製造番号またはシリアルナンバー □単価 □設置工事完了日 □処分制限期間 □設置場所住所 □設置場所名称 □充電設備・課金装置等本体金額
14		メーカーおよび工事 施工会社と資本関係		□押印された原本(□ピー不可) □申告日(未来日不可) □申請者情報 □1、2、3、4項目の記載
14		がある場合に必要な 書類	・算定根拠を証する書類 (損益計算書等のコピー)	口算出根拠を証する資料
15		リース契約に係る書 類 ※転リースの場合、中	賃貸借契約書(リース契約書)のコピー	ロリース契約成立後の契約書 ロリースの契約期間 ロリース料金 ロ充電設備型式 ロ製造番号
13		一次転り一人の場合、中間リース会社作成の 書類も必要	貸与料金の算定根拠明細書(様式12)	口月々のリース料金に補助金相当額が還元されていることが確認できる書類

Ⅲ. 取下げ・計画変更等の手続きについて

1. 申請取下げ

- (1)公募申請者は採択通知書の受領前に、交付申請者は交付決定通知書の受領前に、 それぞれ申請を取下げることができます。その場合は速やかに補助金申請取下 書(様式20)をセンターへ提出してください。
- (2) 交付申請者は、交付決定通知書の受領後、当該通知にかかる補助金の交付決定の内容またはこれに付された条件に不服がある場合は、申請を取下げることができます。その場合は交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内にセンターが定める補助金申請取下書(様式20)をセンターに提出する必要があります。
- (3)上記(2)の交付申請の取下げにより申請内容の全部または一部を継続する必要がなくなった場合、センターはその内容を補助金交付決定取消通知書(様式28)により通知します。
- (4)交付決定通知書の受領後に計画の中止または廃止による申請の取下げを行う場合は計画変更申告書(様式14)を提出し、センターの指示を受ける必要があります。

申請取下げの手続き後、改めて申請する場合の受付日は、その申請書の到着日となります。

2. 遅延等報告

充電設備の設置が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または困難となった場合は、速やかに工事完了日遅延等報告書(様式18)をセンターに提出する必要があります。

交付申請書に記入した設置工事完了予定日までに、速やかに報告してください。 ただし、この場合でも実績報告書の最終提出期限は平成29年1月31日(火) となります。

3. 実施状況等報告

交付決定通知書の受領後に、充電設備設置の実施状況についてセンターが報告を求めた場合は、実施状況等報告書(様式32)を、センターが要求する期日までに報告する必要があります。

4. 実績報告書遅延報告

実績報告書の提出期限は充電設備の設置完了日または補助対象経費の支払完了日

のいずれか遅い方から30日以内にセンターに届いているものが有効です。(消印 有効ではありません。)

やむを得ない理由により実績報告書の提出が遅延する場合には、あらかじめ実績報告日期限遅延事由書(様式19)を提出しセンターの承認を受ける必要があります。ただし、提出の最終期限は平成29年1月31日(火)を超えることはできません。

5. 計画変更

(1) 交付申請者は、交付決定通知書の受領後に、当該通知にかかる申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめセンターが定める計画変更申告書(様式14) を提出する必要があります。

ただし、交付申請者の名称、住所変更等、工事内容に関わらない変更は変更届 出書(様式15)をもってセンターへ届けてください。

変更が生じた場合は速やかに計画変更申告書(様式14)および変更届出書(様式15)を**実績報告書提出前までに**提出する必要があります。<u>なお、実績報告書提出前までに提出されない場合は、交付決定を取消す場合があります</u>ので、留意してください。

計画変更の内容と必要な書類

们国友文Vr1日Cが安な自然			
	変更内容の例	提出書類	
「計画変更申告書」 を提出しセンターの 指示が必要な場合 (注1)	・工事内容の変更 ・交付決定通知書の受領後の、計画の中止、 または廃止による申請の取下げ	「計画変更申告書 (様式14)」	
「計画変更申告書」	工事の内容に関わらない変更・申請者の法人名称変更、代表者変更、申請者住所変更・充電設備設置場所名称の変更・地番から住所への変更等	「変更届出書 (様式15)」	
の提出が不要	交付決定の内容(充電設備の基数・内容、 工事内容)に関わらない変更 ・減額などによる工事費の変更	実績報告書に提出 された証憑を審査 し、補助金交付額 を決定	

注1:センターの指示を受けて提出が必要になる書類は次のとおりです。

「計画変更承認申請書(様式16)」

- ・充電設備を同一敷地内で10m以上移動する場合
- ・交付決定通知の受領後に、計画の中止または廃止による申請の取下げを行う場合

(工事施工会社の変更、充電設備のメーカー、型式、基数を変更する場合も計画変更では変更はできませんので、取下げを行う必要があります。取下げの手続きが完了し、公募申請受付期間内であれば再度公募申請を行うことができます。)

(2) 計画変更不可事項

以下の内容は計画変更により変更することはできません。

①申請者の変更

ただし、下記に示す場合は変更できる場合がありますので速やかにセンターへ 連絡してください。

- ・申請者の死亡による相続
- ・婚姻等による姓名変更
- ·成年後見人選任
- ・法人の合併による社名変更等
- ②リース契約の有無の変更
- ③充電設備の設置場所住所の変更
- ④工事施工会社の変更
- ⑤手続代行者の変更

Ⅲ. 取得財産等の保有義務と財産処分等の手続きについて

1. 保有義務期間について

- ・補助金の交付を受けて設置された充電設備は設置完了後においても、善良な管理 者の注意をもって継続的に管理されなければなりません。
- ・取得財産等の保有義務期間は設置完了した日から5年です。
- ・補助金の交付を受けた方は、法令を遵守し、その効率的運用を図り、原則として 5年間、保有管理してください。
- ・取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)を備えて管理し、その写し を実績報告書提出時に提出してください。取得財産等管理台帳・取得財産等明細 表(様式11)に記入する取得財産等は、充電設備および取得価格が50万円以 上の付帯設備等が対象となります。
- ・「取得財産等の保有義務期間」に保有が困難になった場合、またはやむを得ず処分を行う場合は、センターへ事前の届出が必要であり、また原則として補助金の返納が必要となります。

2. 財産処分について

- ・取得財産等を、センターが規定した期間内に処分しようとする場合には、事前に財産処分承認申請書(様式22)を必ず提出してください。(取得価格が単価50万円以上のものが対象です。)
- 取得財産等の処分を制限する期間は設置完了した日から5年です。

3. 各手続について

(1)取得財産等の保有義務期間と処分を制限する期間(設置完了日からとする)

事業の種類	対象となる 取得財産	保有義務期間	取得財産等の処分を 制限する期間
1. 高速道路SA·PA			
及び道の駅			
充電設備設置事業			
2. その他公共用	充電設備		5年
充電設備設置事業	および		J +
3. 共同住宅等	付帯設備等		
充電設備設置事業			
4. 工場・事業所			
充電設備設置事業			

※実績報告書に添付して提出された取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式 11)に記載の充電設備および取得価格が50万円以上の付帯設備等が対象となります。

(2) 取得財産等の処分に該当する行為

本補助金の事業の目的(注)に反する以下の行為は、取得財産等の処分に該当します。

- ・使用
- ・譲渡
- ・交換
- ・貸付
- ・廃棄
- ・担保に供すること

(注)本補助金の事業の目的は、「I.1.事業の目的」を参照ください。

(3) 処分をする場合の手続と注意事項

①手続	・処分をする前にセンターに財産処分承認申請書(様式22)を
	提出してください。
	・センターが上記内容を判断し承認する場合には、財産処分承認
	通知書(様式23)をもって通知します。
②補助金の扱い	・保有義務期間や処分の事由等によって、センターが指示する金
	額の補助金を指定する期限までに返納しなければなりません。
	・期限までに返納しない場合は、延滞金が発生しますので注意し
	てください。
	・補助金の返納が完了するまで、新しい補助金の公募申請はでき
	ません。
	・取得財産等を処分することによって、収入があるとセンターが
	判断する場合は、その収入の全部または一部の納付を求めるこ
	とがあります。
③承認を得ずに	・保有義務期間または処分制限期間内に、取得財産等の処分を行っ
処分した場合	たことが判明した場合は、交付された補助金の全額の返納を求
	めることがあります。
	・上記の場合は、補助金を受領した日から返納の日までの日数に
	応じて加算金の納付も併せて求めることがあります。

(4) センターが保有義務違反と認める処分

- ①充電設備や同設備の設置に関し、安全上や法規上の問題が発生し取得財産等の撤去 などが求められた場合。
- ②リース契約期間が保有義務期間に満たしていないことが判明した場合(リース事業者がその満たない期間保有し続けることを誓約した場合はこの限りではない。)
- ③その他センターが充電設備の普及の促進に違反すると認めた場合。

(5) センターが財産処分手続により返納不要と認める処分

- ①取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるもの
 - i 天災または過失のない事故等により補助対象充電設備等使用不可能となり廃棄処分をした場合。
 - ii その他センターが特に認める場合。
- ②次に掲げる処分
- (譲渡の場合にあっては、譲受人が取得財産等を処分制限期間中に新たな財産処分を 行う場合は、あらかじめ財産処分にかかるセンターの承認を譲受人自身が得ること について合意がある場合に限ります。)
 - i 住宅および建築物等に充電設備が設置された場合における、当該住宅および建築物等の譲渡と併せて行われる当該充電設備の譲渡。(注2)
 - ii 申請者が所有していない土地に充電設備が設置される場合において、当該土地 所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該充電設備の処分であっ て、処分後も引き続き当該充電設備が本補助目的の達成を図るために利用され るものとしてセンターが認めるもの。
 - iii その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。
- 注2:新築の分譲マンションや新築の建売住宅等が、竣工後に充電設備等の所有者である建設会社等から変更する場合や、既存の住宅および建築物の売買契約における所有者の変更等が、該当します。センターに財産処分承認申請書(様式22)を提出して、センターの指示を受けてください。

(6) センターが財産処分手続不要と認める処分

①次に掲げる処分

(貸し付けの場合にあっては、補助金の交付を受けた方が、充電設備等の所有権を留保する場合に限ります。)

- i 充電設備等設置後に本補助金の目的の達成を図るために行われる、充電インフラネットワーク会社等への利用権の許諾。
- ii 充電設備等の塗装等による広告目的使用。ただし、センターが承認した充電備 等の機能を低下させたり、外見を著しく阻害させたりしないこと。
- iii その他センターが充電設備等の普及の促進に特に必要と認める処分。
- ②上記の場合は、取得財産等届出書(様式21)を提出する必要があります。(注3)
- 注3:提出するにあたっての添付書類(該当の契約書、仕様書や写真など)は、 処分内容により異なりますので、センターの指示を受けてください。

参考 1. 次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金交付規程

次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金交付規程

(通則)

第1条 次世代自動車用充電設備の設置に対する助成金(以下「補助金」という。)の交付等の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金交付要綱(20160331財製第76号)(以下「交付要綱」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めた交付要綱第2条の目的の達成を図るため、一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が、次世代自動車用充電設備を設置する者に対して補助金の交付を行う事業(以下「補助事業」という。)の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(充電設備の定義)

- 第3条 充電設備とは、電気自動車(搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。)及びプラグインハイブリッド自動車(搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。)(以下、「電気自動車等」という。)に充電するための設備であって、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に 搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10k W以上のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - 二 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たり の定格出力が10kW未満のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備 えたものをいう。
 - 三 V2H充電設備 電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流/交 流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクター、ケーブルその他装備一式を備えたもの をいう。
 - 四 蓄電池付充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた急速充電設備、普通充電設備又はV2H充電設備で、充電コネクター、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。
 - 五 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電 気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
 - 六 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

(事業の内容)

- 第4条 補助事業の内容は、次に各号に掲げるものをいう。
 - 一 高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業 「高速道路SA・PA」等(高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第1条に規定する高速道路株式会社6社が管理する道路及び地方道路公社法第1条(平成25年6月14日法律第44号)に規定する地方道路公社が管理する道路のSA・PA及び隣接設置されたハイウェイオアシスのうち、新設又は電欠防止の観点から特に重要な地点に限る。)及び「道の駅」(自治体又は自治体に代わり得る公的な団体が申請し、国土交通省の登録を受けた案内・サービス施設をいう。)における充電設備の設置事業をいう。
 - 二 その他公共用充電設備設置事業 「商業施設」や「宿泊施設」等、電気自動車等の 利便性向上の観点から電気自動車等の普及に特に有効と考えられる施設における充電 設備の設置事業をいう。
 - 三 共同住宅等充電設備設置事業 新設又は既設の共同住宅及び長屋(以下「共同住宅等」という。)に属する駐車場(平置き、立体自走、機械式等)における充電設備の設置事業をいう。
 - 四 工場・事業所充電設備設置事業 工場・事業所に勤務する従業員や事業者、来客等 が利用する駐車場における充電設備の設置事業をいう。

(交付の対象者、補助対象経費及び補助率)

- 第5条 センターは、民間団体等(地方公共団体、法人、個人)が行う高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業、その他公共用充電設備設置事業、共同住宅等充電設備設置事業、工場・事業所充電設備設置事業に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。この場合において、当該事業に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。なお、別紙(暴力団排除に関する誓約事項)に記載されている事項に該当する者は、補助金の交付対象としない。
- 2 前項の補助対象経費に係る充電設備は、一定の仕様に基づき生産されるものであって、 その製造事業者(製造事業者が海外法人である場合にあっては、製造事業者の委託を受け た輸入事業者とする。以下同じ。)からの申請により、あらかじめセンターが承認したも のに限る。
- 3 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付上限額)

- 第6条 前条第1項の補助対象経費に係る一基当たりの補助金交付上限額は、別表2に定める金額の範囲内で、充電設備の種類及び設置工事の内容毎にセンターが別に定める。
- 2 センターは、前項のセンターが定める補助金交付上限額の範囲内で、充電設備の型式 毎に前条第2項の承認を行い、これを公表する。

(補助金の公募申請)

第7条 補助金交付の採択を受けるための申請(以下「公募申請」という。)をする者(以

下「公募申請者」という。) は、別にセンターが指定する日までに、センターが定める様式による公募申請書をセンターに提出しなければならない。

- 2 公募申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。
 - 一 一つの工事毎に行われていること。
 - 二 国の他の補助金と重複して申請していないこと。
 - 三 充電設備を設置する土地の使用権限を有していること。(借地の場合は、次条の交付申請時に土地の使用許諾を取り、土地の借用書の提出が可能なこと。)
 - 四 公募申請者が、別紙(暴力団排除に関する誓約事項)に該当していないこと。
 - 五 公募申請に係る充電設備は、今後、新規に購入される充電設備であり、中古品又は 新古品ではないこと、またその発注及び支払いは交付決定日後であること。
 - 六 充電設備の設置基数は、原則としてセンターが事業毎に別途定める目安の範囲内で あること。
 - 七 充電設備の設置に係る工事の施工開始は交付決定日後であること。
 - 八 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事等を含む。)がある場合、申告すること。
 - 九 充電設備の設置及びその支払いが、第14条第1項に規定した実績報告書提出期限 日までに完了すること。
 - 十 設置した充電設備(案内板等の付帯設備を含む)について、第18条第2項に定義 した保有義務期間を満了できること。
 - 十一 センターから求められた場合には、直ちに利用状況に関するデータ(利用頻度等) を提供し、当該データを含む設備に係る情報について国への提供を行うことを了承す ること。
 - 十二 別表3の事業毎の申請要件を満たしていること。
 - 十三 別表4に定める書類が添付されていること。
- 3 センターは、第1項の規定による公募申請書の提出があったときは、センターに到着 した日を到着日とし、公募申請書の受付を行うものとする。
- 4 センターが別に定める審査要領に基づき行う、公募申請に係る書類の審査及び必要に 応じて行う現地調査など(以下「公募審査等」という。)により、公募申請要件を満たし、 予算の範囲内において適切であると認められた場合にのみ、センターが定める日までに、 採択を行い、採択通知書により通知するものとする。ただし、センターが公募審査等を 行うにあたり、特に期間を要するとして公募申請者に対してその旨の連絡を行ったもの については、この限りでない。なお、公募審査等については、実施細則その他センター が別途定める。
- 5 センターは、前項の採択の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
- 6 センターは、第4項の採択の通知の後に、公募申請者より当該通知に係る申請に内容 の変更の申告があった場合は、その内容により当該通知を無効とすることができる。
- 7 公募申請者は、前項により公募申請が無効となった場合は、第1項に定める期間内で あれば、内容を変更し公募申請書を提出することができるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第8条 前条第4項の採択通知を受け、交付決定を得るための申請(以下「交付申請」という。)を行う者(以下「交付申請者」という。)は、前条第4項による採択通知書を受けた日から起算して原則15日以内又は別にセンターが指定する日のいずれか早い日までに、センターが定める様式による交付申請書をセンターに提出しなければならない。
- 2 交付申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。
 - 一 前条第4項に基づく採択通知書を受けていること。
 - 二 前号の交付申請の内容が、採択された内容(前条第5項の必要な条件を含む)から 変更がないこと。
 - 三 補助対象経費の支払は交付決定日後であって、またその支払方法は原則として銀行 振込とするに同意していること。
 - 四 別表5に定める書類が添付されていること。

(交付の決定等)

- 第9条 センターは、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、センター に到着した日を到着日とし、交付申請書の受付を行うものとする。ただし、前条第2項 第二号において、センターは、採択した内容に変更があると認めるときは受付を拒否し、 当該通知を無効とすることができるものとする。
- 2 センターは、交付申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査など(以下「交付審査等」という。)により、交付申請要件を満たし、予算の範囲内において補助金を交付すべきものと認めたときは、交付申請書が到着した日から原則15日以内に交付の決定を行い、補助金交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。ただし、センターが交付審査等を行うにあたり、書類に不備・不足等があり、その是正に期間を要するとして交付申請者に対してその旨の連絡を行ったものについては、この限りでない。
- 3 前項の場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、 補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
- 4 第2項に基づき通知した交付決定通知書に記載された日を交付決定日とする。
- 5 交付申請者は、第2項に基づき通知した交付決定通知書を受領した日から原則30日 以内に充電設備の発注及び施工の開始をしなければならない。
- 6 センターは、第2項の交付決定通知に際して、必要な条件を付すことができる。
- 7 センターは、第7条第2項第八号の申告があった場合には、別に定める方法により計算される利益等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 8 交付申請者は第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承諾させてはならない。

(申請の取下げ)

第10条 公募申請者は、第7条第4項の規定による採択通知を受ける前において、公募申請を取り下げることができる。公募申請の取下げをしようとするときは、センターが定める様式による取下書(以下「補助金申請取下書」という。)をセンターに提出しなけれ

ばならない。

- 2 交付申請者は、前条第2項の規定による補助金の交付決定通知を受ける前において、 補助金の交付申請を取り下げることができる。交付申請の取下げをしようとするときは、 補助金申請取下書をセンターに提出しなければならない。
- 3 交付申請者は、前条第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から起算して7日以内に補助金申請取下書をセンターに提出しなければならない。
- 4 公募申請者及び交付申請者は、第1項、第2項及び前項において取下げの手続きが完了した後に、公募申請の受付期間内であれば内容を変更し再度公募申請書の提出ができるものとする。

(計画変更の承認等)

- 第11条 交付申請者は、第9条第2項の交付の決定の通知を受けた後に、当該交付決定 通知に係る交付申請の内容を変更(全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。)しよう とするときは、センターが定める様式による計画変更承認申請書をセンターにあらかじ め提出し、計画変更承認通知書により承認を受けなければならない。ただし、軽微な変 更については、変更内容をセンターに報告し、その指示を受けることとする。
- 2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、 又は条件を付すことができる。

(遅延等の報告)

第12条 交付申請者は、第9条第2項の交付の決定の通知を受けた後に、設備設置工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は困難となった場合においては、速やかにセンターが定める様式による工事完了日遅延等報告書をセンターに提出し、その指示を受けなければならない。

(実施状況等報告)

第13条 交付申請者は、第9条第2項の交付の決定の通知を受けた後に、センターが必要と認めて要求したときは、充電設備設置の設置工事の実施状況等について、センターが定める様式による実施状況等報告書をセンターが要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 第9条第2項の交付の決定の通知を受けた交付申請者は、充電設備の設置工事が完了し、かつ充電設備と設置工事に係る補助対象経費全額の支払いが完了したとき(第11条第1項の規定に基づき中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日(中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又はセンターが別に定める実績報告書の提出期限日のいずれか早い日までに、センターが定める様式による実績報告書をセンターに提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。
- 3 センターは前項の承認をする場合、第1項に定めるセンターが別に定める実績報告書 の提出期限日を超過することはないものとする。
- 4 第1項の実績報告に必要な添付書類は別表6に定める。

(補助金の額の確定等)

第15条 センターは、充電設備の設置に係る前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容(第11条第1項の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容)及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、センターが定める様式による補助金の額の確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた交付申請者に確定通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第16条 センターは、交付要綱第15条に基づく経済産業大臣からの補助金の支払いが あったときには、第15条の規定により確定した交付すべき補助金の額を、遅滞なく交 付申請者に支払うものとする。
- 2 前項の交付申請者への補助金の支払いは、交付申請者が実績報告書に記載する補助金 の支払先に対する振り込みにより行われるものとする。
- 3 前項に記載される補助金の支払先は交付申請者名義に限るものとする。ただし、センターが認める場合はその限りではない。

(交付決定の取消し等)

- 第17条 センターは、第11条第1項の規定による計画変更等の申請があった場合又は 第9条第2項の交付の決定の通知を受けた交付申請者が次の各号の一に該当すると認め られる場合は、第9条第2項の規定による決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決 定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
 - 一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。
 - 二 交付の決定の通知に係る交付申請(第11条の計画変更の承認等を受けた場合は承認 後のもの)の内容と異なる使用等をした場合、及び交付の決定に付された条件に従わ なかった場合。
 - 三 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付の決定の 通知に係る交付申請(第11条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の 内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - 五 交付申請者が、別紙(暴力団排除に関する誓約事項)に違反した場合。
- 2 前項の規定は、第15条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 センターは、第1項に基づく取消しをしたときには、センターが定める様式による補

助金交付決定取消通知書により、速やかに交付申請者に通知するものとする。

- 4 センターは、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分 に関し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命 令書により、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるとする。
- 5 センターは、前項の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その 命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金の額(その一部 を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができるものとする。
- 6 第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 7 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、センターは未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10. 95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付させることができる。

(取得財産等の管理等)

- 第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金により取得した充電設備(以下「取得財産等」という。)については、充電設備の設置完了後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、センターが別に定める期間保有 しなければならない。
- 3 前項の取得財産等の保有を義務付けられる期間(以下「保有義務期間」という。)内に センターが保有義務違反と認めるときは、センターは、前条第1項及び第2項に基づき 交付決定を取消し、同条第4項に規定される補助金返還命令書により、補助金の全部又 は一部の返還を命じることができるものとする。なお、前項の規定により定められた期 間内において、あらかじめセンターが定める様式による財産処分承認申請書を提出し、 センターがこの申請を適正と認めるときは、その限りではない。
- 4 センターは前項の申請を適正と認めるときは、当該申請に係る処分の内容について承認し、財産処分承認通知書により通知するものとする。
- 5 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式による取得 財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理するとともに、本表の写しを第14条 第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。
- 6 センターは本規定に準じた次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金管理規程 を別表7に定め、補助金の交付を受けた者に通知し、取得財産等の適正な管理を促し、 また、補助金の交付を受けた者は、これを遵守するものとする。
- 7 センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、 又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させる ことができる。

(財産処分の制限等)

- 第19条 処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の取得財産等とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年 数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数等を勘案して、セ ンターが別に定める期間とする。
- 3 前項の規定により定められた期間内において、補助金の交付を受けた者が処分を制限された取得財産等を処分(補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめセンターが定める様式による財産処分承認申請書を提出し、センターはこの申請を適正と認めるときは、当該申請に係る処分の内容について承認し、財産処分承認通知書により通知するものとする。
- 4 センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、 事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ま た、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助 金の全部または一部の返還を求めることができる。
- 5 前条第7項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。ただし、別表8に 掲げるものにあっては、適用しない。
- 6 センターは、第17条第4項、前条第3項及び第4項において、補助金の返還を求め た者から新しい申請がされた場合は、補助金の返納が完了したことを確認するまで、そ の申請の受付を拒否することができる。

(手続代行者)

- 第20条 第8条第1項に規定する交付申請者は、第8条に規定する交付申請及び第14条に規定する実績報告に係る業務等の手続きの代行について、第三者(以下「手続代行者」という。)に依頼することができるものとする。ただし、センターが認めた場合を除き、手続代行者は工事施工会社に限る。
- 2 手続代行者は、交付申請者の指示に従い依頼された一切の手続きを誠意をもって実施 するものとする。また、本手続の代行を通じて申請書に関して得た情報は、個人情報の 保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

(充電設備設置事業の経理等)

- 第21条 補助金の交付を受けた者は、原則として本補助金の交付を受けて実施した充電 設備の設置事業(以下「充電設備設置事業」という。)に関する経理についての帳簿を備 え、充電設備設置事業以外の経理と区分した上、充電設備設置事業の収入額及び支出額 を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の支出額について、その内容を証する書類を整理して、前項の帳簿とともに充電設備設置事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、センターの要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(センターによる調査)

- 第22条 センターは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、 第5条第2項の承認を受けた充電設備の製造事業者、輸入業者、交付申請者(補助金の 交付を受けた後を含む。)及び手続代行者(以下「交付申請者等」という。)に対して所 要の調査等を行うことができる。
- 2 交付申請者等は、センターが必要な範囲内において調査等を行う場合は、これに協力しなければならない。

(センターによるデータ等の提供要請と協力要請)

- 第23条 センターは国の施策に基づき、必要な範囲において交付申請者等に対して電気 自動車等及び充電インフラの普及に資するデータ等の提供を要請することができる。
- 2 交付申請者等は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を要請した場合は、 これに協力しなければならない。

(補助金の返還)

第24条 センターは、事業終了後において、補助金の交付を受けた者から補助金の返還 があった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の指示に従わなけれ ばならない。

(個人情報保護等)

- 第25条 センター及びその職員は、本事業を通じ、公募申請者及び交付申請者に関して 得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱 うものとする。
- 2 センター及びその職員は、本事業の実施にあたって第5条第2項の承認を受けた充電 設備の製造事業者から提供を受けた一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了解を得 ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条に規定する交付の目的以外の 目的に利用してはならない。
- 3 センターは、本事業の実施にあたって提供された個人情報及び秘密情報については、 交付要綱第20条第3項における保存期間が経過した場合には経済産業大臣へ報告し、 その指示に従わなければならない。

(不正行為等の公表等)

- 第26条 センターは、公募申請者及び交付申請者、手続代行者、工事施工会社及び充電 設備製造事業者等が虚偽及び不正行為等により補助金の申請手続き等を行った場合、次 の各号の措置を講ずることができるものとする。
 - ー センターが行う補助事業等の新しい申請の全部又は一部について、一定期間受付を 拒否すること。
 - 二 公募申請者及び交付申請者、手続代行者、工事施工会社及び充電設備製造事業者等 の名称及び不正の内容を公表すること。

(暴力団排除に関する誓約)

第27条 公募申請者及び交付申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の公募申請及び交付申請前に確認しなければならず、公募申請書及び交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。なお、公募申請者及び交付申請者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、センターは本事業を通じ、公募申請者及び交付申請者に関して得た情報を国に提供することができる。

(その他必要な事項)

- 第28条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、 センターが別に定める。
- 2 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、経済産業大臣 から補助事業の手続等について見直しを求められた場合には、この交付規程及び前項に 規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。
- 3 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、充電インフラ に関する調査を行うことができる。

(附則)

この交付規程は、平成28年5月6日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の公募申請及び交付申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別表1) 補助対象経費の内訳及び補助率

補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
1. 高速道路SA・PA	1. 充電設備の購入費	定額
及び道の駅	2. 充電設備の設置工事費 (注1)	
充電設備設置事業	充電設備設置工事費、案内板設置	and the state of t
	工事費、付帯設備設置工事費、	定額
	その他設置に係る費用	
2. その他公共用	1. 充電設備の購入費	1/2
充電設備設置事業	2. 充電設備の設置工事費 (注1)	
	充電設備設置工事費、案内板設置	定額
	工事費、付帯設備設置工事費、	足 領
	その他設置に係る費用	
3. 共同住宅等	1. 充電設備の購入費	1/2
充電設備設置事業		(ただし、V2H充電設備、
		又は蓄電池付充電設備は2
		/3)
	2. 充電設備の設置工事費 (注1)	
	充電設備設置工事費、付帯設備工	定額
	事費、その他設置に係る費用	
4. 工場・事業所	1. 充電設備の購入費	1/2
充電設備設置事業	2. 充電設備の設置工事費 (注1)	
	充電設備設置工事費、その他設置に	定額
	係る費用	

注1. 設置工事費の詳細項目については別途センターが定める。

(別表2)補助金交付上限額(注2)

- 1. 高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業
- (1) 充電設備の購入費

急速充電設備・普通充電設備・V2H充電設備・蓄電池付充電設備:750万円 充電用コンセント・充電用コンセントスタンド:15万円(注3)

- (2) 充電設備の設置工事費^(注4)
 - ①「高速道路等」への設置

特別な仕様に基づく工事の場合(注4):5,000万円 特別な仕様に基づかない場合:523万円

②「道の駅」への設置工事費

急速充電設備・普通充電設備・V2H充電設備・蓄電池付充電設備:523万円 充電用コンセント・充電用コンセントスタンド(機械式駐車場内):460万円 充電用コンセント・充電用コンセントスタンド(機械式駐車場以外):343万円

- 2. その他公共用充電設備設置事業
- (1) 充電設備の購入費

急速充電設備・普通充電設備・V2H充電設備・蓄電池付充電設備:300万円 充電用コンセント・充電用コンセントスタンド:7.5万円

(2) 充電設備の設置工事費 (注5)

急速充電設備・普通充電設備・V2H充電設備・蓄電池付充電設備:428万円 充電用コンセント・充電用コンセントスタンド(機械式駐車場内):445万円 充電用コンセント・充電用コンセントスタンド(機械式駐車場以外):248万円

- 3. 共同住宅等充電設備設置事業
- (1) 充電設備の購入費

急速充電設備・普通充電設備・V2H充電設備・蓄電池付充電設備:400万円 充電用コンセント・充電用コンセントスタンド:7.5万円

(2) 充電設備の設置工事費^(注5)

急速充電設備・普通充電設備・V2H充電設備・蓄電池付充電設備:428万円 充電用コンセント・充電用コンセントスタンド(機械式駐車場内):465万円 充電用コンセント・充電用コンセントスタンド(機械式駐車場以外):240万円

- 4. 工場・事業所充電設備設置事業
- (1) 充電設備の購入費

急速充電設備・普通充電設備・V2H充電設備・蓄電池付充電設備:300万円 充電用コンセント・充電用コンセントスタンド:7.5万円

(2) 充電設備に設置工事費^(注5)

急速充電設備・普通充電設備・V2H充電設備・蓄電池付充電設備:218万円 充電用コンセント・充電用コンセントスタンド(機械式駐車場内):393万円 充電用コンセント・充電用コンセントスタンド(機械式駐車場以外):133万円

- 注2. 複数の充電設備の設置工事における「設置工事費」の補助金交付上限額については、 別途センターがこれを定める。
- 注3. 高速道路 SA・PA も含む。

- 注4. 特別な仕様に基づく工事とは、当設置場所を管轄する国、自治体、又は高速道路会 社等が充電設備の設置について特別に適用を指示する規格及び仕様に基づいて工事 を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。
- 注 5. 充電設備購入及び設置工事に係る契約に関しては、でき得る限りの競争に付し、設置費用の低減に努めること。

(別表3) 補助金の公墓申請要件

(別表3)補助金の公募申請要件				
補助対象事業	公募申請要件			
1. 高速道路SA・PA	次の要件をすべて満たすこと。			
及び道の駅	①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りでき			
充電設備設置事業	る場所にあること。			
(1) 高速道路	②充電設備の利用者を限定せず、(注 6) 他のサービスの利用又			
SA·PA	は物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金			
	等センターが特に認める料金の徴収は可とする。)。			
	③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置するこ			
	と。			
	④原則、新規に整備された場所、又は電欠防止の観点から特			
	に重要な場所であること。			
1. 高速道路SA・PA	次の要件をすべて満たすこと。			
及び道の駅	①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りでき			
充電設備設置事業	る場所にあること。			
(2) 道の駅	②充電設備の利用者を限定せず、(注 6) 他のサービスの利用又			
	は物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金			
	等センターが特に認める料金の徴収は可とする。)			
	③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置するこ			
	と。			
2. その他公共用	次の要件をすべて満たすこと。			
充電設備設置事業	①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りでき			
	る場所にあること。			
	②充電設備の利用者を限定せず、(注 6) 他のサービスの利用又			
	は物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金			
	等センターが特に認める料金の徴収は可とする。)			
	③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置するこ			
	と。			
3. 共同住宅等	次の要件をすべて満たすこと。			
充電設備設置事業	①設置場所が共同住宅であることを証する書類の提出が可能			
	なこと。			
	②充電設備の利用者は、当該駐車場の契約者に限られる。た			
	だし、充電設備の所有者が許諾する場合は、この限りでは			
	ない。			

4. 工場・事業所 充電設備設置事業

次の要件をすべて満たすこと。

- ①設置場所が従業員駐車場の場合は、その事実を証する書類 の提出が可能なこと。(新設の場合は、交付申請時までに提 出可能なこと。)
- ②電気自動車等の所有状況、又は今後の購入の予定を申告すること。
- 注 6. 充電設備の使用を会員制にて行う場合、非会員であっても何らかの方法にて使用可能とすること。

(別表4) 公募申請に必要な添付書類

設備設置に係る公募申請をする場合の添付書類

- ①充電設備購入費及び設置工事に係る見積書
- ②充電設備の設置場所見取図等
- ③法人(地方公共団体を除く。)にあっては、履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書 等(3カ月以内の発行もの、原本)及び役員名簿(リースの使用者(契約者)も含む。)
- ④個人にあっては本人確認書類(免許証、健康保険証、住民票等)の写し
- ⑤マンション管理組合(管理組合法人を除く。)にあっては、マンション管理組合の現在 の理事長が選定されたことを証する書類の写し、及び理事長の本人確認書類(免許証、 健康保険証、住民票等)の写し
- ⑥充電設備をリースする目的で取得するものについては、リース事業を業とすることを 証する書類の写し(上記③で代替することも可)
- ⑦その他センターが定めるもの

(別表5) 交付申請に必要な添付書類

設備設置に係る補助金交付申請をする場合の添付書類

- ①充電設備購入見積書
- ②設置工事の見積書、設置工事内容が確認できる図面、工事着工前の要部写真
- ③その他センターが定めるもの

(別表6) 設備設置に係る実績報告に必要な添付書類

- ①充電設備設置代金証憑の写し (注7)
 - 発注書、請求書、契約書、領収書等の写し
- ②充電設備のメーカーが発行する保証書、又はメーカーが認めた第三者の発行する保証 書。(ただし、この場合、保証書のフォームはメーカーが定めたもので、第三者の発行 をメーカーが管理できる場合に限る。)
- ③充電設備及びその設置工事をリースする目的で取得するものについては、の貸借契約書 の写し
- ④取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し
- ⑤充電設備設置の完了を確認できる書類
- ⑥充電設備設置中及び完了後の要部写真
- ⑦補助金交付を求める口座の交付申請者名義を証する書類
- ⑧その他センターが定めるもの

注7. 証憑の写しの内、領収書等とは

- ・交付申請者宛ての領収証(購入者が受け取ったものの写し)、又は銀行振込み等で 領収証の無いものについては、金融機関発行の振込み証明書(振込金受取書等の 写し)等とする。
- ・インターネット等による振込みの場合には、領収証又は金融機関発行の「振込み 受託書」(振込完了が記載されているものの写し)等とする。

(別表7) 次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金管理規程

次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金管理規程

- 1. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、法令を順守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
- 3. 補助金の交付を受けた者は、一定期間(注)内において取得財産等を保有し、処分を制限された取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け(リース事業者を除く)、廃棄又は担保に供すること)してはならない。
- 4. 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出しその承認を受けなければならない。
 - センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、 事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。
- (注) 一定期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等を勘案して、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金交付規程第18条第2項及び同19条第2項に基づく、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金業務実施細則別表6に定められた期間とする。

(別表8) 承認を受けて行われる処分のうち、センターが特に認めるもの

次に掲げる処分(譲渡の場合にあっては、譲受人が取得財産等を処分制限期間中に新たな財産処分を行う場合は、あらかじめ財産処分に係るセンターの承認を譲受人自身が得ることについて合意がある場合に限る。)

- 1 住宅及び建築物等に充電設備が設置された場合における、当該住宅及び建築物等の譲渡と併せて行われる当該充電設備の譲渡。
- 2 申請者が所有していない土地に充電設備が設置される場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該充電設備の処分であって、処分後も引き続き当該充電設備が本補助目的の達成を図るために利用されるものとしてセンターが認めるもの。
- 3 その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

参考2. 次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金業務実施細則

次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金業務実施細則

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が、次世代自動車用充電設備の設置に対する助成金(以下「補助金」という。)を交付する業務は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金交付規程(以下「交付規程」という。)に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則(以下「実施細則」という。)による。ただし、交付規程第5条第1項に定める補助対象経費に係る充電設備承認の手続きについてもセンターが別に定める。

(用語)

第2条 実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

- 一 「高機能急速充電設備」とは、電気自動車等への充電に際し、現契約電力を超えないように 充電のための電力を制御する機能等充電設備の運用費用の負担低減に資する機能、課金が可能 となる機能、又はこれらを組み合わせた機能を備えた急速充電設備をいう。
- 二 「高機能普通充電設備」とは、電気自動車等への充電に際し、現契約電力を超えないように 充電のための電力を制御する機能等充電設備の運用費用の負担低減に資する機能、課金が可能 となる機能、又はこれらを組み合わせた機能を備えた普通充電設備をいう。
- 三 「高機能V2H充電設備」とは、電気自動車等への充電に際し、現契約電力を超えないよう に充電のための電力を制御する機能等充電設備の運用費用の負担低減に資する機能、課金が可 能となる機能、又は、これらを組み合わせた機能を備えたV2H充電設備をいう。
- 四 交付規程第3条第1項第二号における「普通充電設備」のコントロールパイロット機能には、 使用・非使用による切り替えを必須としないこととする。
- 五 「充電用コンセント」とは、日本配線システム工業会規格「JWDS-0033 EV充電 用コンセント・差込プラグ」に適合したコンセントをいう。
- 六 「コンセントスタンド」とは、センターが認めた充電用コンセント(JWDS-0033に 適合するもの)を装備する盤型、又はスタンド型のものをいい、日本配線システム工業会規格 「JWDS-0035 EV充電用コンセント盤・コンセントスタンド」適合することを必要 とする。
- 七 充電設備における「中古品」とは、公募申請者が既に代金を支払い、設置し、メーカー発行の保証書等を受領した充電設備をいい、「新古品」とは、公募申請者が代金を支払って既に所有する設置されていない充電設備をいい、いずれもその購入費用は補助対象経費とはならない。
- 八 「共同申請」とは、一つの申請に関し、複数の公募申請者がいる場合、手続きの代表者を定めた上で共同して申請することをいう。原則として、充電設備の所有権を有する者が申請の手続きを行うこととする。

(補助金交付上限額)

140万円

第3条 交付規程別表2の充電設備に係る補助金交付の交付上限額の範囲としてセンターが定め る金額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める金額とする。ただし、塩害地又は 寒冷地において使用される仕様の急速充電設備については、第一号から第三号までに定める金 額及びその仕様差を考慮しつつ、高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業においては 750万円、共同住宅等充電設備設置事業では400万円、その他公共用充電設備設置事業と 工場・事業所充電設備設置事業においては300万円を超えない範囲でセンターが個別に判断 する。

充電設備の種類、出力及び補助率ごとの補助金交付上限額を以下に示す。

一 定格出力が10キロワット以上30キロワット未満の急速充電設備 高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業 410万円 その他公共用充電設備設置事業、共同住宅等充電設備設置事業、 及び工場・事業所充電設備設置事業 130万円

二 定格出力が30キロワット以上50キロワット未満の急速充電設備 高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業 430万円 その他公共用充電設備設置事業、共同住宅等充電設備設置事業、

及び工場・事業所充電設備設置事業

三 定格出力が50キロワット以上の急速充電設備 高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業 450万円 その他公共用充電設備設置事業、共同住宅等充電設備設置事業、 及び工場・事業所充電設備設置事業 150万円

四 普通充電設備

高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業 200万円 その他公共用充電設備設置事業、共同住宅等充電設備設置事業、

及び工場・事業所充電設備設置事業

75万円

五 V2H充電設備

高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業 250万円 共同住宅等充電設備設置事業 133.3万円 その他公共用充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業 100万円

六 蓄電池付充電設備

*定格出力が10キロワット以上30キロワット未満の蓄電池付急速充電設備

高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業 710万円 共同住宅等充電設備設置事業 373.3万円

その他公共用充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業 280万円

*定格出力が30キロワット以上50キロワット未満の蓄電池付急速充電設備

高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業 730万円

共同住宅等充電設備設置事業 386.6万円

その他公共用充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業 290万円

*定格出力が50キロワット以上の蓄電池付急速充電設備

高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業 750万円 共同住宅等充電設備設置事業

400万円

その他公共用充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業

300万円

*蓄電池付普通充電設備

高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業

420万円

共同住宅等充電設備設置事業

246.6万円

その他公共用充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業

185万円

*蓄電池付V2H充電設備

高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業

420万円

共同住宅等充電設備設置事業

246.6万円

その他公共用充電設備設置事業、及び工場・事業所充電設備設置事業

185万円

七 充電用コンセント

高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業

5万円

その他公共用充電設備設置事業、共同住宅等充電設備設置事業、

及び工場・事業所充電設備設置事業

2.5万円

八 充電用コンセントスタンド

高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業

15万円

その他公共用充電設備設置事業、共同住宅等充電設備設置事業、

及び工場・事業所充電設備設置事業

7.5万円

- 2 交付規程第5条第1項の規定による補助対象経費に係る事業毎の充電設備と設置基数の目安は別表1-1のとおりとする。
- 3 交付規程第6条第1項の規定による充電設備の種類及び設置工事の内容毎にセンターが定める補助金交付上限額は、別表1-2のとおりとする。
- 4 交付規程第6条第2項に規定による充電設備等の型式毎にセンターが定める補助金交付上限額は、別表1-3のとおりとする。
- 5 交付規程第5条第2項に基づきセンターが承認する充電設備の条件を別表9に定める。
- 6 交付規程第7条第4項及び第9条第2項に規定する補助金の予算の範囲の内訳は、高速道路 SA・PA及び道の駅充電設備設置事業及びその他公共用充電設備設置事業を14億円程度、 共同住宅等充電設備設置事業及び工場・事業所充電設備設置事業を8.5億円程度とする。
- 7 前項の予算の範囲の内訳や交付規程別表1の補助金交付上限額の補助率は必要に応じて見直すこととする。

(補助金の公募申請)

- 第4条 交付規程第7条第1項に規定するセンターが指定する日は、平成28年9月30日(金) とする。
- 2 交付規程第7条第2項第七号に定める工事の施工開始とは、充電設備設置に係る搬入や充電 設備設置の為の基礎工事などの設置に係る準備や工事の一部又は全部の施工の開始のことをい う。
- 3 交付規程別表4に掲げる公募申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表2 のとおりとする。

- 4 交付規程第7条第4項に規定するセンターが定める採択を行う日は、別途定めることとする。
- 5 交付規程第7条第1項に規定する公募申請書の提出があった場合は、所定の様式及び添付書類並びにその記載内容が適正であるものについて受付を行う。書類の不足や様式相違等、センターが適正でないと認めた場合は、受付を不可とし、その旨を公募申請者に通知した上で、返却するものとする。
- 6 公募申請書類に不備があった場合は、受付を保留し、センターが公募申請者に一定期間内に 書類の不備を是正するように指示することができるものとする。
- 7 前項にあっては、センターが指示する一定期間内を超えても不備の是正がされない場合は、 第5項同様に受付を不可とし、その旨を公募申請者に通知した上で、返却するものとする。
- 8 第5項及び前項の規定は、交付規程第8条に規定される交付申請書及び第14条に規定される実績報告書の提出においても適用する。
- 9 共同申請を行う場合にあっては、交付規程第7条第1項の規定による公募申請と同時に、以下の各号を定めた、センターが定める様式による共同申請書をセンターに提出しなければならない。
 - 一 交付規程及び実施細則に規定される一切の手続きを行う代表者を定めること。だだし、原則充電設備を所有するものを代表者とすること。
 - 二 交付規程第16条第2項の規定に従って補助金の交付を受けた場合は、他の共同申請者に 対して速やかに当該他の共同申請者が受領すべき補助金相当額を支払うこと。
 - 三 交付規程及び実施細則の規定により補助金の返納義務が発生した場合は、共同申請者はそ の返納額の全額を連帯して返納すること。
- 10 前項に規定する共同申請書を提出するにあたっては、以下の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 全ての共同申請者の印鑑登録証明書(三ヶ月以内の発行のもの、原本。)
 - 二 共同申請者が法人にあっては履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書等(三ヶ月以内の発行のもの、原本。)及びセンターが定める様式による役員名簿
 - 三 共同申請者がマンション管理組合(管理組合法人を除く。)にあっては、マンション管理組合の現在の理事長が選任されたことを証する書類の写し及び現理事長の本人確認書類
- 11 公募申請者は、交付規程別表2の特別な仕様に基づく工事に該当するものとして申請しようとするときは、交付規程第7条第1項の規定による公募申請と同時に、センターが定める様式による「特別な仕様に基づく工事」申請事由書を、その関係する規格書又は仕様書を添付してセンターに提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

- 第5条 交付規程第8条第1項に規定するセンターが指定する日は、平成28年10月31日(月) とする。
- 2 交付規程同条第2項第三号に規定する補助対象経費の支払方法において、他の取引との相殺 払い、手形(電子手形を含む)による支払及び裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡)による 支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めないものとする。
- 3 交付規程別表5に掲げる交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表3

のとおりとする。

- 4 交付申請者は、交付規程第20条第1項に規定される手続代行者による申請を行う場合は、 次の各号に定める項目を手続代行者へ依頼しなければならない。
 - 一 手続代行者は、交付申請者が依頼する交付規程及び実施細則に規定される手続きを代行すること。
 - 二 手続代行に係る費用は、補助対象経費とは認められないこと。
 - 三 補助金交付に係るセンター発行の通知書等の書類に関しては、全て交付申請者となること。
 - 四 手続代行者は、虚偽の申請等不正行為を行った場合は、交付規程第26条に基づき、手続代行業務の停止及び名称の公表等の措置が科せられること。
 - 五 手続代行者は、交付規程第8条第1項の規定による交付申請書の署名・押印をもって、前 各号に同意したものとする。
- 5 前項の規定は、交付規程第14条に規定される実績報告書の提出においても適用する。
- 6 センターは、手続代行者による不正行為等を認めた場合は、交付規程第17条に基づき交付 決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返 還命令書により、期限を付して交付申請者へ当該補助金の返還を命じるものとする。

(補助対象経費及び補助金交付額の計算方法)

- 第6条 補助金交付額は、充電設備費と設置工事費について別々に計算し、それらを合計して算出する。
- 2 充電設備の購入費については、充電設備に係る購入価格に補助率を乗じた額(千円未満の額は切り捨て。)と、別表1-3に定める当該充電設備と同一の型式の補助金交付上限額のいずれか低い方を補助金交付額とする。なお、高速道路SA・PA及び道の駅充電設備設置事業における「高速道路SA・PA」等、「道の駅」に設置される充電設備については、当該充電設備に係る購入価格と、別表1-3に定める当該充電設備と同一の型式でセンターが承認した本体価格のいずれか低い方を補助金交付額とする。ただし、交付規程第7条第4項の規定による採択通知書に記載の内容に対して、交付規程第8条第1項の規定による交付申請書に記載された補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。
- 3 設置工事費については、交付規程別表2に事業毎に定めた額を補助額とする。(千円未満の額は切り捨て。)別表1-2に定める事業毎工事項目毎に定額、あるいは補助上限額と交付申請者が申告する補助対象経費についてセンターが審査しこれを認めた額のいずれか低い方を補助金交付額とする。ただし、前項ただし書きを準用するものとする。
- 4 第2項及び前項の規定におけるただし書きは、交付規程第9条第2項の規定による交付決定 通知書の記載内容に対して、交付規程第14条第1項の規定による実績報告書においても準用 するものとする。

(利益等排除の方法)

- 第7条 交付規程第7条第2項第八号に規定する利益等排除の方法は別表4に定める。
- 2 交付申請者は、前項に規定する方法により利益等排除の交付申請をしようとするときは、交付規程第8条第1項の規定による交付申請書と同時に、センターの定める様式による利益等排

除申告書を添付してセンターに提出しなければならい。

3 交付申請者は、第1項に規定する方法よる交付規程第9条第2項の交付決定通知を受けた場合は、センターの定める様式による利益等排除申立書を、同規程第14条第1項の規定による 実績報告書に添付してセンターに提出しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 センターは、交付規程第7条第4項の公募審査等及び第9条第2項の交付審査等をする にあたり、充電設備の普及を促進する地方公共団体に対して、設備設置が円滑に実施できるよ う十分に配慮するものとする。

(計画変更の承認等)

- 第9条 センターは、交付規程第7条第4項の採択通知、同条第5項の条件、第9条第3項の修正、同条第6項の条件、第11条の計画変更の承認その他の理由により、当初の交付申請に係る補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。
- 2 交付申請者は、交付規程第11条のセンターが定める様式による計画変更承認申請書の提出 に先立ち、センターが定める様式による計画変更申告書を提出するものとする。
- 3 前項において変更の内容が工事の内容に関わらない軽微な変更とセンターが認める場合は、 センターが定める様式である変更届出書をもって届けることとする。
- 4 センターは、第2項において申告された変更の内容が、極めて軽微であると認められる場合は、第2項に定める計画変更申告書の提出をもって承認する。

(実績報告等)

- 第10条 交付規程第14条第1項のセンターが別に定める日は平成29年1月31日(火)とする。
- 2 交付規程第7条第2項第九号に定める充電設備の設置完了とは、補助対象経費に係る充電設備を稼働せしめる設置工事が全て完了した日のことをいう。
- 3 交付申請者は、交付申請の際に予定していた設備設置の完了日までに設備設置を完了しない場合は、交付規程第12条に定める工事完了日遅延等報告書をもって、事前にセンターの承認を受けなければならない。この場合において、センターは、その設備設置の完了の遅延が、本人の責めに帰さないやむを得ない事情によるものと認める場合には、これを承認する。
- 4 交付規程第14条第2項のセンターの承認を受ける場合は、センターが定める様式による実績報告日期限遅延事由書を提出しなければならない。ただし、第1項に定める日を超過することはできないものとする。
- 5 交付規程別表 6 に掲げる設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定める ものは、別表 5 のとおりとする。

(取得財産等の管理等)

- 第11条 交付規程第18条第2項の取得財産等の保有義務期間を別表6のとおり定める。
- 2 交付規程第18条第3項においてセンターが保有義務違反と認める処分は別表7のとおり定

める。

(財産処分の制限等)

- 第12条 交付規程第19条第2項の取得財産等の処分を制限する期間を別表6のとおり定める。
- 2 交付規程第19条第3項の承認を受けて行われる処分うち、別表8に掲げるものにあっては、 同項の規定は適用しない。
- 3 補助金の交付を受けた者は、前項においてセンターが認める処分を行うときは、センターが 定める様式による取得財産等届出書をもって届けることとする。
- 4 センターは、交付規程第19条第3項に基づき提出された財産処分承認申請書の処分の内容が、補助事業の目的を達成できないとしてセンターが認めたときは、交付をした補助金の全部又は一部の返納を求め、財産処分承認通知書により通知するものとする。ただし、その取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次の各号に該当するときは、センターは補助金の返納を求めないものとする。
 - 一 天災又は過失のない事故等により補助対象充電設備が使用不能となり廃棄処分した場合。
 - 二 その他センターが特に認める場合。
- 5 前項において、センターが補助金の返納を求めるときは、減価償却資産における償却方法の 考え方に基づき、当該返納額は、補助金交付額等を勘案して算出される額とする。
- 6 補助金の交付を受けた者が、交付規程第18条第3項に定める保有義務期間に第19条第1 項において処分を制限されていない取得財産等を処分をするときは、あらかじめ取得財産等届 出書をもって届けることとする。

(充電設備の設置場所等に関する調査)

- 第13条 センターは、電気自動車等の利用環境の向上を図るため、充電設備の設置場所、仕様、利用者の範囲等に関する情報について調査し、一般への提供等が可能となるよう努めるものとする。
- 2 主に公共用充電設備設置に係る交付申請者は、前項の調査及び一般への提供等について、承諾しなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

- 第14条 センターは、交付規程第7条第4項の審査等をするに当たり、採択された公募申請の 額の累計が予算額を超えると予想される場合は、公募申請期間を短縮することができる。
 - なお、この場合には、センターのホームページ上で公募申請の受付を終了したことを告知する。
- 2 センターは、交付規程第7条第4項の審査等をするに当たり、採択された公募申請の額の累計が予算額に満たないと予想される場合は、第4条第1項に定める日を超えて、公募申請を受付することができるものとする。なお、この場合には、センターのホームページ上で公募申請の受付期間を延長することを告知する。

(審査委員会)

第15条 センターは、有識者等による審査委員会を組織し、交付規程の制定及び変更、実施細

則の制定及び変更(軽微なものを除く。)、補助金上限額の決定、補助対象となる充電設備の審査、その他の補助金の交付をする業務に係る重要な決定をするときは、当該審査委員会の審議を経なければならない。

(採択委員会)

第16条 センターは、有識者等により組織された採択委員会の事務局となり、交付規程第7条 第4項における公募審査等をするときは、当該採択委員会の審議を経なければならない。

(様式)

第17条 交付規程及び実施細則によりセンターが定める様式は、様式1から様式36までのと おりとする。

(附則)

- 1. この実施細則の制定は、第15条の審査委員会の審議を経て決定する。
- 2. この実施細則は、交付規程の適用日(平成28年5月6日)から適用する。

(附則)

- 1. この実施細則の制定は、第15条の審査委員会の審議を経て決定する。
- 2. この実施細則は、交付規程の適用日(平成28年5月6日)から適用する。
- 3. この実施細則は、平成28年7月21日から適用する。

(附則)

- 1. この実施細則の制定は、第15条の審査委員会の審議を経て決定する。
- 2. この実施細則は、交付規程の適用日(平成28年5月6日)から適用する。
- 3. この実施細則は、平成28年9月21日から適用する。

事業	急速充電設備 及び 蓄電池付 充電設備	普通充電設備	V2H充電設備	充電用コンセント	充電用コンセント スタンド
1. 高速道路SA・PA 及び道の駅 充電設備設置事業	高速 1基 道の駅 1基 注1	高速 2基 道の駅 2基 注2	高速 2基 道の駅 2基 注3	高速 2基 道の駅 2基	高速 2基 道の駅 2基
2. その他公共用 充電設備設置事業	1基 注4	駐車場収容台数に よる 注5	同左	同左 注 6	同左 注 6
3. 共同住宅等 充電設備設置事業	1基 注4	共同住宅等に付属 する駐車場台数に よる 注7	同左	同左 注8	同左 注8
4. 工場·事業所 充電設備設置事業	1基 注4	工場・事業所の 当該駐車場台数に よる 注9	同左	同左 注1 O	同左 注1 O

別表1-1 事業別充電設備と設置基数の目安

- 注1 高速道路SA・PA及び道の駅に設置する場合で、急速充電設備及び蓄電池付充電設備を 選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。 ただし、保証等プログラム付は選択できる。
- 注2 高速道路SA・PA及び道の駅に設置する場合で、普通充電設備を選択した場合は、それ 以外の充電設備を選択できない。

ただし、保証等プログラム付は選択できる。

- 注3 高速道路SA・PA及び道の駅に設置する場合で、V2H充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。 ただし、保証等プログラム付は選択できる。
- 注4 2. その他公共用充電設備設置事業、3. 共同住宅等充電設備設置事業及び4. 工場・事業所充電設備設置事業において、急速充電設備及び蓄電池付充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。
- 注5 2. その他公共用充電設備設置事業において、設置できる普通充電設備、V2H充電設備、 充電用コンセントスタンド、充電用コンセントの数の目安は駐車場収容台数の規模別に以 下の通りである。ただし、混合設置の場合は合算値とする。

1~333 台:1基、334~555 台:2基、556~777 台:3基、778~999 台:4基、

- $1,000\sim1,222$ 台:5 基、 $1,223\sim1,444$ 台:6 基、 $1,445\sim1,666$ 台:7 基、
- 1,667~1,888 台:8基、1,889~2,111台:9基、2,112~2,333台:10基
- 2,334 台以上の駐車場への設置基数の目安は、採択委員会で別途審議の上、決定する。
- 注6 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注5に準ずる。
- 注7 共同住宅等に付属する駐車場の収容台数の1.5%以内、または15基のいずれか低い方。
- 注8 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注7に準ずる。
- 注9 従業員駐車場、社有車駐車場のいずれも収容台数の原則1.5%以内、または15基のいずれか低い方。
- 注10 機械式駐車場につける場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注9に準ずる。

別表1-2 事業毎の設置工事に係る補助金交付上限額

(単位:万円)

	事業の種類	1.	高速SA・PA及び	が道の駅充電設備記	设置事業		2.その他公共用充	E電設備設置事	業	3	3.共同住宅等充電	設備設置事業		4	工場・事業所芸	汽電設備設置 事	業
	設置場所の例	高速道路等の SA・PA		道の駅			商業施設•	官泊施設等		新築、既設の分譲・賃貸マンション等			F	従業員駐車場、社有車駐車場			
交	ナ またなる充電設備	急速	急速	普通·V2H	充電用コンセント *1 コンセントスタント	急速	普通·V2H	機械式駐車場 *1 (充電用コンセント)	充電用コンセント *1 コンセントスタント	急速	普通·V2H	機械式駐車場 *1 (充電用コンセント)	充電用コンセント *1 コンセントスタント	急速	普通·V2H	機械式駐車場 *1 (充電用コンセント)	充電用コンセント *1
3	た電設備の補助率	定額			定額		1/2	_	1/2	1/2	1/2 (2/3)*2	_	1/2	1/2	1/2	_	1/2
工事区分及び補助対象経費となる工事費	説明	定額		 定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額
		労務 部材 計	労務 部材 計	労務 部材 計	労務 部材 計	労務 部材 計	労務 部材 計	労務 部材 計	労務 部材 計	労務 部材 計	労務 部材 計	労務 部材 計	労務 部材 計	労務 部材 計	労務 部材 計	労務 部材 計	労務 部材 計
	原則、充電設備1基あたりの工事の(部材及び労務費ことに数字がある場合はそれぞれの)補助上限額を示す	1 8		3 8 3			8 8 8	5 6 8		, ,		3 8 8			5 8 t	8 5 1	. 8 .
① 充電設備設置工事費	ア.基礎工事費 ()は、 別体型課金機有の場合		30(35) 20(25)	20	30(35	20(25)	150	20	30(35)	20(25)	150	20	30	20	150	20
	イ.本体搬入費 ()は、離島の場合*4		15(30) 5(10)	5(10)	15(30	5(10))	5(10)	15(30)	5(10)		5(10)	15	5		
	原則、50mまでとし別途充電設備毎、工事内容毎にセ ンターが上限を定める		71 59 13	0 33 32 65	33 32 65	71 59 13	33 32 6	200	33 32 65	71 59 130	33 32 65	200	33 32 65	71 59 130	33 32 65	200	33 32 65
③ 高圧受変電設備設置工事費	高速道路等のSA・PAへの設置工事のみ																
④ 特別措置に基づく受電工事費	急速充電器を設置した場合に限る		7	0		7	0			70							
(2) 案内板設置工事費	原則、1申請あたりの(部材及び労務費ごとに数字がある場合はそれぞれの)補助上限額を示す				***************************************		-									8000	1
ア. 入口が2か所以下の施設への設置			5 10 1	5 5 10 15	5 10 15	E 10 1	E 5 10 11	E 10 1E									
イ. 入口が3か所以上の施設への設置			10 20 3	0 10 20 30	10 20 30		5 5 10 1 8	5 5 10 15	5 5 10 15								
	原則、充電設備1基あたりの工事の(部材及び労務費ことに数字がある場合はそれぞれの)補助上限額を示す															8	
① 充電スペースのライン引き			4 1	5 4 1 5	4 1 5					0 0000000000000000000000000000000000000					***************************************		
② 路面表示			9 6 1	5 9 6 15	9 6 15												
③ 屋根	一つの充電スペースに屋根と小屋を重複して選択はできない	`	10 40 5	0 10 40 50	10 40 *6 50	10 40 5	6 0 10 40 5 0)	10 40 *6 50								
④ 小屋	一つの充電スペースに屋根と小屋を重複して選択はできない	`	10 60 7	0 10 60 70	10 60 *6 70	10 60 7	' 0 10 60 7 0)	10 60 *6 70	•							
⑤ 充電設備防護用部材			3 5	8 3 5 8	3 5 8	3 5	8 3 5 8	3 10 10 20	3 5 8	3 5 8	3 5 8	10 10 20					
⑥ 電灯			4 6 1	0 4 6 10	4 6 10									-			
(4) その他設置に係る費用	原則、1申請(1工事)あたりの補助上限額			į.	l			<u>I</u>	1			J	Į.		8	8	I
① 雑材・消耗品費、養生費				5 5	5	•	5	5 5	5	5	5	5	5	3	3	3	3
② レイアウト検討・図面作成費	図面作成費 レイアウト検討費 電力会社立会・協議費		15 15 3 5	15 5 10 25	15 10 25	15 15 3 5	15 10 2!	15 5 10 25	15 5 10 25 0	15 50*5 70	15 45*5 0	15 45*5 60 0	15 45*5 60	15 5 20	15 5 2 0	15 5 20	15 5 20
			1	5 15	15	1	5 18	15	15	15	15	15	15	10	10	10	10
④ 停電回避費	高速道路等のSA・PAへの設置工事時のみ																
⑤ 兀电人へ一人追放質	高速道路等、道の駅、および共同住宅等の内既設の 分譲マンションへの設置工事でセンターが認めた場合	***	5	0 50	50					50	50		50				
⑥ (1)~(3)の工事でかかったその 他労務費	現場監督費、世話役等の労務費		1	5 15	15	1	5 1	5 15	5 15	15	15	15	15	10	10	10	10
													to the same of the				
		5000 *3					-										

- *1 充電用コンセントは、補助対象とするが、充電用コンセント(充電用コンセントスタンドに追加する充電用コンセントを除く)の購入費は、(1)充電設備等設置工事費の②電気配線工事費の部材費に含むことができるものとする。
- *2 共同住宅等充電設備設置事業では、V2H、および蓄電池付の急速、普通充電設備、およびV2Hの補助率は2/3とする。
- *3 特別な仕様に基づく工事の場合に適用する工事全体の上限額を示す。
- *4 離島とは、国土交通省が定める、本州、北海道、九州、四国、沖縄本島の5島を除く島をいう。
- *5 既設分譲共同住宅に設置する場合のレイアウト検討費の上限額とする。新設の分譲共同住宅、賃貸の共同住宅においては、急速15万、普通10万を上限額とする。
- *6 コンセントスタンド設置時のみ適応する。
- (注)複数の充電設備の設置工事における「設置工事」の補助金交付上限額については、別途センターが定める。

(別表1-3)

平成28年度 補助対象充電設備型式一覧表(平成28年5月25日現在)

- 【区分】高機能又はそれ以外を示す. なお, 高機能は運用費低減機能/課金欄にて別に表示
- 【P5】「保証等プログラム付」定期点検費用・コールセンター費用・通信費用のいずれか又は 全部を本体価格に含むものを表示

【仕様】耐塩:塩,寒冷地:寒,耐塩+寒冷地:塩·寒,三相:三,単相:単

急速充電設備

		区分								補助金交付	補助金交付	センターが承認
メーカー名	充電設備	課金	幾能 運用費 低減機能	蓄電池	P5	型式	出力	仕様		上限額 補助率1/2 (千円)	上限額 補助率2/3 (千円)	した本体価格 (円)*1
	50kW以上			0		RAPIDAS-R	50kW	Ξ		2,450	3,266	4,900,000
		0		0		RAPIDAS-R-AE	50kW	111		2,800	3,733	5,600,000
		0		0		RAPIDAS-R-AJ	50kW	Ξ		2,900	3,866	5,800,000
		0		0		RAPIDAS-R-AU	50kW	三		2,900	3,866	5,800,000
		0		0		RAPIDAS-R-AE-EM	50kW	Ξ		3,000	4,000	6,000,000
JFEテクノス	高機能	0		0		RAPIDAS-R-AJ-EM	50kW	三		3,000	4,000	6,000,000
	INTINCHE.	0		0		RAPIDAS-R-AU-EM	50kW	三		3,000	4,000	6,000,000
		0		0	0	RAPIDAS-R-AE-P5	50kW	三		-	-	7,090,000
		0		0	0	RAPIDAS-R-AJ-P5	50kW	Ξ		-	-	7,300,000
		0		0	0	RAPIDAS-R-AE-EM-P5	50kW	Ξ		-	-	7,490,000
		0		0	0	RAPIDAS-R-AJ-EM-P5	50kW	三		-	-	7,500,000

※今後、対象となる充電設備はセンターが承認したものから順次センターホーム ページにてご案内いたします

(次世代自動車振興センターホームページ http://www.cev-pc.or.jp/)

- *1 本表で示す「センターが認めた本体価格」は、センターが定める要件や補助する上限額等に基づき算定された補助対象として承認した本体価格であり、メーカー各位が定める標準価格とは 異なりますことをご理解ください。
 - ・高速道路 SA・PA 及び道の駅に設置する場合、本価格が補助上限額となる。
 - ・各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカー確認のこと。

(別表1-3)

平成28年度 補助対象充電設備型式一覧表(平成28年5月25現在)

- 【区分】高機能又はそれ以外を示す. なお, 高機能は運用費低減機能/課金欄にて別に表示
- 【P5】「保証等プログラム付」定期点検費用・コールセンター費用・通信費用のいずれか又は 全部を本体価格に含むものを表示

【仕様】耐塩:塩,寒冷地:寒,耐塩+寒冷地:塩·寒,三相:三,単相:単

普通充電設備

		区分		-					補助金交付	補助金交付	
メーカー名	充電設備	課金	幾能 運用費 低減機能	蓄電池	P5	型式		仕様	上限額 補助率1/2 (千円)	上限額 補助率2/3 (千円)	センターが承認 した本体価格 (円)*1
						DNE3000K	4kW	単	150	-	300,000
						DNE3300K	4kW	単	225	-	450,000
	普通充電設備					DNE3000K-NA	4kW	単	175	-	350,000
	百週兀电政佣					DNE3300K-NA	4kW	単	250	-	500,000
						DNC321K	4kW	単	85	-	170,000
						DNM321S	4kW	単	120	-	240,000
			0			DNC321PK	4kW	単	90	-	180,000
			0			DNM321PS	4kW	単	125	-	250,000
		0				XDBNAS3000K	4kW	単	750	-	1,500,000
		0				XDBNAS3300K	4kW	単	750	-	1,500,000
	高機能	0				XDBNAK3000K	4kW	単	750	-	1,500,000
	1月11及115	0				XDBNAK3300K	4kW	単	750	-	1,500,000
パナソニック		0				DNXC300RK	4kW	単	310	-	620,000
, , , , , , , , , ,		0				DNXC300WK	4kW	単	330	-	660,000
		0				DNXC330RK	4kW	単	437	-	875,000
		0				DNXC330WK	4kW	単	457	-	915,000
						WK4322S,Q,W,B		単			3,500
						WK3911		単			3,100
	充電用					WK39115		単			3,100
	コンセント					WK4422S,Q,W,B		単			10,000
						DNM2010		単	19	-	39,800
						DNE201K		単	24	-	49,800
						DNM021S,Q,B		単	49	-	99,800
	充電用 コンセント					DNE001K		単	75	-	150,000
	スタンド					BPE021		単	27	-	54,700
						BPE221		単	41	-	82,000

※今後、対象となる充電設備はセンターが承認したものから順次センターホームページにてご案内いたします

(次世代自動車振興センターホームページ http://www.cev-pc.or.jp/)

- *1 本表で示す「センターが認めた本体価格」は、センターが定める要件や補助する上限額等に基づき算定された補助対象として承認した本体価格であり、メーカー各位が定める標準価格とは 異なりますことをご理解ください。
 - ・高速道路 SA・PA 及び道の駅に設置する場合、本価格が補助上限額となる。
 - ・各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカー確認のこと。

(別表2) 公募申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

- 公募申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの
- ①共同住宅等充電設備設置事業の申請にあっては、充電設備の設置場所が共同住宅等であることを証する書類
- ②工場・事業所充電設備設置事業の従業員駐車場の申請にあっては、従業員駐車場である ことを証する書類
- ③工場・事業所充電設備設置事業の社有車用駐車場の申請にあっては、所有する電気自動車等の自動車検査証(車検証)の写し、又は今後購入予定であることを証する書類(購入計画書等)
- ④その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表3) 交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

交付申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

- ①充電設備を設置する土地が借地の場合は土地の借用書(賃貸借契約書等)
- ②充電設備選定理由書
- ③工事施工会社選定理由書
- ④その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表4) 利益等排除の方法

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助金の公募申請者及び交付申請者(リースの場合はその使用者を含む。以下、この表で同じ。)が以下の(1)から(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

- (1) 公募申請者及び交付申請者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 公募申請者及び交付申請者の関係会社(上記(2)を除く)
- 2. 利益等排除の方法 (注)

, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(1) 公募申請者及び交付申請者の自社調	原価をもって補助対象経費とする。この場合
達の場合	の原価とは、当該調達品の製造原価及び当該
	設置工事費の工事原価をいう。
(2) 100%同一の資本に属するグルー	取引価格が当該調達品及び当該設置工事費
プ企業からの調達の場合	の原価以内であると証明できる場合は、取引
	価格をもって補助対象経費とする。これによ
	りがたい場合は、調達先の直近年度の決算

報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

者の関係会 取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、及び取引価格が工事原価と当該設置工事に対する経費等及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費

(3) 公募申請者及び交付申請者の関係会 社(上記(2)を除く。)からの調 達の場合

> とする。これによりがたい場合は、調達先の 直近年度の決算報告(単独の損益計算書)に おける売上高に対する営業利益の割合(以下 「営業利益率」といい、営業利益率がマイナ スの場合は0とする。)をもって取引価格か ら利益相当額の排除を行う。

(注) 「製造原価」、「工事原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが 当該調達品及び当該設置工事費に対する経費であることの証明及びその根拠とな る資料の提出を行うものとする。

(別表5) 設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

充電設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

- ①充電設備等設置工事代金の支払証憑(充電設備の本体価格が記載されているもの)
- ②充電設備等設置工事の完了を証する書類
- ③充電設備及びその設置工事がリースの場合にあっては、次の書類
 - ・リース契約書のコピー
 - ・貸与料金の算定根拠明細書又は補助金相当額がリース料金に反映されたことを証す る書面
- ④その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表6) 取得財産等の保有義務期間と処分を制限する期間(設置完了日からとする)

事業の種類	対象となる 取得財産等	保有義務期間	取得財産等の処分を制限する期間 ※
1. 高速道路SA・PA			
及び道の駅			
充電設備設置事業			
2. その他公共用	充電設備		
充電設備設置事業	及び		5年
3. 共同住宅等	付帯設備等		
充電設備設置事業			
4. 工場・事業所			
充電設備設置事業			

(※取得財産等の処分の制限は取得価格が50万円以上のもの)

(別表7) 取得財産等の保有義務違反とセンターが認めるもの

センターが取得財産等の保有義務違反と認めるものは、次に揚げるものとする。

- 1. 充電設備や同設備の設置に関し、安全上や法規上の問題が発生し取得財産等の撤去などが求められた場合。
- 2. リース契約期間が保有義務期間に満たしていないことが判明した場合(リース事業者がその満たない期間保有し続けることを誓約した場合はこの限りではない)
- 3. その他センターが充電設備の普及の促進に違反すると認めた場合。

(別表8) 取得財産等の処分のうち、センターが認めるもの

次に掲げる処分(貸し付けの場合にあっては、補助金の交付を受けた者が、充電設備等の 所有権を留保するものに限る。)

- 1. 充電設備設置後に本補助金の目的の達成を図るために、充電インフラネットワーク会社等へ行われる利用権の許諾。
- 2. 充電設備の塗装等による広告目的使用。ただし、充電設備機能を低下させたり、外見を著しく阻害させたりしてはならない。
- 3. その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

(別表9) 充電設備の条件

センターが補助対象と認める充電設備の条件は、次に掲げるものとする。

- 1. センターが補助対象と認める「急速充電設備」、「普通充電設備」及び「V2H充電 設備」は、市販されている電気自動車等と当該充電設備の充電時の「互換性」及び「安 全性」が、第三者により担保されていることを条件とする。なお、第三者については 審査委員会の承認を得て、センターが別に定める。
- 2. 「急速充電設備」、「普通充電設備」及び「V2H充電設備」については、原則として、全事業において国際規格(IEC61851、IEC62196)に準拠していることを条件とする。

参考3.充電設備の申請・承認等に関する規則

充電設備の申請・承認等に関する規則

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が、平成28年 「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」の補助対象として「充電設備」の申請を受 付、承認する手続きは、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金交付規程(以下「交 付規程」という。)及び次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金業務実施細則(以下「実 施細則」という。)に定めるもののほか、実施細則によりセンターが定めるこの充電設備の申請・ 承認等に関する規則(以下「本規則」という。)による。

(用語)

- 第2条 本規則で使用する用語は、交付規程及び実施細則の例による。
- 二 「保証等プログラム付急速充電設備」とは、定期点検費用(部材・労務費の一部)、コールセンター費用、通信費用(高機能として認める課金機能=通信仕様が装着された場合に限る。) のいずれか(ただし定期点検費用は必ず含まれるものとする)又は全部を本体価格に含む 急速充電設備をいう。
- 三 「保証等プログラム付普通充電設備」とは、定期点検費用(部材・労務費の一部)、コールセンター費用、通信費用(高機能として認める課金機能=通信仕様が装着された場合に限る。) のいずれか(ただし定期点検費用は必ず含まれるものとする)又は全部を本体価格に含む普通充電設備をいう。
- 四 「保証等プログラム付V2H充電設備」とは、定期点検費用(部材・労務費の一部)、コールセンター費用、通信費用(高機能として認める課金機能=通信仕様が装着された場合に限る。)のいずれか(ただし定期点検費用は必ず含まれるものとする)又は全部を本体価格に含むV2H充電設備をいう。
- 五 「改造」とは、主に充電性能(定格出力等)をセンターが承認した性能から変更することを いい、承認取消しの対象となる。

(申請対象となる充電設備と申請者)

第3条 交付規程第5条第2項で定められた充電設備を申請する製造事業者、及び製造事業者が 海外法人である場合には、海外法人の日本支店の代表者若しくは、海外法人の委託を受けた輸 入事業者の代表者とする。(以下「製造事業者等」という。)

(充電設備の申請・承認)

- 第4条 補助対象として承認を受けようとする製造事業者等は、センターが定める様式による充電設備承認申請書を提出しなければならない。
- 2 申請は次の各号の全てに該当するものでなければならない。
 - 一 申請に係る充電設備を補助対象としてセンターが認めたとしても、それ自体が製品の品質を保証するものではなく、品質保証、購入者への補償等はすべて製造事業者にあることをあらかじめ了承すること。
 - 二 補助対象として認められた型式の宣伝・告知の内容は、センターの確認の後とすること。
 - 三 別表1の申請要件をすべて満たしていること。
 - 四 別表2に示す書類が添付されていること。
- 3 センターは、第1項の申請書の提出があったときには、これを受付し、審査委員会にて審査 し、承認することが適当と認めたときは、速やかに充電設備承認通知書により製造事業者等に 通知するものとする。

- 4 センターは、第3項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
- 5 センターは、第3項の承認を行ったときは、その内容をセンターのホームページで充電設備 の発売日を考慮し速やかに公表するものとする。

(申請の取下げ)

- 第5条 製造事業者等は、第4条第3項の規定による申請承認通知を受ける前に申請を取下げる ことができる。この場合においては、センターが定める様式による充電設備承認申請取下書を センターに提出しなければならない。
- 2 センターは前項の取下書の提出がされたときは、速やかに充電設備承認申請取下承認通知書をもって、これを承認する。

(仕様変更の申請及び承認)

- 第6条 製造事業者等は、第4条第3項の承認の通知を受けた後に、承認の通知に係る申請の内容を変更(一部、又は中止を含む。)しようとするときは、センターが定める様式による仕様変更承認申請書をセンターに提出しなければならない。
- 2 センターは第1項の申請書が提出された場合、審査会においてこれを審査し、適当と判断された場合これを承認し、仕様変更承認通知書により通知する。
- 3 センターは、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
- 4 センターは、第2項の承認を行ったときは、その内容をセンターのホームページで充電設備 の発売日を考慮し、速やかに公表するものとする。

(承認の取消し等)

- 第7条 センターは前条第2項の規定による承認の通知に係る申請の内容の変更の申請があった場合、又は、第4条第3項の申請承認通知を受けた製造事業者等が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、第4条第3項の規定による決定の全部又は一部を取消、又は承認の内容、若しくはこれに付した条件を変更することができる。
 - 一 法令、交付規程、実施細則、本規則又は法令若しくは交付規程、実施細則、本規則に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。
 - 二 承認した申請(本規則第6条の変更の承認等受けた場合は承認後)の内容と異なる仕様や 性能あるいは、改造を行い当該型式の充電設備を販売した場合。
 - 三 不正、怠慢、その他の不適当な行為をした場合。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、承認後に生じた事情の変更により承認通知に係る申請(本規則第6条の変更の承認を受けた場合は承認後)の内容全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 センターは、前項の規定による取消しをしたときには、充電設備承認取消通知書により、速やかに製造事業者等へ通知するものとする。

(センターによる調査)

- 第8条 センターは、交付規程第22条第1項に従い、必要な範囲において製造事業者等に調査 を要請することができる。
- 2 製造事業者等は、交付規程同条第2項に従いセンターが第1項の調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

(提供された情報の秘密保持)

第9条 センターは、交付規程第25条の定めに従い、提供を受けた情報の秘密保持を行う。

(不正行為等の公表等)

第10条 製造事業者等による虚偽及び不正行為をセンターが認めたときは、交付規程第26条 の定めに従い措置を講ずることができる。

(様式)

第11条

本規則によりセンターが定める様式は、様式細1から様式細12までのとおりとする。

(附則)

- 1. 本規則の制定は、実施細則第15条の審査委員会の審議を経て決定する。
- 2. 本規則は、平成28年5月6日から適用する。

(附則)

- 1. 本規則の制定は、実施細則第15条の審査委員会の審議を経て決定する。
- 2. 本規則は、平成28年5月6日から適用する。
- 3. 本規則は、平成28年7月21日から適用する。

別表1 充電設備の申請要件

*申請要件

以下の要件をすべて満たすこと、又は同意すること。

- ①充電設備の型式が定まっていること。
- ②急速充電設備、普通充電設備、及びV2H充電設備は、電気自動車等への充電の「互換性」、及び「安全性」が第三者による検定等に合格することで担保されていること。 なお、センターが認める第三者とはCHAdeMO協議会、又はJARIをいう。
- ③原則、基本型式となる充電設備について、②を証するものを提出すること。 ただし、メーカー自らが第三者の規格等を用い検証し、準拠していると証するものは認めない。 なお、基本型式とは、充電に直接関係のない課金機等の機能を含まない充電設備の型式をいう。基本型式以外で第三者による検定等に合格している場合は、その合格の基本型式を含む同一の型式の製品に適用してよいとする第三者の見解を示すこと。
- ④センターが認めた型式、及び製造番号を充電設備本体で確認できること。
- ⑤②を取得し、各社における品質確認が終了した段階にあること。
- ⑥販売価各、目標販売台数が確定していること。
- ⑦申請する型式の製品原価を開示すること。この場合、OEMによる調達品を含む。
- ⑧充電設備購入者(本事業における申請者)に対して直接、保証書が発行できること。 保証書の発行を工事施工会社、充電設備を販売する子会社、又は販売代理店等に委託する場合は、発行された保証書の写しを管理できること。
- ⑨承認した型式に市場不具合が発生した場合には、1週間以内に不具合内容と対策をセンターに報告すること。
- ⑩申請者の保有義務期間中における、稼働や撤去の状況等をセンターが求めた場合、報告すること。

別表2 申請時に提出すべき書類

*提出すべき書類

次の書類を提出すること

- ①申請する充電設備の型式毎に仕様、付属する装備、充電性能等を示すもの
- ②CHAdeMO協議会、若しくは J A R I の検定等に合格したことを証するもの
- ③保証書(正規品のブランク用紙(注))、管理方法の説明書
 - (注) 発行時には以下の必要項目の記載があること
 - ・発行元(充電設備メーカー<管理部署名称含む>、別表1⑧に定める委託会社等)
 - 発行先(交付申請者名)
 - ・充電設備のメーカー名、型式、製造番号又はシリアルナンバー
 - 保証開始日及び保証期間
 - 設置場所名称
- ④設置工事施工手順や電気配線仕様及び配線工事内容を解説したもの
- ⑤充電設備の利用方法を解説したもの
- ⑥OEMの場合は、上記①~⑤に加え、調達先との調達及び販売に関する契約書等の写し
- ⑦その他センターが定めるもの

参考4. 様式一覧

₹	************************************	名 称
	1 — 1	高速道路 SA·PA 及び道の駅充電設備設置事業(「高速道路 SA·PA」用)
	1 – 1	高速道路 SA・PA 及び道の駅充電設備設置事業(「道の駅」用)
	1 – 2	その他公共用充電設備設置事業
	1 – 3	共同住宅等充電設備設置事業
公	1 – 4	工場・事業所充電設備設置事業
公 募	1-1 (別紙)	高速道路 SA・PA 及び道の駅充電設備設置事業(「高速道路 SA・PA」用)
	1-1 (別紙)	高速道路 SA・PA 及び道の駅充電設備設置事業(「道の駅」用)
	1-2 (別紙)	その他公共用充電設備設置事業
	1-3 (別紙)	共同住宅等充電設備設置事業
	1-4 (別紙)	工場・事業所充電設備設置事業
	3 – 1	高速道路 SA·PA 及び道の駅充電設備設置事業(「高速道路 SA·PA」用)
	3 – 1	高速道路 SA・PA 及び道の駅充電設備設置事業(「道の駅」用)
	3 - 2	その他公共用充電設備設置事業
申請	3 – 3	共同住宅等充電設備設置事業
請	3 – 4	工場・事業所充電設備設置事業
	4 — 1	工事申告書(工事金額)
	4 – 2	工事申告書(配線ルート・内容)
	5	要部写真
	7 – 1	高速道路 SA・PA 及び道の駅充電設備設置事業(「高速道路 SA・PA」用)
	7 — 1	高速道路 SA・PA 及び道の駅充電設備設置事業(「道の駅」用)
	7 – 2	その他公共用充電設備設置事業
実	7 – 3	共同住宅等充電設備設置事業
績	7 – 4	工場・事業所充電設備設置事業
績 報 告	8	共同申請書
	9	充電設備等設置工事完了報告書
	1 0	工事実績申告書
	1 1	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表
	1 2	貸与料金の算定根拠明細書
	1 4	計画変更申告書
変	1 5	変更届出書
更 手	1 6	計画変更承認申請書
変更手続き	1 8	工事完了日遅延等報告書
_	1 9	実績報告日期限遅延事由書
	2 0	補助金申請取下書

ħ	 様式番号	名 称				
処 財	2 1	2 1 取得財産等届出書				
分產	2 2	財産処分承認申請書				
<i>h</i> -h-	2 4	共同住宅等充電設備設置事業に関する誓約書				
第3事業	2 5	共同住宅等充電設備設置事業に関する共同住宅等証明書提出書				
事業	2 6	工場・事業所充電設備設置事業に関する誓約書				
*	2 7	工場・事業所充電設備設置事業に関する従業員駐車場証明書提出書				
	3 0	利益等排除申告書				
	3 1	利益等排除申立書				
Z	3 2	実施状況等報告書				
その	3 3	役員名簿				
他	3 4	「特別な仕様に基づく工事」申請事由書				
	3 5	充電設備選定理由書				
	3 6	工事施工会社選定理由書				

参考5.参考様式一覧

参考様式番号	名 称
1	法人申請に係る代表者から申請者への委任状



お問い合わせ先・書類送付先

一般社団法人次世代自動車振興センター

充電インフラ部

T105-0001

東京都港区虎ノ門 1-6-12

大手町建物虎ノ門ビル2階

電話:03-5501-4415

(受付時間:平日のみ 9:00~17:00)

URL : http://www.cev-pc.or.jp